

平成30年第6回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	12月5日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 ・提案理由説明
			休 会	議 会 委員会室	午後 1時	・議 案 審 議
2	12月6日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月7日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 5 日 (水)

平成30年第6回山江村議会12月定例会（第1号）

平成30年12月5日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第 4 | | 議会活性化調査特別委員会中間報告について |
| 日程第 5 | 請願第 1号 | 二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員会委員長報告） |
| 日程第 6 | 発委第 2号 | 山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 7 | 承認第 11号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成30年度山江村一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 8 | 諮問第 1号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 9 | 議案第 51号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 10 | 議案第 52号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 53号 | 山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 54号 | 平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 13 | 議案第 55号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 14 | 議案第 56号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号） |
| 日程第 15 | 議案第 57号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号） |
| 日程第 16 | 議案第 58号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | | 議員派遣の件 |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育 長 藤本 誠一君
総務 課長 北田 愛介君	税務 課長 山口 明君
企画調整課長 松尾 充章君	産業振興課長 平山 辰也君
健康福祉課長 一二三 信幸君	建設 課長 白川 俊博君
教育 課長 蕨野 昭憲君	会計管理者 迫田 教文君
代表監査委員 木下 久人君	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。平成30年第6回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、9月14日、議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付しております。主なものだけを報告申し上げます。

9月23日、やまえ栗まつり、9,059人程度の参加が見られて、大変盛大に開催されました。

9月27日、山江村婦人会のテーブルマナー、アンジェリーク平安閣で開催されております。

9月29日、村内保育園の運動会に各議員は分散して参加しております。

10月9日、平成30年度熊本県防災危機管理トップセミナーが県庁会議室で開催されまして、中竹副議長と2人参加しております。

10月11日、定例郡議長会が人吉福祉センターで開催されております。

10月12日、郡町村議会議員親善グラウンドゴルフ大会が錦町町民グラウンドで開催され、全議員が参加しております。

10月19日、平成30年度山江村小中学校教育の情報化研究発表会に全議員参加しております。

10月21日、山江村村民体育祭が3年ぶりに開催されて、盛大に行われております。

10月22日、町村議会議長会第2回監事会が、自治会館で監査をしてまいりました。

10月24日、議会産業厚生常任委員会会議が産業厚生委員会委員の参加によって開催されております。

11月5日、郡定例議長会が球磨地域振興局で開催されております。

11月12日、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会要望が県庁で行われて、村長と参加してまいりました。

11月13日から15日、平成31年度山江主軸事業国会議員要望及び先進地行

政視察研修を山梨県道志村、静岡県東伊豆町に行つてまいりました。この件につきましては、中竹副議長のほうから後で報告させていただきます。

11月17日、第12回山江村文化祭が体育館で開催され、各議員参加しております。

11月18日、やまえ産業振興まつりが盛大に開催され、全議員が参加しております。

11月21日、22日、第62回町村議長会全国大会が開催され、管内主軸事業要望活動を行つてまいりました。NHKホールで行つてまいりまして、そのときの決議案を報告したいと思います。

東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議、地方創生のさらなる推進に関する特別決議、町村税財源充実強化に関する特別決議、議会の機能強化及び議員のなり手確保に関する特別決議、参議院選挙における合区の解消に関する特別決議、それに対して要望が25ほど要望してまいりました。その後、講演がありまして、講師に手嶋龍一（外交ジャーナリスト、元NHKワシントン支局長）の講演を聞いてまいりました。この件につきましては、「激動の21世紀をどう生き抜くか～中・ロ・朝鮮半島情勢と日米同盟～」について講演が行われております。

12月2日、第2次補正予算についての意見交換会が熊本ホテルキャッスルでありまして、村長と参加してまいりました。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催がされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

また、11月13日から15日にかけて、平成31年度村の主軸事業国会議員要望及び行政視察研修を行いましたので、研修報告を副議長からお願いいたします。

まず、人吉球磨広域行政組合議員、3番、森田俊介議員より報告をお願いいたします。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） おはようございます。

平成30年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、11月30日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、会議録署名者議員の指名では、1番、塩見寿子議員、2番、宮原将志議員が指名されました。

日程第2、会期の決定については、11月30日に開会、12月1日から12月

20日までを休会とし、12月21日までとすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の平成30年第3回定例議会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から認定第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成29年度歳入歳出決算認定については、平成29年度決算特別委員会委員長、26番、加賀山瑞津子議員から審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、認定第1号については異議がありましたので起立採決を行い、賛成多数で原案のとおり認定し、認定第2号及び第3号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第14号、平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算、日程第8、議案第15号、平成30年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算、日程第9、議案第16号、平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額の補正、日程第10、議案第17号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議案第18号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム「福寿荘」移譲法人選定委員会設置条例の制定について、日程第12、議案第19号、人吉球磨広域行政組合特別老人ホーム「福寿荘」民営化検討委員会開設設置条例を廃止する条例の制定について、日程第13、議案第20号、熊本縣市町村総合事務所規約の一部変更についての7議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第12、議案第19号及び日程第13、議案第20号を除く5議案について補足説明を受け、日程を変更し条例案件から先に議案ごとに質疑、採決を行い、日程第7、議案第14号から日程第11、議案第18号の5議案については、原案どおり可決し、1日目は散会となりました。

以上、平成30年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の結果について報告いたします。終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員より報告をお願いします。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは報告いたします。

平成30年12月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会が、去る12月3日、午後2時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開会されましたので報告申し上げます。

日程第1、会期の決定については、12月3日、1日限りと決定しました。

会議録署名議員の指名の後、議案第1号、平成29年度人吉下球磨消防組合一般

会計歳入歳出決算の認定については、満場一致で認定しました。歳入から歳出を差し引いた実質収支額は694万2,682円で、これは平成30年度への繰り越しとなりました。

議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部改正については、これは人事院の勧告によるもので提案されましたが、原案どおり可決決定しております。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は、それぞれ条例の制定や改正等の議案でありましたが、すべて原案どおり可決決定しております。

議案第8号、平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、予算総額を11億5,603万8,000円とするものでした。歳入の主なものは旧マイクロバスを公売、公に販売し、その代金100万円が主なものでした。

議案第9号、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更については、これは県内の総合事務組合規約の一部変更であり、それぞれの議会での同文議決となり、これも可決決定いたしました。

日程第12は、一般質問でした。私から執行部に対し、消防力の強化、消防広域化計画について質問し、管理者の内山慶治氏より答弁をいただいたところです。

以上、報告終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、国会議員要望及び行政視察研修報告をお願いいたします。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） おはようございます。平成31年度に向けた国会の要望、それから併せて、議会の先進地視察の研修について報告をさせていただきます。

お手元に配付してあると思いますが、かいつまんで報告をさせていただきます。

平成30年11月13日から15日までの3日間でありました。第1日目は国会の要望ということで、衆参両院の議員会館を訪問し、要望活動を行っております。主に球磨郡の町村会の要望を軸に山江村の分だけを要望しております。特に山村活性化支援交付金、それから地方創生推進交付金、それから農村集落活性化交付金等々の財源の確保について要望してきたところであります。

次に、2日目になりますが、2日目は山梨県の道志村というところであります。ここは山梨県と神奈川県の間でありまして、横浜市の水源地としてなっているということであります。面積は79平方キロメートル、うち水源涵養として使われているのが約36%、人口は私たちのところよりもちょっと少ないですが1,724人、

高齢化率は34.7%、予算的には20億円ぐらいなんです、主要産業として年間100万ぐらいの観光交流ということで、主に横浜あたりからの交流が多いということでもあります。特にオートキャンプが非常に盛んでありました。もともとクレソン栽培を見に行こうということで行ったんですが、少ない農地でありますので、併せて後継者不足等々もありまして、現在は、富士吉田市と神奈川に栽培所を借りて出荷をしてるということでありました。なかなかの厳しい条件の中で、でも出荷高はまだまだ全国1位を誇ってるということでありました。

それから、移住対策については地域おこし協力隊の方が定住されまして、そこで会社を立ち上げて、いわゆる年間300万ですけども、一応、業務を委託して移住対策に取り組んで、それぞれ実績上げておられるようでありました。

それから3日目であります、三日目は静岡県の熱川温泉とかありますが、東伊豆町というところに訪問しております。研修のポイントは子育てと農林水産業と振興と、それから移住定住、この3分野について現況を見ようということで行ったわけです。ここは1万2,300人ぐらいで、面積そのものは77平方キロメートル、それぐらいでした。地形的には樹園地がほとんどで、ほとんど田はないということで、米作に対する支援は行われておりませんでした。ここはユニークなのは、新産物、キンメダイ、これが非常に成功しまして、水産の出荷高の半分、約70億円ぐらい売り上げてるということで、ブランドづくりの成功をされた例だなと思います。関アジ、関サバと同じよう、特許庁の認可地域支援団体ということで商標登録をしております。

それから、若い夫婦への住宅支援の最高150万の支援ということです。それから、農園も作っております。これ非常に有望な事業です。それから、移住定住のためのお試し住宅ということで、来年まではずっと満席でご予約が入ってるということでありました。非常に暖かい気候のところ暮らしやすいのかなと思います。

それから、もう一つ目玉になってるのは、クリエイター事業創出事業といいまして、金の卵を作り上げようということで、文化芸術のプロを定住してもらって、仕事も支援をしていくと、近くの観光業で働いてもらって、その合間を縫っていろんな芸術のプロになっていただくということで、地域的に文化芸術を起こそうというようなクリエイター事業もされておりました。2カ所行きましたですが、どこもやっぱり人口減少への対策に頭を悩ませてる状況であります。一生懸命どこも懸命に努力をしておられます。やはり地域の衰退は非常に今最大の課題ということで、人口減少時代の政策のあり方等に、非常に大きな転換期にあるのではないかなと思います。今後、やっぱりタイムリーな政策を作ってお互いに役割を認識し、今回の研修の成果を出すよう責任があるんだというふうに勘案しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合の議会の報告及び研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日は平成30年第6回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げます。

また、日ごろからいろいろと村政の振興発展のためにご教示、ご指導、ご支援、ご協力を賜っておりますことに対しましても、併せまして感謝を申し上げます。

それでは、まず先般の議会後の諸般の報告を申し上げます。主なもののみ申し上げます。

9月15日ではありますが、第73回熊本県民体育祭が、特別大会として熊本県域全域で行われております。特に山江村から出ました選手団、それぞれご活躍をいただいたということでもありますけれども。ソフトボールが県で3位になって、1回戦阿蘇、2回戦八代だったと思いますが、勝ち上がりという成績を残してもらいました。

9月16日は、第1区の敬老会に出席いたしております。

それから9月18日からでありますけれども、平成30年度下半期事業打ち合わせとして、役場内の事業課との下半期の事業の打ち合わせをこの日から始めたということでもあります。

9月23日ではありますが、やまえ栗まつりを開催しました。議長から報告がありましたとおり、9,400人の方々参加いただき、昼過ぎまで高速の下りのインターがちょっと渋滞したということでありました。ということもあり、警察も出動いただきながら交通整理をいただいているところであります。たくさんの方お出でということでもあります。ただ、大変ご迷惑もおかけするなということ、駐車場対策、交通整理対策も新たな課題になっているのかなという気がいたしますと同時に、3年間この事業、まつりやりましたので新しい展開といいますか、新しい次の段階を考えていかなくてはいけないということも考えているところであります。

それから9月25日は、日本遺産観光地域づくり協議会の理事会が行われました。これは折につけ報告をしておりますとおり、人吉球磨一体となって観光地としての地域を打ち立てようという取り組みがなされております。これはわれわれ首長

理事会といたしまして、役場の課長を幹事会とし、また民間からも各町村から1名以上ずつの方々が出て、いろんな話、観光についての話、この地域のあり方についての話し合いが営々となされているという状況でございます。

それから、9月26日から28日まで、球磨郡の町村会の研修ということで、東北の青森県、秋田県のほうに出かけております。青森県は西目屋村のほうに行ってきました、これは世界遺産北山山地を活用した観光地域づくりのあり方を研修しております。一言、非常に小さい村でありまして、感じましたのは、中学校の教育を隣の弘前市に全員通わせながら、委託しながら教育を行ってるといようなところでありました。

それから、秋田県は大潟村に行ってきました。これは昭和30年後半からコメの増産活動に伴いまして八郎潟を埋め立て、新しい自治体が出来上がったというところでもあります。面積が200平方キロメートルですので、山江村の1.5倍以上あるわけですが、営々と田園地帯です。田んぼしかないという地帯でありました。全く異次元の農業のあり方を見させていただいたということですが、国の政策もいろいろと変化しつつ、それに応じて大変苦勞もされていながら、現在に至っているということでもあります。ただ、農業の平均総収入が3,000万弱ある。1億上げる人もおられます。熊本県からの移植者、入植者も3人ほどおられるということでありましたけれども、西目屋村もそうですけれども大潟村も後継者問題でやっぱり悩まされている。先ほど中竹副議長のほうから研修報告がありましたが、人口減少問題に対して、どういうふうに後継者を育てていくかということに苦慮をされているということでもあります。もともと580人ぐらいおられた経営体が100人ぐらい減って、今は480人経営体になつてるといような報告を受けております。

それから29日につきましては、章鹿倉保育園の運動会に参加してまいりました。

それから10月3日は、第2回山江村特用林産物振興協議会を開催しております。これは山村活性化の支援交付金を活用して、前回は栗を中心にこの事業を行いましたけれども、今回、この交付金の事業で特用林産物を生産拡大できないかというような事業を展開しております。向こう3年にかけて、要するに、林業振興としての林業の所得拡大としてのこの事業を活用していきたいと思っております。

10月4日は、区長会議でありました。

10月6日は、人吉球磨スマートインターの現地調査ということで、球磨郡市町村の首長と、それから議長も来られておりましたけれども、現地調査を行われたところでもあります。スマートインターにつきましては、来年の秋にオープンといいま

すか、供用開始ということで工事が進められているということでもあります。おおむね10月ぐらいとおっしゃいましたけれども、工事進捗状況によりまして秋には供用開始になるというようなことでもありました。

それから10月10日ではありますが、山江村の観光交流促進協議会設立に向けた意見交換会を100人委員会の方々、また山江村内の地域づくり団体の代表者の方々と、村のそれぞれ日本遺産観光地域づくり協議会人吉球磨立ち上がっておりますけれども、その山江村の受け入れ態勢をどうするかというようなことが大事でありますので、その設立に向けた意見交換会を行っております。

それから10月12日ではありますが、国体出場者の激励金を交付させていただきました。これは大津高校1年生の宮原君のほうで、福井で行われました国体に出場したということでございます。まだ1年生でございますので、2年、3年と大変期待をされるというふうに感じております。

それから10月15、16は木質バイオマス事業の先進地研修として、益城町と小国町のほうに出かけております。これは現在、総合エネルギー検討委員会で新しいエネルギーのあり方を探っているところであります。昨年まではバイオガスについて研究をしてきたということでもありますけれども、今回は、木質バイオマスでありますので、木材を活用したエネルギーのあり方を環境省の外郭団体の補助金を活用してもらいながら、今進めているところでございます。

10月19日は、山江村の小中学校の教育の情報化研究発表会に参加いたしております。

それから10月20日は、職員採用の2次試験を行いまして、本年は2名採用させていただくということもございます。

それから10月21日、議長からもありましたとおり村民体育祭でございました。天候にも恵まれて、3年ぶりということでもありましたけれども、改めて村民の方々が子どもから本当にお年寄りの方まで一堂に会しながら、対抗で交流を図る。なかなかいい風景だなと、いい事業だなというふうに感じたイベント、体育祭でもありました。

それから、10月25日は山江村特産林産物、先ほど申し上げましたけれども、そのプロポーザルの入札会を行っております。

それから、10月26日は福岡県の県が主催をいたしまして、八女地域の農業推進協議会が山江村に研修に来られました。栗の特産化と遊休農地の取り扱いについての研修ということで受け入れております。

それから、10月29日から31日まででありますけれども、これは球磨土木事業推進協議会の視察研修として北陸方面、実は具体的に言いますと、京都の嵐山と

富山の宇奈月ダムを見たところであります。京都の嵐山につきましては、渡月橋のところの治水対策であります。いわゆる桂川が流れているということでありますけれども、一大観光地でありますので治水対策に非常に苦慮をされている。5分の1の治水安全度だそうですので、いわゆる5年に1回の洪水に堪えないというような治水安全度を、何とか国交省のほうは改善したいということでありますが、観光地であるがゆえに手を付けられないということであります。5年ほど前にその桂川が溢れまして、地域一体水が床上浸水になったところでありますけれども、ただ、桂川につきましては球磨川のように急流ではありませんで、ゆったりとどちらかというように流れる川でありますから、その付近が救いではあります、国交省の方々も非常に苦慮されているということであります。ちなみに、球磨川の治水安全度につきましては、3分の1から10分の1の範囲内ということでありますので、同じような状況だなということを感じたところであります。

それから、富山県は立山連峰から流れ出ます宇奈月川の宇奈月ダムを研修してきました。これは新しくできたダムであります。土砂流出が大変大量の土砂流出があるということは、白山から立山連峰の特徴でありますけれども、当然、土砂が堆積するのを1年に1回その土砂を排出するという仕組みで、下流の治水を守っているという特殊なダムでありました。そんなに大きなダムではなかったんですけども、新しい手法の中でいろいろ考えられながら治水対策は講じられているということを感じて帰ってきたところでございます。

それから11月1日につきましては、ホームページを新しくしようと今しております。これは地方創生推進交付金を使いまして、観光交流サイトホームページを作ろうとしておりますが、そのプロポーザル入札を行っております。

それから11月2日、地域ビジョンに関する意見交換会とありますけれども、これは熊本県のほうが山江村の地域づくりについて将来どのような方向でいくのか、県の考えとすり合わせをしたところでございます。

それから11月3日は、人吉球磨消防組合職員採用の2次試験に立ち会っております。残念ながら本年も1次試験を通過した山江村の方々はおられなかったということでありますけれども、今年も4名だったと思いますけれども職員採用をするということでございます。

それから11月4日は、山田大王神社の秋の秋季例大祭に参加をしております。

それから11月5日、山江村暮らしの便利帳政策に係る協定調印式とかありますけれども、これは株式会社サイネックスが山江村の行政情報、いろんな手続き情報や村民の方々の暮らしの情報をまとめた1冊の冊子を無料で作ると。ただ、これは

無料といいましても広告収入があるわけですが、それを村民の方々1軒1軒に配るといような事業であります。来年4月以降に暮らしの便利帳が出来上がるということでもありますから、本村としては130周年記念事業として各家庭にお配りをさせていただきたいと思っております。

それから11月6日から9日までは、4期成会の要望会、4期成会といいますが、これは国道219、山江村箕原のほうを走っております445、現在445はU字溝の整備事業をしているところでありますけれども、その445、それと球磨川の上中流の整備促進、それからダム整備促進ということで四つの期成会ございますが、その期成会の八代市から、これ美里も入るわけですが、人吉球磨合わせて合同要望を行ったということでございます。

それから8日の日は、八代・天草架橋建設促進に関する要望とありますけれども、私、理事を仰せつかっております。それと八代・天草間がこの架橋が8キロ10分といわれておりますけれども、総延長が8キロ、それから時間的には10分ありますので、天草が非常に近くなるという事業であります。予算的に大変800億だと思っておりますがお金を要しますから、そうやすやすと国が認める事業ではないということではありますけれども、熊本県の大きな課題の一つとしての架橋をつなぐという事業が、まだ現在も続いているということでもありますし、根強く要望していこうというように感じております。

それから11月9日、安心・安全の道づくりを求める全国大会であります。これは道路整備促進期成同盟会全国協議会、同全協と通称申しておりますが、主催による全国大会であります。全国のもろもろの道路整備予算の獲得、道路特定財源についての復活も含めて、しっかり国・県のほうに決議をした大会でありました。非常に首長本人の出席も500人以上の首長が参加されており、司会の方が人数をおっしゃるほど盛り上がった今年は大大会になりました。

それから11月10日、万江阿蘇神社秋季例大祭に参加しております。

11月11日は、山江村消防団の秋季訓練と防火パレードでございました。

それから11月12日につきましては、議長報告がありましたとおり、主要地方道坂本人吉線貫通促進期成会要望で出向いております。今年からまた山江村が事務局、いわゆる私のほうが会長をさせてもらうということでもあります。2年交代で八代市長と山江村長で交代交代やっておりますけれども、今回、会長として参加し、要望したところでございます。

それから11月13日から16日まで、31年度の管内主軸事業要望と、それから各種大会がありましたので上京しております。初日につきましては、議会の研修と合わせて議員の皆様にも山江村の主軸事業要望をいただきまして、大変ありがと

うございました。初日午前中だけ私も合流させてもらいながら要望活動をさせていただいたところでございます。

それから11月17日、山江村の文化祭が行われておりまして、また18日はやまえ産業振興まつりでございました。参加されました議員の皆様方にも大変ありがとうございました。

それから11月20日、全国治水砂防促進大会に引き続き、11月21日から農業委員会の研修に23日まで行っております。福井、滋賀を中心に回ったということでありまして、特に福井県の池田町というところに行って農業研修を行いました。池田町、194平方キロありますので、それこそ山江村の1.5倍ぐらいあるわけですが、そのうち山林が92%ございました。人口が2,600人です。ただ、福井市と時間的に40分ぐらいの位置にありまして、この特徴的な農業は、家庭内の生ごみを堆肥化して農地に還元するという循環型農業を完全に実施をされているというような町であります。ただ、福井市が近いといいながら若い人がやっぱり残らない。人口減少に歯止めがとどまらなくて、高齢化率が40%を超えたというふうにおっしゃっておられました。見た目は非常に農地も広がって循環型農業施設もしっかりしてて、いろんな農作物がそろい、ああ何か理想的だなと思いつつも、どの地方も同じく人口減少問題がのしかかっているということを感じたところでございます。

11月24日は、昭和48年度山江中学校卒業生の還暦祝いに招かれましたので、参加をしてきました。特に温泉センターで開催いただいたということでございます。全員で70名弱の方参加され、大変旧交を温めるといいますか、にぎわった同窓会だったなというふうに感じました。

それから11月26日でありまして、4期成会合同要望で熊本県知事と坂田議長であります。議長のほうに要望活動をし、昼からは福岡にあります国土交通省九州地方整備局のほうに4期成会、いわゆる219、445、球磨川上中流、それとダムの陳情をしたということでございます。

それから11月27日は、山江村の移住定住促進会議を行いまして、空き家対策についていろいろ協議をさせていただきました。なかなかマッチングが難しいということでありまして、移住希望者とのですね、難しいということですが、ずっと粘り強く空き家対策については続けていくということが大事であろうかと思っております。ただ、山江村にはまだまだ移住したいという人が多いわけでありまして、今後とも住宅政策、それから分譲の政策、それと空き家対策につきましては、しっかり詳細にわたりち密にやっていく必要があるということも思っております。ただ、当日クラインガルテンといわれる、万江屋形の活用についてもちょっと議題

として出させていただいたということではありますが、結論として料金の見直しをしてはどうかということもあり、その作業を現在進めさせてもらっているところがございます。

それから11月28日から29日、全国町村長大会と全国山村振興連盟の通常総会に参加をいたしました。特に決議事項は折があるときにおつなぎしますが、大森彌東京大学名誉教授が講演をされました。次元の異なる新しい地方創生の形が必要だということをおっしゃいました。32年度から今回の地方創生を受けて、第2次の地方創生が36年まで、平成ではないんですけれども始まるということでもあります。特にその中で人口政策法を交えた地方制度調査会の動きが報告といえますか、所感を述べたわけでありまして、特に2040年度問題といわれる消滅市町村の問題、要するに、20歳から39歳の女性が今よりも5割以上減るところはもうその市町村はなくなってしまうという問題でありますけれども、その問題についてはこういう表現でした。自治体のOSを書き換える。いわゆる仕組みを大きく書き換えないといけないというようなことでもあります。その中で特に圏域行政の連携が必要だということをおっしゃいました。これはもちろん球磨郡の広域的な連携を含めて、県との連携も考えていかななくてはならないと同時に、熊本県のほうもどちらかというと、熊本県と言ってしまっただけではいけないわけですが、県のほうがどちらかというと国のほうをずっと眺めながら政策を見てるのを、しっかり地方自治体のほうを向きながら連携を深めていくことが肝要だと言われました。特にその問題として人手不足をどうするのか、省力化をどう図るという意味で、AIをどう活用するかというような課題が出てくるんだろうということでした。

それから12月2日は、補正予算に関わる意見交換会としておりますが、これは自民党の県連が主催をいたしまして、自民党の国会議員の方々が出席されながら、今第2次の補正予算が策定されようとしておりますけれども、その中身についての中間報告をされました。その中で三つの大きな柱がございます。一つは国土強靱化であります。そしてTPPの問題であります。国土強靱化というのは、要するに防災減災を国土強靱化のための3カ年間をめぐり緊急対策をする。本年度中に緊急対策を点検を各市町村やる必要があるんだということでもあります。補正それから当初を含めて、かつてない予算が組まれようとしているこの国土強靱化防災対策にはですね、ということでありまして、補正予算も1兆5,000億ぐらい組まれようかとしておりますし、31年度の補正、来年度の当初ではなくて補正には2兆円程度の補正が組まれようとしているということでもありますから、あらゆる防災に関する現状を山江村しっかり包みながら、しっかり予算対策をするということが求め

られているということでもあります。それと国土強靱化、TPPを先に言いましたけれども、TPPは農林水産業の強化策を講じたいということでありまして、併せて中小企業、小規模事業者についても支援を行っていくということでもあります。

それともう一つは、来年10月に導入されようとしております消費税対策であります。これも駆け込みの反動の対策をどうするかとか、軽減税率の問題をどうやるのか。キャッシュレスがちょっと今新聞等で踊っておりますけれども、いわゆるキャッシュレスというかカードで払ったら5%の還元がある。ただ村内の業者でカードで支払えるところはほとんどないわけでありまして、そういう不公平が生じた場合の問題の解消をどうするか。そういう景気対策をしっかりと下支えできるよう、切れ目のない対策を講じていくというような説明がなされました。もちろん地方創生の対応ということも、その消費税対策の中に含まれているということでもあります。

その後、いろいろな質疑応答があったということがありますが、その中で今回の第2次補正は、向こう3年間をめどとしてやりたいというような話であります。その向こう3年間の意味はといたしますか、ということでもありますけれども、これは当然、安倍総理の任期中にはこれをやっていくというようなことが表明されているというようなことでもございました。

そして昨日が定例町村会でございます。

そういう具合に、現在、国では来年度の予算編成及び第2次の補正予算の編成に向けて大詰めを迎えております。その中で国は大きく私感じるところによりますと、多発する地震、台風、豪雨などの大規模災害に対する国土強靱化対策をしようとしておりますし、人口減少時代への対応、大きな柱が二つあるなというふうを感じ、またその取り組みを進めようとしております。本村におきましても国・県の動きを受けて、いよいよ来年度の予算編成が本格的に始まります。防災対策としての道路整備、生活安全対策をはじめ、村民の方々の生命、身体、そして財産を守り、安心して安全な暮らしを第一に念頭に置きながら予算編成をしなくてはならないということを、国の流れを見ながら考えております。

また、人口減少対策につきましては、地方創生の取り組みの第1次の最終年度となるために、さらに移住定住の事業をはじめ、人口減少の最大の要因であります仕事づくりのための栗を中心とした農業林業の産業振興、誘致も含めて、それと子育て支援の継続充実にも取り組みを進めたいというふうに思っております。

そして来年は、本村の山田村と万江村が明治22年4月1日に合併して130周年目を迎える記念すべき年を迎えるということになります。温故知新といわれますが、「古きを訪ねて新しきを知る」ということをモットーに、130年積み重ねて

きたわが山江村の良さを振り返りまして、そして新しい時代に対してまた一步を踏み出す年として位置づけたいと考えております。

また来年は皇室典範特例法の施行により、新天皇陛下が誕生され新しい元号が始まる年でもあります。村民の皆様方にも祝賀ムードの中でいろんな変化が見られようかと思いますが、そういう転機の年に村制施行130周年を迎えることができますことを、村民の方々と共有をする年にもなろうかというふうに考えております。

いずれにいたしましても、予算編成に当たりましては、最小の予算の中で各課連携のもとに最大の効果ができるような予算編成に心がけ、来年の3月議会の提案をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、村長提案の議案は専決処分案件が1件、人事案件が1件、同文議決案件が1件、条例改正案件が2件、そして補正予算案件が5件の10件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまうようよろしく、そしてよろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成30年第6回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、5番、立道徹議員、6番、谷口予志之議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、11月27日議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） 平成30年第6回山江村議会定例会につきまして、去る11月27日、午前9時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し日程を決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日5日から7日までの3日間としております。

本日、開会、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙をまず行い、その後、委員会報告、提案理由説明、午後から議案審議となっております。

2日目、6日は一般質問で終了後、散会としております。

なお、6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。

3日目、7日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は9月議会定例会にて決定いたしました熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更により、広域連合議会の議員を32名から45名に改めたことにより、構成市町村の山江村からも村長または村議会議員のうちから1人を広域連合議会議員として選出する必要があるためです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に山江村長 内山慶治君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山江村長 内山慶治君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました山江村長 内山慶治君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました村長 内山慶治君が議場におられますので、山江村議会会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

村長 内山慶治君、一言、当選の承諾と挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、ご挨拶を申し上げます。

この度、熊本県の後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につきまして私をお選びいただき、大変ありがとうございました。私、今回、広域連合の議員は2回目です。その中で感じておりますのは、75歳以上の方々の医療、健康をどう守るか、また健診のあり方をどのように持っていけばいいのか等々、いろんな課題もございます。また、大きな予算を扱いますので、非常に責任のある議員だと思っております。推挙いただきました皆さん方の期待を裏切らないように、しっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は終わります。

-----○-----

日程第4 議会活性化調査特別委員会中間報告について

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議会活性化調査特別委員会中間報告について、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。

議会活性化調査特別委員会委員長 松本佳久議員。報告は答弁席からお願いいたします。

○議会活性化調査特別委員長（松本佳久君） それでは、中間報告を申し上げます。

平成30年12月5日

山江村議会議長 秋丸安弘殿

山江村議会活性化調査特別委員会委員長
松本佳久

議会活性化調査特別委員会中間報告

山江村議会活性化調査特別委員会は、平成27年12月17日に開催した第1回

特別委員会から本年5月16日まで12回の委員会を開催し、議会全員協議会や議会の議決を経て、山江村議会委員会条例の一部改正や、ここにあります議会議員のハンドブックの制作など、実現できることはその都度実行してきました。その中で、第10回会議では球磨郡内の錦町議会と湯前町議会を視察研修しましたが、その中で、湯前町議会が実施している選挙公報について現在継続して調査をしています。国会議員や県議会議員等の選挙には選挙に立候補した候補者の考え方などを記載した選挙公報が発行されますが、市町村議会の選挙にはそれがありません。法令には条例を作って発行できるとありますので、先進的な議会では条例を制定して選挙公報を発行されています。山江村議会活性化調査特別委員会では、議会活動全般について議会活性化のための調査をしていますが、選挙公報の発行に関しても継続して調査中であることを報告し、議会活性化調査特別委員会の中間報告といたします。

なお、次のページからこれまでの活動状況を添付しておりますので、ご覧ください。

終わります。

-----○-----

日程第5 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員会委員長報告）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員会委員長報告）についてを報告を求めます。

議会産業厚生常任委員長、横谷巡議員。報告は答弁席からお願いいたします。

○産業厚生常任委員長（横谷 巡君） それでは、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書について報告します。

平成30年12月5日

山江村議会議長 秋丸安弘様

山江村議会産業厚生常任委員会委員長
横谷巡

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

事件名 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書。

審査の経過は、本委員会では請願の趣旨を重く受け止め、4回にわたる会議を開催し、慎重審議行ってまいりました。

まず10月24日、河川と水田の高低差等の問題がある二連木堰の集水管の確認及びレベル計測による測量を実施し、実現の可能性について現地調査を行いました。

次に、11月6日、請願書の紹介議員である谷口、中竹両議員からの内容説明と、役場担当課からの意見徴収を行いました。

次に、11月20日、現地調査及び関係者の意見等をもとに、委員会での審査結果方針に対する質疑、討論、採決を行いました。討論では紹介議員から請願書に対する採択への賛成意見や、採決での委員会審査の結果方針への反対の意見もありましたが、賛成多数で委員会としての審査の結果を決定し、併せて12月議会定例会へ報告することも決定しました。

次に、11月30日、これまでの審査内容の最終的なまとめを行い、二連木堰再利用に関する請願書の審査に対する委員会議を終了しました。委員会の審査の結果は二連木堰からの集水には実現までに相当の期間を要し、困難と認められることや、財源の問題などから不採択とするべきと決定しました。

なお、審査結果に対する付帯意見として、二連木堰から水田への集水には実現性に相当な困難が認められる。しかし、集水量不足解消のために他の方策が可能であれば検討する必要はあると意見を付しました。

以上、報告いたします。

-----○-----

日程第6 発委第2号 山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、発委第2号、山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、松本佳久議員。説明は答弁席からお願いいたします。

○議会運営委員長（松本佳久君） 発委第2号。

平成30年12月5日

山江村議会議長 秋丸安弘様

提出者 山江村議会運営委員会委員長
松本佳久

山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。提出の理由、標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、本議会傍聴規則の一部を改正するものであるが、内容として第4条、「傍聴席の手続き」を「傍聴の手続き」に、また個人情報の観点から文中の「傍聴人受付簿」を「傍聴人受付表」に改めるものです。2枚目に一部を改正する規則を、3枚目に新旧対照表を添付しております。

す。

以上です。

-----○-----

日程第7 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成30年度山江村一般会計補正予算(第4号))

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第7、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて(平成30年度山江村一般会計補正予算(第4号))を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、台風により被災した公共施設等の復旧に伴い、緊急に予算措置する必要があったために、平成30年度山江村一般会計補正予算(第4号)を専決処分させてもらったものでございます。

2枚目は専第11号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度山江村一般会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分するというものでございます。専決処分日は、平成30年10月25日、山江村長 内山慶治でございます。

次に、専第11号でございます。平成30年度山江村一般会計補正予算(第4号)でございます。

平成30年度山江村の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,570万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成30年10月25日に専決させていただいたものでございます。内容につきましては、総務課長が説明申し上げます。

○議長(秋丸安弘君) 北田総務課長。

○総務課長(北田愛介君) 専第11号、平成30年度山江村一般会計補正予算(第4

号) について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございます。款19、諸収入、項10、雑入30万円を追加するものでございまして、台風被害により被災いたしました建物災害共済保険料収入でございます。

2 ページをお開きください。歳出でございます。款の2、総務費、項の1、総務管理費に20万6,000円を追加するものでございまして、台風被害によりますボンネットバス車庫の修理代でございます。それから、款の6、商工費84万6,000円を追加するものでございまして、同じく台風被害によります屋形多目的集会施設の屋根及び丸岡公園トイレの扉の修理代でございます。10、災害復旧費500万円を追加いたします。これにつきましては、道路河川災害復旧工事にかかります測量設計業務委託料でございます。12、予備費を575万2,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長(秋丸安弘君) お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長(秋丸安弘君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

松本佳久議員。

○10番(松本佳久君) 先ほど提案しました件の訂正について発言いたします。

発委第2号の提案をする中で、私は「山江村傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」と申し上げましたが、これは誤りであり「山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」と訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長(秋丸安弘君) 村長。

○村長(内山慶治君) それでは、私のほうも訂正をさせていただきたいと思っております。

諸般の報告の中の男子ソフトボール部が県民体育祭の中で3位になったのは間違いありませんけれども、勝ち上がった郡市を阿蘇郡とそれから八代市と言いましたけれども、正解には八代市ではなくて熊本市でありましたので、訂正してお詫び申し上げます。よろしく申し上げます。

-----○-----

日程第 8 諮問第 1 号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 8、諮問第 1 号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 諮問第 1 号についてご説明申し上げます。

山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。

次の者を山江村人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出でございます。

住所、氏名、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由でございますが、現委員が任期満了を迎えておりますので、引き続き適任者と認め推薦したいので、議会からの意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第 9 議案第 5 1 号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 9、議案第 5 1 号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 1 号についてご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成 1 6 年 9 月 2 9 日熊本県指令市町村第 1 6 号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと、別表第 1 及び別表第 2 中、「地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合」が「熊本県北病院機構設立組合」に改まっております。従いまして、組織の名称変更によりこの規約を一部変更させていただくという同文議決でございます。この規約につきましては、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から適用するということになっております。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 5 2 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第10、議案第52号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというのでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改正を行うと、その必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、また後ろのほうには新旧対照表も載せておりますけれども、これは月例給におきましては民間との格差が人事院勧告で0.19%を解消するための給与表を、別表1のとおり改正するというものでございます。また、勤勉手当につきまして民間の支給割合との均衡を図るために0.05カ月分を引き上げ、6月期及び12月期の期末手当支給率を同じにするものでございます。宿日直手当につきましては、勤務1回にかかる手当額を4,200円から4,400円に引き上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというのでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

日程第11 議案第53号 山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、議案第53号、山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明申し上げます。

山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村総合振興計画審議会設置条例（平成20年条例第23号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというのでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村総合振興計画審議会の庶務取り扱いを企画調整

課に移すことに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるので提案をさせていただきますというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございます。これは現在、第6次山江村総合振興計画を策定中でございますけれども、地方自治法第138条の4、第3項の規定に基づきまして、山江村総合振興計画審議会を置き村長の諮問に応じ、策定や実施に関し必要な調査及び審議を行うということになっております。第5次に山江村総合振興計画を策定した平成20年度は担当課が総務課でありましたけれども、第6次の総合振興計画の担当課は企画調整課となっているため、審議会の庶務を企画調整課へ変更するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

-----○-----

日程第12 議案第54号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第54号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第54号につきましてご説明申し上げます。

平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。平成30年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,697万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億267万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第54号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。款の8、地方交付税3,000万円を追加するものでございまして、特別交付税でございます。款11、分担金及び負担金354万9,000円を減額するものでございまして、保育料でございます。款13、国庫支出金に2,135万7,00

0円を追加するものでございまして、子どものための教育、保育給付費、公共土木施設災害復旧事業の補助金等でございます。款14、県支出金に456万円を追加するものでございまして、子どものための教育、保育給付費、多子世帯子育て支援事業補助金等でございます。15、財産収入192万5,000円を追加するものでございまして、素材生産売払収入等でございます。19、諸収入に207万7,000円を追加するものでございまして、台風被害による建物災害共済保険料、携帯基地局整備にかかります事業者負担均等が主なものでございます。20、村債2,060万円を追加するものでございまして、山江中学校屋外トイレ新設事業、公共土木災害復旧事業にかかる起債の借入れでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。まず款の1、議会費、人件費、燃料費、議事録作成委託料など14万7,000円を追加するものでございます。款2、総務費947万4,000円を追加するものでございまして、退職手当組合特別負担金、熊本県議会議員選挙費等の追加でございます。款の3、民生費3,599万8,000円を追加するものでございまして、児童措置費の施設型給付費3,393万7,000円等が主なものでございます。款4、衛生費133万7,000円を追加するものでございまして、環境整備費の印刷費と健康増進事業費の健康ポイントにかかります報償費等の追加が主なものでございます。5、農林水産業費232万9,000円を追加するものでございまして、農業振興費におきましては、農業機械倉庫の修繕料、農村集落活性化支援事業費の旅費等の追加が主なものでございます。6、商工費24万円を追加するものでございまして、一般職級職員手当等の追加、丸岡公園施設の光熱水費の追加などが主なものでございます。7、土木費182万4,000円を追加するものでございまして、土木倉庫の修繕料などが主なものでございます。8、消防費、法制額の増減はございませんが、非常備消防費の役務費を減額いたしまして、使用料及び賃借料のほうへ増額をするものでございます。9、教育費1,145万2,000円を追加するものでございまして、山江中学校屋外トイレ新築工事費の追加が主なものでございます。10、災害復旧費2,325万円を追加するものでございまして、道路河川災害復旧事業費の工事請負費などが主なものでございます。11、交際費、増減はございせんので、元金と利子の組み替えでございます。12、予備費908万1,000円を減額するものでございます。

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債の補正でございます。まず1、追加、起債の目的、山江中学校屋外トイレ新設工事、限度額1,020万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。2、変更、起債の目的、臨時財政対策債、限度額6,900万円を6,840万円に、公共

土木施設災害復旧事業、限度額1,180万円を2,280万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

**日程第13 議案第55号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)**

○議長(秋丸安弘君) 日程第13、議案第55号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第55号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,652万4,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長(一二三信幸君) それでは、議案第55号について説明いたします。

補正前の額に27万円を追加し、歳入歳出それぞれ4億9,652万4,000円とするものであります。

1ページをお願いします。款6、県支出金を27万円追加するものでありまして、システム改修に伴う県の補助金でございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費につきましては、システム改修委託料27万円を追加するものであります。款2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費を20万円減額し、一般被保険者療養費を20万円増額するものでありまして、補正額の増減はありません。

以上でございます。

-----○-----

日程第14 議案第56号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第56号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）でございます。平成30年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第56号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入合計、既定の額の1億6,015万8,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、人件費7万円を追加するもの。2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、電気料等の光熱水費など215万円を追加し、予備費222万円を減額しまして、歳出合計、既定の額の1億6,015万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第57号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第3号)

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第57号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。平成30年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第57号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入合計、既定の額の1億3,875万5,000円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、給料など人件費10万円を追加するもの。2、農業集落排水事業費、2、農業集落排水施設管理費、各施設の電気料、電話料等の光熱水費など126万円を追加し、予備費136万円を減額しまして、歳出合計、既定の額の1億3,875万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第16 議案第58号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第58号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。平成30年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ55万7,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億961万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第58号について説明いたします。

補正前の額から55万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億961万7,000円とするものでございます。

1 ページをお願いいたします。歳入でございますが、款3、国庫支出金を14万2,000円減額するものでありまして、システム改修にかかる国庫補助金の減額

によるものであります。款7、繰入金につきましては、一般会計からの事務費繰入金を41万5,000円減額するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費を5,000円増額するものであり、球磨郡認定審査会負担金を5,000円増額するものであります。款4、地域支援事業費につきましては、第1号訪問事業負担金31万9,000円の増額が主なもので、32万9,000円を増額するものでございます。款8、予備費につきましては、89万1,000円を減額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは本議会の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により配付してあります議案のとおり議員を派遣するものであります。

陳情・要望。また各種団体より陳情・要望として移植ツーリズムを考える会、九州事務局、寺崎太様より臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。そのほか、熊本県医療介護福祉労働組合連合会、執行委員長、田中直光様より、「介護労働者の労働環境及び処遇の改善」のための国に対する意見書の提出を求める陳情。看護師及び介護従事者の全国適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情。医師養成定員を減らす方針を見直すよう求める陳情書。安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代労働の改善を求める陳情書。また熊本県社会保障推進協議会会長、鳥飼佳代子様より国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書が提出され、議会に届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位に資料配付とすることにします。各議員で内容を研究され、必要な場合は後日、議員提案されるようお願い申し上げます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会したいと思います。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時48分

第 2 号

1 2 月 6 日 (木)

平成30年第6回山江村議会12月定例会（第2号）

平成30年12月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治 君	教 育 長	藤本 誠一 君
総務課長	北田 愛介 君	税務課長	山口 明 君
企画調整課長	松尾 充章 君	産業振興課長	平山 辰也 君
健康福祉課長	一二三 信幸 君	建設課長	白川 俊博 君
教育課長	蕨野 昭憲 君	会計管理者	迫田 教文 君
農業委員会事務局長	柳瀬 真奈美 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 本日は、会期日程、日次第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに5番、立道徹議員より、公共施設に係る樹木の整備について、本村の熱中症対策について、職員（臨時・非常勤を含む）についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今年、平成30年を振り返りますと、7月上旬、特に6、7には大雨に見舞われ、人吉球磨管内の主要国道・県道では沢からの土石流により通行止めになる道路がありました。当村でも坂本人吉線では電柱を立木、流木、土砂がなぎ倒し、電気が2日ほど止まった地域もあり、もう少し降り続きますと、大変大きな災害になりかねない状況であったと思います。そしてまた、梅雨明け、7月下旬からは猛暑、各地で熱中症も多く発生しました。また、9月6日には北海道胆振東部地震があり、大きな災害が発生しました。そしてまた、今年是非常に強い台風24、25号と日本に接近し、特に24号は沖縄から東北にかけて記録的な暴風で、最大瞬間風速50メートル以上という台風でありました。当村においては、特に人的被害はありませんでしたが、あれだけ離れて通過したにも関わらず、強い大型台風でありました。今後は油断をせずに気象情報に注意することが大切なことだと思います。

それでは質問に入りたいと思います。まず1点目は、公共施設に関わる樹木の整

備についてでございます。山江中学校グラウンド西側のモチノキの木が途中から折れて、幸いにして民家に直撃するという難からは逃れましたが、今後、定期的な樹木の維持管理が大変必要だと考えております。そこで、まず各学校周囲の樹木の現状を把握しているのか。もう1点、計画的に樹木の芯止めや、枝下ろし等の剪定は実施しているのかお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

各学校の敷地内には校内の景観づくり、季節の楽しみや温暖化防止などの目的などから、多くの樹木が植栽されております。当然、樹木に適した樹形を目指すとともに、木の健全な生育や安全対策などの見地から定期的な剪定が必要になります。村内三つの小中学校につきましても、特に校庭の周りに植栽してあります高木につきましては、年数経過によりまして大木となっており、病虫害発生の抑制、それから、先ほどありましたとおり台風等による枝折れや倒木による破損事故等を懸念される木が多数見受けられますので、計画的な剪定の実施を考えてるところでございます。

それから、剪定は実施しているのかということでございますけれども、本年度は、まず校内のツツジなどの低木につきましては、2名の学校用務員に依頼いたしまして、各学校とも年度に1回から2回程度剪定を実施したところでございます。高木につきましては、万江小学校に植栽してございます大木ケヤキについては、剪定を夏休み中に実施したところでございます。また、山田小学校及び山江中学校につきましても、校庭の周りなど遊具を使用するときとか、台風による倒木など事故等が懸念される大木が多数見受けられておりますので、それぞれの学校の樹木剪定にかかる経費につきましても、概算で算出をしたところでございますので、財政状況を考慮しながら予算を計上し、速やかに剪定を実施したいと考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） では3点目の予算計上も一緒にされたわけですけど、次に、村内の村営住宅は特に柳野団地あたりについてですけど、質問は全く同じですけど、樹木の現状を把握されているのか、また計画的に樹木の芯止め、枝下とし剪定は実施してるのか伺います。建設課長ですか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、村内住宅の現状についてまずお答えいたします。

村内の公営住宅には建設と併せまして植樹等の整備を行っており、団地別に見ま

すと、新寺の下団地、林田団地、北永シ切団地は各戸の垣根用として植えられていました。経年とともに植木も枯れたり、駐車スペースや物置場として利用したりで、状況が変化をしております。それから城内団地、今、柳野団地は垣根用や通路及び堤防に植樹しており、藁原団地は垣根用や通路として、堂園団地は敷地境界に数本植樹をしてあるところでございます。それから、井出の口団地、新城内団地、蕨野団地へは植樹等は行っておりません。全体的に見ますと、住宅敷地内及び周りの植樹は、建設年度の古い団地のほうが当初から植えられておりまして、団地によっては周辺の樹木が繁茂し、近年建設をした団地については植樹をされていないのが状況でございます。

ご質問の計画的に樹木の芯止めや枝下とし実施状況はということでございますけれども、先ほども申しましたけれども、各団地の樹木については、各戸の目隠し用の垣根が多くありますので、軽微な枝下としなどは、基本的には居住者の方がされまして、維持管理上剪定を行っていただいているところでございます。樹木が大きくなり生活に支障を来すとか、通路や共有の場所にある樹木につきましては、団地管理人などを通じまして、依頼があれば枝下としなど剪定や伐採も随時対応をしているところでございます。

また、しかしながら、住居者や管理人から依頼もないことや景観等の定期的な確認もしていないことから、いくつかの団地内で樹木が大きくなりまして、屋根や軒などに覆いかぶさっている箇所もあるところでございます。今後はその状況を確認しまして、住居者への定期的な維持管理の指導や、村のほうでも伐採、撤去などの検討をしてきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 特に前の柳野団地、河川側にやっぱりもう相当、カシの木、サクラの木、大きくなっております。風当たりも多分風向きによっては、あのような台風が来たら団地のほうにも倒れかねないと思いますので、特に対岸のほうでは先般の台風24号では河川内に木が倒れていました。その辺で風向きによっても違うと思いますけど、その辺は枝の剪定などお願いしたいと思います。

次に入りたいと思います。今年の夏は、先ほど申しましたとおり記録的な猛暑でございました。気象庁はこの猛暑を災害と捉えた対策が必要と呼びかけました。そこで、記録的な猛暑から村民の健康、安全を守る取り組みについてお尋ねしたいと思います。

1点目は、本村の熱中症による原因での救急搬送の現状はいかがか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいま議員の質問にお答えしたいと思います。

います。

今年、これまでに人吉下球磨消防署管内の熱中症で救急搬送された件数は63件の64人となっております。うち本村は6件となっております、昨年と比較しまして3件の増となっております。全国的に見ても昨年と比較し2倍近く救急搬送が増加しているようです。今年は日中最高気温が35度以上の猛暑日が昨年よりも多かったのも原因の一つと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 全国でも相当な熱中症の救急搬送があったみたいでございますけど、村としては今年の夏、熱中症対策をどのように取り組んだかお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

村として取り組みました熱中症対策ですが、熱中症対策につきましては、熱中症の発生しやすい7月から9月に、ケーブルテレビや広報紙等により注意を呼びかけております。また、戸別訪問をした際にもこまめな水分補給などの呼びかけを行っております。各地区で行われております公民館事業や介護予防事業、いきいき健康相談などでも、熱中症予防や熱中症になったときの対処方法などについて、パンフレット等を使って話をしております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） この猛暑はやっぱりこれから先ずっと続くと思います。その辺、健康福祉課のほうもいろいろな啓発予防の対策をしていただき、その辺の重大な死亡などないようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育園、小中学校における熱中症対策についてでございますけど、まず小中学校生活の中での熱中症対策、1点目が教室内での授業中、2点目が教室外での授業中、3点目が校外授業中、4点目は学校行事中について対策をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、学校の状況についてお答えしたいと思いますけども、今年の夏は、先ほど申されましたように非常に暑い日が続きまして、熱中症がたくさん発生しております。熱中症につきましては屋外だけでなく室内にいる場合も起こりうるということで、非常に注意が必要とされているわけでございます。そういう状況を受けまして、文部科学省のほうからは「熱中症事故の防止について」という通知文が発出されまして注意喚起を行っておりますし、それを受けまし

て、本村教育委員会におきましても、子どもたちの命を守るということを最優先といたしまして、対策を講じてきたところでございます。本村は小学校では平成23年に、それから中学校は新校舎が建設されました平成18年に、各教室にエアコンが整備されておりまして、子どもたちは快適な環境の中で授業を受けている状況でございます。授業の内容によりましては校外学習を実施しておりますけれども、実施に当たりましては気温、それから子どもたちの健康状態を、このあたりをしっかりとチェックしながら学習を進めているところでございます。それから、校外に行く場合などは水筒を必ず持参するというようなところで校外学習に出かけておりますし、また適度な休憩、そういうのを取りながら学習を行っているというところでございます。それから、また全体が集まります学校行事等におきましては、これは時間帯をちょっと変更したりしながら、朝の涼しい時間帯にやるとか、それから、エアコンが設置されておりますランチルームが各学校ありますので、そこで集まってやるとか、そういうふうな方法を講じております。それから、休み時間等でございますけれども、これにつきましては、子どもたちは本当に元気に外で遊んでおります。しかし、高温注意報が発令された場合には、それを室内遊びに切り替えるといった方策を取りまして、子どもたちの身を守っているという状況でございます。それから、登下校時は必ず水筒を持参するということを奨励しておりまして、水分等を取りながら登下校を行っているという状況でございます。また、学校におきましては、熱中症の防止のマニュアル、こういうのを作成いたしまして熱中症予防には努めているところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） やはり子どもころからこれから先、このような猛暑が続いていったら本当にまともに生きていけるかというか、その辺も考えながら子どもたちにはそういう対策のほうをご指導お願いしたいと思います。

次に保育園、また小中学校での熱中症等の事例があるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、保育園の熱中症の事例につきましてお答えいたします。

各保育園に照会をしましたがけれども、各保育園とも熱中症の事例はないということでありました。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○**教育長（藤本誠一君）** 学校の状況をお話ししたいと思いますけども、学校では1件発生しております。中学校のほうで7月19日でございましたけども、夏休みに入る前日でございますけども、水泳のクラスマッチをやっていたということでございまして、その午後2時ごろでございまして、記録係をしていたという女生徒が体調不良を訴えまして、すぐ応急措置をして救急車を要請しております。そして医療センターへ搬送しております。その女生徒は点滴を受けた後に帰宅しております、大事には至らなかったということでございましたので、再度、熱中症対策を強化いたしまして、子どもたちの命を守る対策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○**議長（秋丸安弘君）** 立道徹議員。

○**5番（立道 徹君）** 外で仕事される、また室内での仕事される方もでしょうけど、やはり朝食、それとか深酒とかそういうのをやっぱりやってたら熱中症になる確率も多いということで、子どもたちにもやっぱり朝食あたりは食べてくるような指導のほうもお願いしたいと思います。先ほど申しましたけど、明年からずっとこのようなやっぱり猛暑が続くと思いますので、特に室内だと安心せずに、室内あたりでも熱中症が多く発生してますので、その辺の熱中症対策には村のほうもご指導のほどをよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。最近、市町村自治体で公共工事の贈収賄、また公金の横領、飲酒・酒気帯び運転など、公務員としてあるまじき不祥事が相次いで発生しております。そこで、本村における職員の綱紀粛正の取り組みについて、まず1点目が服務規律の確保や法令順守の徹底はどのように行っているのかお尋ねしたいと思います。

○**議長（秋丸安弘君）** 北田総務課長。

○**総務課長（北田愛介君）** 職員の服務規律についてでございまして、職員につきましては、地方公務員法及び山江村職員服務規程によりまして、この点は定められております。また、臨時の非常勤職員につきましても、村の分限、懲戒及び服務等につきましては、山江村臨時職員任用等の取扱要綱によって一般職の例によるというふうに規定をいたしております。法令の遵守の徹底につきましては、現在、毎週金曜日に課長会を実施いたしております。その中で必要に応じて文書等により指示を行ったり、また新聞紙上等で報道があった場合には、そういったもののコピーを配りながら徹底を図っております。また、緊急に必要な場合は、毎朝朝礼を行っておりますので、この朝礼の折に法令順守の徹底をいたしております。最近では、特に先ほど申されましたように、朝の酒気帯び運転というのが問題視されております。このことから、本年度、翌朝車を運転するときには、職員は前日は10時以降の飲酒

はもう原則禁止ということで発令をいたしております。この点また年末年始などにおきましても飲酒が多くなったり、またいろいろな方との会食とか飲食の機会もございますので、そういった分につきましては、文書によりまして綱紀肅正ということで注意を行っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 今、課長が言われましたとおり、この年末年始、特にやっぱり忘年会とかそういう飲酒する機会が多くなりますので、極力やっぱり平日はなるべく避けて、明日が休みのときにやっぱりそういった忘年会等もしていただいたら、そういう不祥事が起きないと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、研修等による意識の醸成を図っているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 職員研修等によります意識の醸成ということでございまして、市町村の現在研修協議会というのがございますけれども、この研修を受けさせております。まず入庁時が一番重要でございますので、新規採用職員につきましては、4月に新入職員の研修と球磨郡の町村会が実施しておりますけれども、自衛隊の隊内研修ということで、生活の態度といいますか規律を研修いたしております。それから、新入職員につきましては、年に2回ございまして、また10月に市町村研修協議会によるフォローアップ研修というのがございますので、こちらのほうも受けさせております。さらに、年数が経ちます5年目と10年目に節目ということで、このときにも研修を受けております。このほかにも専門分野の研修でありますとか、ITの研修会というのを実施しております。昨年は自治大学校へも1名派遣しております、また研修終了後は地方公務員法等の勉強もしてきますので、新入職員の研修の講師となるなど、実践的な研修ということで講師も務めさせております。このほか、コミュニケーションの能力を開発するということで、物産販売等の販売員として物産を売ることを研修に取り入れたりいたしております、規律のみならず、こういった能力の開発ということで職員のスキルアップに努めておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） やはり一つの企業というか役場も会社ですので、やはり職場の一体化、チームワークが大変必要だと思います。その点について、ちょっと村長の見解のほうはありますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） では、私ご指名いただきましたが、法令の順守、コンプライアンスの順守というのは当たり前のことではありますけれども、なかなか各現場で徹底しない事例もあるということでもあります。当然、そういう事例が出てきますと、処分を含めてその対策を打たなくてはいけないということになりますので、私の処分も含めてありますので、しっかりとそういう事案が出てこないように、また今後ともしっかりコンプライアンスの順守につきまして、職員に徹底させていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） では、最後の質問になります。これ臨時・非常勤職員についてでございますけど、自治体の厳しい財政状況等を理由にやっぱりこの10年近くで常勤職員数は約30万人、全国で減少し、その一方では臨時・非常勤職員が約20万人増加し、全国で64万人を超えていますということで、今常勤職員の3人に1人が臨時・非常勤職員であり、各自治体にはなくてはならない臨時・非常勤職員だと思えます。2年後の2020年4月1日から法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規則等の制定、そしてまた各自治体には新たな予算の確保を行う必要があります。この改正はどのような改正かちょっと答弁を求めたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 臨時・非常勤職員についてでございます。この状況につきましては、先ほど議員申されましたように、全国的に臨時・非常勤の職員が増えていくということで、全国で64万人といわれております。しかし、その任用や勤務条件において、必ずしも適切に行われていないということで、本制度の導入に至った背景がございます。このことから一般職の会計年度任用職員制度と申しますけれども、これは会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職ということで、単年度雇用ということでございますけれども、このような制度の創設が行われます。この制度におきまして、任用、服務規定等の整備を図るとともに、職員の任用要件の厳格化を行うものです。併せて、会計年度職員につきましては、昇給や期末手当の支給が可能になります。先ほど申されましたように、この制度は平成32年度から導入することとなっております。改正後の新しい地方公務員法上の一般職に適用されることから、各種の公務員に課せられる規定が適用されます。このことから、本村におきましても現行の条例、規則を大幅に見直す必要がございます。具体的には、職員の服務規程として服務の宣誓、法律や上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事制限などが適用されます。またかつ懲戒処分等の対象にもなるとい

うことでございます。現在、本村におきましては臨時職員、フルタイムで働いてる職員が11名、非常勤のパートが短時間が22名ということで、33名が勤務中でございます。

以上が状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） では、現在進捗状況も先ほど言われましたとおりでございますね。ちなみに給与はすべて職員の方は一律でしょうか。そしてまた、免許が必要な職種、部署もあると思いますけど、そういう免許手当とか何かはどのようにになりますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 給与等につきましては、職種によって変わってまいります。一般職の場合は山江村職員の給与を条例でございすけども、これとはまた別に作らなければならないふうになっておりまして、すべて一般職員と同じというわけではございません。この点につきましては、今後条例の整備を現在手立てしておりますので、国の法制度の方向を見ながら、それに沿った制度設計を図っていく計画でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 最後にですけど、期末手当あたりもすべて一律になるんでしょうか。それもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 期末手当等の支給率については職員と同じようになるかと思ひますけれども、基本給というのが経験年数によって変わってまいります。この会計年度職員は年度を超えないということで、1年限りしか採用いたしませんので、またそういった支給の方法も少しは一般職とは変わってくるかなというふうには感じております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先ほど申しましたけど、常勤職員にとっては、この臨時・非常勤職員はなくてはならない人だと先ほど申しましたけど、やはり頑張る人、仕事できる人、その辺の見極めというか、その辺も大切なことではないかと思ひますので、期末手当あたりもいろいろ調整というか、できる人にはプラスアルファ、各部署の課長あたりが査定していただいて、そういうふうなことも考えることはありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 現在、一般職につきましては、人事評価を行っております。

す。これによりまして勤勉手当等で調整するということになっております。1年限りのというか短期の雇用でございますので、期末手当につきましては、その経験の月数で支給の率掛ける割合がございます。このあたりで経験年数を考えて割落としという形になりますけれども、そういったふうな支給のことになります。それともう一つは、この会計年度職員に対しましても人事評価制度が適用されますので、それによって給与の昇給であるとか、手当の支給ということも反映させられることができるようになっておりますので、そういったもので対応してきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 先ほど質問、綱紀肅正についてですけど、やはり先ほど申しましたとおり、一つの企業でございますので、本当、村長を筆頭にチームワーク、一致団結して、これから多分厳しいこういう災害もありますので財政も厳しくなると思いますので、その辺一致団結されて平成30年、31年、来年には平成も終わりますので、頑張ってくださいと思います。

これをもちまして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 次に、10番、松本佳久議員より、施政方針についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） 10番、松本佳久です。通告文に従い、内山村長の施政方針について一般質問をします。

それから、議長、後ほどこの地図を使わせてもらいたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） はい。

○10番（松本佳久君） 明治22年、西暦では1889年に当時の山田村と万江村とが合併して山江村が誕生してから、来年は130年目を迎えます。ことわざにも温故知新とありますように、130年目の節目にあたり過去を見つめ、未来の夢を描くことはとても重要なことだと思います。今後の100年を見据え、村長はどのような考えで村政運営に携わっていかれるのか、村長の施政方針について質問をします。

質問は具体的にたくさんの項目を通告しておりますが、ある質問については、例えば130周年を記念して実施するつもりはないか。あるいは、中には将来の検討

課題として検討することはないかと、そのようなことを問うものであることをお断りしておきます。

一通り全部を質問した後に答弁をお願いしたいと思いますが、村長から答弁の指示を受けた課長におかれては、自分の担当するところはまとめて答弁して下さって結構です。

最初に通告している130周年記念事業については、この後、午後に中竹副議長が質問されますので、そちらで答えていただきたいと思いますが、130周年を迎えるに当たって、村政運営の基本的な考え方や次の100年を見据えてどのような考えで村づくりをしていくのかについては答弁を求めたいと思います。

次に、山江村の地番、番地の前に付けてある甲、乙、丙、丁、戊についてですが、これを何かほかのものに変えることはできないか答弁を求めます。これは先ほど地域づくり研究所から借りてきたものですが、山江村の字と甲乙丙丁戊を主に書いてあります。山田地区ではちょっとわかりませんが、この付近が甲とか乙とか、丙、丁、戊と尾崎から尾寄崎から仰烏帽子の近くまでが戊となっているようであり、万江地区は手前のほうが甲、乙、丙、この付近にも飛び地の丙がありますが、そのようになっております。昔の人もなかなかよく考えておられて、例えば万江地区でいいますと、万江地区は万江阿蘇神社の付近から始まっております。小字も宮鶴といいますが、どこかが一番があって、万江阿蘇神社は甲の18番だっと思っています。そうやって下段のほうに下がって井手の口のほうに渡り、甲がどんどん上ってきて、城内付近は甲の800番台です。小森までが甲で淡島は乙というふうになっていると思います。この甲乙丙丁戊については、いろいろな考え方はあるかと思いますが、これは何かほかのものに変えることができないか答弁を求めたいと思います。

次に、これまで長い間山江村のために貢献されてきた高齢者の方々を敬い、長寿をお祝いする意味での長寿お祝い金制度を創設する考えはないか答弁を求めます。もちろんこの制度は今もあります。そして過去に何度か制度の変更があつています。今年は大変おめでたいことに100歳の長寿を元気に迎えられた方もおられますが、このことは村民として誠にありがたく、大変うれしいことです。100歳祝金の制度は維持しながら、加えて、例えば88歳の米寿であるとか90歳卒寿の方とか、長寿の方をお祝いする制度を創設されてはいかがでしょうか。執行部の答弁を求めます。

次に、村民の健康づくりについての質問をします。山江村は無医村で村内に病院がない熊本県唯一の自治体です。無医村の原因としてはすぐ隣接の人吉市にたくさん病院があるということも理由の一つかと思いますが、村民の健康づくりのため

には、ホームドクターというかビレッジドクターというか、村民や山江村の実情をよく知るお医者さんが必要と感じています。しかし、公的な病院であれ、個人病院であれ、病院の開設はそう簡単ではないようです。それでは調剤薬局はどうかというと、こちらは病院開設に比較すれば何とかなるのではないかと思います。病院での処方箋はどこ調剤薬局でも使えることになっています。たいていは病院の近くに調剤薬局もありますので、そこでお薬をいただいでくるというのが一般的です。ではなぜ村内に調剤薬局をと質問するのかというと、健康づくりのためには服用する薬のことを、本人も家族も、そして山江村の健康福祉課関係の例えば保健師さんとか、みんなが詳しく知っておいたほうがより健康になると思うからです。村民の健康づくりの推進、適切な健康指導、予防医療、予防介護などともうまく関連させることもできるのではないかと思います。村内に調剤薬局を開設する考えはないか、執行部の答弁を求めます。

次に、非正規公務員のさまざまな処遇改善についても通告しておりますが、先ほど立道議員から詳細な質問があり、答弁もあったところですので、私からは1点だけ確認をしたいと思います。先ほどの質問、答弁の中で、実施は2020年4月1日からということでありましたが、山江村でもこの例に倣って2020年4月1日から実施されるのか、そのことの確認をお願いしたいと思います。

次に、地域づくり研究所の活用について質問をします。9月議会の中竹議員の質問に対する答弁の中で、地域づくり研究所の運営に関して、役場としては口出しをしないと受け取れる答弁がありました。これは地域づくり研究所の運営は村民と研究所で運営してほしい。しかし必要な予算は確保するとの意味と考えますが、そのように受け取ってよいのか。また今後、研究所を地域づくりにどのように活用していくつもりなのか答弁を求めます。特に過去3年間ほど山江村と東京大学との共同研究として進めてきた地域情報化戦略、山江栗の振興、100人委員会の支援等、そのほかにもたくさんありますが、それはどのように進めてこられたのか。また今後はどのように運営していかれるのか答弁を求めます。

次に、給食の地産地消について質問をします。山江村の小中学生に対する給食費無料化政策は、他町村に先駆けて実施された未来志向型の先進的な子育て支援政策と評価します。しかし、給食費に公金を使う以上は、その材料費もできるだけ村内に還元されなければなりません。毎月発行される「やまえ」広報紙にも地産地消率が掲載されていますが、大まかの感じとしては季節の野菜やお米は100%、あるいは100%近く山江村で生産された農産物のようですが、実際の地産地消率はどうなっているのか。給食材料の地産地消の現状と今後の取り組みについて答弁を求めます。

次に、山江村アグリセンターについて質問します。山江村には農業関連施設の一つとして、山田蓑原に山江村アグリセンターが設置されています。この施設は、もともと川辺川総合土地改良事業組合の事業として、当時の関係7市町村により昭和62年に建設されました。土地は山江村所有で、山江村には年間90万円の借地料が16年間入ってきたようです。しかし、平成24年12月に川辺川総合土地改良事業組合が解散し、建物は山江村に無償譲渡され、平成25年4月から農業振興と地域の活性化、都市と農村の交流を図るための施設として「山江アグリセンター」と名付けて再スタートしています。現在の利用状況と、今後のアグリセンター設置の目的に沿った有効な活用方法をどのように考えておられるのか、執行部の答弁を求めます。

次に、農産物や山江村のできるだけ多くの生産物について、山江村の産品であるという証明をするために、QRコードとか認証マークの添付を積極的に進める考えはないか質問をします。例えば、今はお米の出荷に関してはJAくまであれその他の米業者であれ、栽培履歴の提出が必須となっている状況です。粟にしてもわざわざ球磨粟と山江粟とを分別して栽培出荷しています。そうであるならば、誰の目にも、どのようにして誰がどこで栽培したのか一目瞭然となるような仕組みが必要と考えます。QRコード等について、現状と今後の方針について答弁を求めます。

次に、道路の整備について質問をします。村内の集落を結ぶ道路は住民の日々の生活に大変密着しており、計画的に着々と整備がなされていることは評価します。それに加えて、現在、山江村北部で行き止まりとなっている県道2路線や、村道や林道などのうち、他の町村との往来に利用できる道路の整備を進める考えはないか答弁を求めます。例えば、昔は通行可能であった山田新層地区と相良村の永江を結ぶ道路、この道路の沿線には亀石という有名なパワースポットがあり、最近、100人委員会の観光交流部会によってきちんと整備もなされ、将来は名所となりうるような場所でもあります。同じく、尾崎と相良村尾方原を結ぶ道路、これは今でも通行可能ですが、もう少し整備をしたらもっと通行しやすくなります。また、尾寄崎と相良村四浦山口を結ぶ道路もありました。多分、今でも作業道があるかもしれませんが。万江今村の村有林には五木村平瀬に通じる林道もあります。ただ、多分今は鍵がかかっていると思います。それから、万江水無と球磨村大槻や坂本町を結ぶ道路、また万江下段と人吉市上原田町を結ぶ道路、さらに、以前、森田議員からも質問が出ておりましたが、上原田町や万江下段から照岳を通る殿様の参勤交代道路など、山江村と他の市町村等を結ぶ道路の整備が必要だと思いましたが、執行部ではどのように考えておられるか答弁を求めます。

村内の道路、橋梁の整備についても1点だけ質問をします。現在、継続事業とし

て村道、県道、下段線下之段橋架橋工事が進んでいます。今年までで橋台、橋脚の工事が終わり、来年度はいよいよ橋桁を乗せる工事になる予定です。そこで、この下之段橋の欄干に擬宝珠を設置してはどうかと提案します。実は万江地区の氏神様、万江阿蘇神社は万江川右岸にあり、もともとは城内橋を渡ってお参りしていました。しかし、城内橋は昔ながらの手作りの木橋のために、過去15年ほどは橋を架けることができない状態のままとなっています。そこで、現在架け替え中の下之段橋を万江井手の口から下段集落へと渡る橋とするとともに、万江阿蘇神社への入り口ともなるように、擬宝珠を設置してはどうかと考えます。欄干へ擬宝珠を飾る考えはないか、執行部の答弁を求めます。

次に、合戦ノ峰物産販売所、休憩所について質問をします。合戦ノ峰地区には地方創生事業を利用して地区住民の念願であった駐車場、物産販売所、休憩所、トイレ等の整備がなされ、今後の利用者の増大が見込まれていますが、実は物産販売所の屋上部分には展望所を設置する計画があり、設計書も出来上がっています。私は今のままでは中途半端な施設と考え、財源を探して、もともとの計画どおりに木造の展望所を建設するべきであると思います。執行部ではどのような計画であるか答弁を求めます。

次に、教育委員会にも質問をします。この質問は、この後の横谷議員が具体的なことをたくさん通告しておられますので、私からは1点だけ答弁を求めます。今年の夏休みには、海外研修生として選ばれた中学生5名によるシンガポール研修が実施されました。研修後に関係者から話を聞きますと、国際理解、英語教育の上でとても成果があった研修だったとのこと。私は、なぜ私たちは英語を話すのが苦手なのかをよく考えますが、それは日ごろの私たちの生活に英語を使う必要がないからというのが一番の原因だと思います。私たちが毎日暮らすのには日本語と球磨弁で十分です。しかし、小学生から英語の授業が始まる時代になり、これからの若い人たちにはもっとたくさん勉強をしてもらって、英語も自由に使えるような人間に育ってほしいと期待しています。そこで、中学生の海外研修予算を増額して、もっと多くの中学生が参加できるようにする考えはないか答弁を求めます。

最後に、山江村に副村長を置く考えはないか質問をします。平成19年3月に制定された山江村副村長定数条例では、「副村長の定数を1名とする。」との規定があり、毎年度の一般会計予算にも副村長の給与が計上されています。村長の仕事は重職であり、とても多忙です。例えば、村長が今年の11月には毎週東京出張のようでした。私たち議会議員の主軸事業要望活動にも同行していただきましたが、その中で私がびっくりしたことが一つありました。先ほど下之段橋建設事業についての質問もしましたが、実はこの事業は当初から社会資本整備総合交付金事業として始

まりました。しかし、熊本地震以降、各種の建設工事費の高騰に伴い、下之段橋が山江村の社会資本整備総合交付金事業の中の予定額よりも多くを使用することとなって、ほかの事業、例えば村道の舗装工事とか歩道の新設工事などを当初の予定よりも規模を小さくしたり、あるいは年数を延ばしたりしなければならないようなことも出てきました。危機感を感じられた村長は東京へ何度も足を運び、山江村の苦しい財政事情や農山村の現状を説明し、何と下之段橋建設事業は、来年度からは国の補助事業として採択されることになっています。私はたくさんの要望項目の中に「下之段橋大規模修繕更新補助事業の促進」という題名を見たとき、工事の途中から補助金のメニューを変えて、少しでも山江村に有利となるような補助金の獲得運動を展開された村長に感謝しながら陳情要望してきたところです。このように、村長は山江村のトップセールスマンとして各地を飛び回られます。また、時間を見つけては村内各地を回られ、村民の声を聞く時間も今以上に必要だと思います。そのような意味で、この際、副村長を置かれてはどうかと提案するわけですが、村長の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、多数ご質問がありましたので、多項目にわたっておりますが、私にお尋ねの次の100年を見据えての考え方ということでございました。来年、村制施行130周年を迎えるということで、冒頭のご挨拶で温故知新という言葉私も使わせていただいたところであります。いわゆる「古きをたずねて新しきを知る」ということをモットーに130年積み重ねてきたわが山江村の良さを振り返り、そして新しい時代に対して、また一步を踏み出す年と位置付けたいというような挨拶をさせていただいたところであります。その中身を具体的に申し上げますと、次の100年とありますけれども、これはちょっと置いといて、今本当に人口減少時代を迎える中であって、いわゆる2040年には山江村、何もしなければ消滅してしまう市町村に上げられているわけでありまして、何らかの形で手を打っていくということが求められているというようなこととございます。そして、もっと長いスパンでものを申しますならば、次の世代が、いわゆる今までのそれぞれの先人の方々の努力が今の山江を築いてきたということでありまして、しっかりそれを受け継ぎながら、また次の世代にこの山江村のいろんな基盤を残していくということになろうかと思っております。

その基盤はやっぱり三つあるかと思うわけでありまして。一つは、産業の基盤であります。今現状を見てみますと遊休農地も増え、林地も随分木材不況といえますか、流通が止まっている状況の中で荒れてきているというような状況であります。そういう栗もそうですけれども、今回、林業に対しましての特用林産物の仕掛けを

しておりますけれども、何らかの形でしっかり農地、林地を活用して生活をできるような基盤をしっかり整備していくということが求められていようかと思えます。

そして、二つ目が生活基盤であります。先ほど、立道議員の話にもありましたとおり、大規模の災害がどこでどのような形でどれくらいの規模で発生するのか、非常に予知ができない。また、想定外を想定した対策が必要だといわれるようになってきております。もちろん道路整備をはじめ、いろんな防災の対策、それから避難の対策も含めて、そういう生活基盤、これは生活インフラといわれております水道、下水道をはじめとして、そういうものをしっかりした形として残して引き継いでいくということがあろうかと思えます。

そして最後に、非常に山江村、財産でもありますコミュニティ基盤であります。コミュニティ政策としては、ケーブルテレビ事業等々により山江村の情報をあまねく村民の方々に流しながらコミュニティを図っているということもありますし、山江村がイベントをする事業もありますし、各地域で今は一分館でのいろんな事業をやってもらっております。このそういう活動が村民それぞれが助け合う精神だとか協力し合う精神、これがこの山江村を力強く守っていく、前進させていく基盤にもなろうかと思えます。ICT教育、非常に成果を上げておりますけれども、私は子どもたちの学習基盤をしっかり支えているのは、山江村にあるコミュニティ基盤、子どもたちに対する支援も含めたそういう基盤だと思っているところでもありますし、そういう生活基盤、産業基盤、コミュニティ基盤をしっかり見つめ直しながら、次の世代へ引き継いでいくような施策を打っていくということが大事であろうかと思えます。特に、先ほど松本議員おっしゃったわくど石、亀石の話であります。全く思い起こすところでありまして、やはり130年の歴史の中でそういうものがやっぱり脈々とあります。非常に個人の話をして申し訳ない、私の地域の話をしてしまうんですが、私が住む小山田には、今小山田ゲートボール場のところは牧場と昔言っていました。そして、それから小山田の地区内に入る道路の途中に「射場野」と呼ばれる家があります。「射場野」は矢を射る場所の野原という意味です。もっと歩みを進めますと石倉がいっぱい建っておりますし、小山田公民館に行きますと、小山田公民館は神社庁の所有になってるんです。神社庁の所有で小山田の所有ではないです。神社庁の所有で何でかなと思うと、もっと先に行きますと、宮前というしこ名があります。小山田からフルーティーロードに下がる坂は宮坂といいますし、その左手には桑田というのがあります。この桑田というのは神様に米粉で餅を作ってお供えする。その田んぼという、秋山さんの田んぼですけども、そういうのが残っております。いわゆるその地域地域に、非常に誇りとすべき歴史が残っておりますので、そういうしこ名も含めて誇りをもう一度取り戻すための、

そういう調査をしていきたいと思っております。先ほど、亀石、わくど石、鼻繰石というのを今回100人委員会の方々が整備をされ、新しいフットパスのコースとして整備をされました。まさにパワースポットブームでありますので、山江にあるそういう隠れたよさの財産が、また生き返ろうかとしているわけでありまして、そういう活用を今後できるような年にしたいなというのも思っておりますし、そういう、できれば、この後質問が出てくるようでありますけれども、甲乙丙丁戊と呼んで番地を言っておりますが、もちろん法的にはそういう地番がありますので、その地番をしっかりと位置付けるということは大事ですが、もう一つ、やっぱりわれわれいつも小山田だとか西川内だとか城内だとか、そういう地域名で呼んでおりました。その地域に先ほど言いました誇りを取り戻すという意味でも、地域で呼び合うような姿をもう一回言うことができないかと思っております。これにつきましては、130周年のシンポジウムの中でそういう語り掛けを村民の皆さん方と一緒に、そういう問題を考えていく機会を持ちたいと思います。

それから、地域づくり研究所について、村民に開放する機関で役場が一切物を言わないというようなことを聞き及んだということではありますが、私、そのことを言ったとすれば100人委員会、山江未来塾のことだと思います。要するに山江未来塾は自主的にいろんな活動を自ら考え、自ら実践し、自らそういう成果を求めておられるというような活動を続けておられますので、そのことに対して役場がいちいち支持をしたり、指図をしたりすることなく、しっかり支援をしていきたいという意味で申したわけでありまして、その100人委員会も実は地域づくり研究所に位置付けられるというようなことでもありますので、ぜひ誤解のないように申しますのも、所長は私が実はしておりまして、公設の地域づくり研究所でもありまして、当然のことながら予算もこの議会のほうにお諮りし、ご決定を賜っているというような状況であります。ただ、将来は観光のためのDMOといいますか、法人化をしながらそういう方々で自主運営をする組織になるということであれば、役場も随分身軽にもなるし、いろんな形で役場と民間の方々と一体となって、この地域を考えていく地域づくりを進めていく一つの理想の形が出来上がるということは、確かに意識をしているところでありますが、ただ、一挙手一投足には進みませんので、それは地道に皆様方と歩みを進めさせていただきたいと思っております。

最後、副村長の選任につきましては、あと課長が答弁した後、私のほうでまた答弁させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、松本議員のご質問にお答えいたします。

まず村制施行130周年につきましてどのような事業をするかというのは、議員がお尋ねになられたとおり、後ほどの中竹議員のほうで具体的にお答えをしていきたいというふうに思っております。

また、地域づくり研究所の活用につきましては、先ほど村長が申されたとおりでございます。また付け加えさせていただければ、村民の方に広く開放してということで、夏休み期間中とか放課後等に、小中高校生、Wi-Fi環境も整備しておりますので、タブレット等を使って、なかなか辞書とか図書館で調べることができない課題等を調べていただいたり、また事務所の机の横のほうにはミーティングスペースも設けておりますので、そちらのほうで農業をされてる方、また観光等の打ち合わせ等で数名程度ですけれども打ち合わせに使うスペースもございますので、今後とも気軽に来ていただいて、利用していただければというふうに思っております。

それから、東京大学との共同研究はどのように進めてきてるかということでございますけれども、東京大学との共同研究も地域づくり研究所ができる前から始めておりまして、3年半を迎えようとしているところでございます。平成28年3月に策定をいたしました山江村地方創生情報化戦略、こちらのほうが2020年度までの5カ年間の実践計画というふうになっております。この計画は山江村のほうで策定しております山江まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗をより進めるため、農業分野や環境・防災分野、福祉分野、教育・人材育成分野に分けて、スケジュール管理や施策の展開をやっているところでございます。東京大学より毎月来られまして、進捗状況の把握もしておられますし、適宜、担当部署とミーティングをされて、課題等が見つかれば、適宜、見直しを行いながら、事業の進捗を進めているところでございます。5年間のスケジュールということでございますので、それぞれの分野の具体的な施策については、進んでいるものもあれば財政的なものもありまして、なかなか進まない分野もあるというところではございますけれども、地方創生の総合戦略と絡めまして、村のほうでやり遂げなければならないという課題になっておりますので、その辺も遅れてる分野につきましては進めていきたいというふうに考えております。この5年間でそれぞれの分野で情報化施策における礎を築きながら、その後の事業の展開にも生かしていきたいというふうに考えております。

また、特産物の山江栗の振興につきましては、当然、東京大学との共同研究で調査等も行っておりますが、各種補助金を活用してブランド力向上を図るための事業を展開しているところでございます。昨年度までは山村活性化支援交付金事業を3年間使いまして、ブランド化の事業に取り組んでおりますし、3年間だけで終

わるのはもったいないということで、今年度からは地方創生の推進交付金を活用いたしましてブランド化戦略を行ってるということでございます。今まではどちらかというと販路拡大等によそに山江栗を広めようというような戦略に活用しておりましたが、今年度からはそれだけではなく品質向上や生産量の拡大など、生産者の方の視点に立った支援等を産業振興課と合わせて行っているということでございまして、こちらのほうは、さらなる山江栗の名声の獲得のために継続して続けていきたいというふうに考えております。

100人委員会未来塾につきましては、村長からもお話がありましたが、九つの部会で実践活動をされておられます。8月に報告会があったということで、その後、それを境にといっちは何ですけれども、本当に自主的に活動される部会がほとんど多くなってきております。もう村のほうであれやこれやお手伝いすることなく、自分たちで活動されてるということで、その点が先ほどのパワースポット等の道路整備なんかも自分たちでされて、村からの手伝い等はいらないということでしたということで、そこに見に来られる方も大分増えてきてると、また近隣のほかの名所にも行かれてるといような報告も受けております。しかしながら、それだけではやはり活動には限界があるということですので、地域づくりの団体に向けて、今議会のほうでご承認をいただいている範囲内で、活動の支援等も行わせていただいているということでございますけれども、そのようなサポートも行いながら、真の意味での村民総参加型の地域づくりを目指す組織になればというふうに考えております。

それから、合戦ノ峰物産館のほうに物産販売所のほうに2階の展望台を建設してはどうかということでございますけれども、合戦ノ峰地区の物産販売所につきましては、平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し建設を行ったところでございます。それまでの経緯、概要につきましては割愛させていただきますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、当初設計では2階部分に人吉市内を一望できる展望所を設置する予定でしたけれども、建設費用等の増加に伴いまして、展望所部分を撤去し落成し、現在、合戦ノ峰物産販売所管理組合に委託し運営を行っているところでございます。秋のお彼岸の際には物産販売所ができたということで、その中で地域の特産品等販売され、またおもてなし等もテントではなく販売所の中でというおもてなしもでき、またトイレのほうもきれいになったということで、大変よかったというようにお声をいただいておりますけれども、やはり展望所があったらいいなというように声もいただいております。先般、展望所の設置につきましては、地域より展望所の建設についての要望書が村長宛てに届いているところでございます。財政事情をはじめとする解決しなければならない課題も多くありますので、

建設の有無につきましては、慎重に検討する必要があるかと思われましても、やはり山江村の玄関口でありますので、どうにか建設ができないかというような方策も考えていきたいというふうに考えております。

企画調整課からは以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、健康福祉課のほうから地番の前の甲乙丙丁戊を変更する考えはないかと、米寿お祝い金制度等、長寿を祝福する制度を創設する考えはないかと、村内に調剤薬局の開設を進める考えはないかの3点につきまして答弁いたします。

地番の前の甲乙丙丁戊の変更につきましては、先ほど村長からもありましたとおり、由来のある地名等については、その名称で呼んでいただくというのは構わないのかなとは思いますが、法的な手続きの面からちょっとこちらからは説明をさせていただきたいと思っております。名称の変更につきましては、市町村合併や市街地の区画整備等で住居表示が変更されることが多いところです。そういったところで変更されるところが多いんですが、地方自治法260条第1項では、市町村長が政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、または町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならないとされておりまして、議会で可決されれば名称の変更はできるということとなっております。しかしながら、名称の変更に当たりましては、村民の生活に直結するものでありまして、村民の方々の理解と協力が必要となってまいります。変更によって運転免許証や銀行の住所などの変更、さまざまな機関での手続等が必要になり、村民の方の負担も発生するところです。また、役場の各システムの改修、パンフレット等の再作成など、試算はしておりませんが、かなりの経費がかかると予想されますので、今のところ行政側から名称を変更するということは考えていないところです。しかし、村民の方々の大半から名称を変更してほしいという要望等があった場合には、名称も含め、メリットやデメリット、必要な経費等を十分に調査検討をしていかなければならないと考えております。

次に、米寿お祝い金制度等についてですが、先ほど議員が言われましたとおり、敬老米寿祝い金につきましては、平成18年度から平成21年度に制度化されておりましたが、いろいろなお意見等があった中で、現在の制度になっているものであります。今現在、本村では多年にわたり社会の発展に寄与された高齢者に対して、祝い金や生活支援としての手当などを支給しております。時代とともに名称や支給要件等が変化して、現在は百寿祝い金と鶴さん亀さん応援手当となっております。

す。大まかに申しますと、百寿祝い金は100歳になられた方に対し10万円をお祝いとして支給するもので、鶴さん亀さん応援手当は70歳以上の方に5,000円、一人暮らしや高齢者のみの世帯にそれぞれ5,000円、2,000円を加算し、生活支援として支給しているものであります。国では人生100年時代を見据えた社会構築に向けて動いているところでありますが、節目節目の長寿祝いがあります。本村におきましても、国の動きと交互するわけではありませんが、100歳という大きな節目に達した方へ、今後もお祝い金を支給していきたいと考えております。村としましても健康で長生きできるような事業に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様もどうぞ百寿祝い金を目指して、健康に過ごしていただきたいと思っております。

次に、調剤薬局の開設についてですが、基本的には先ほど議員おっしゃいましたとおり、処方箋があればどこの調剤薬局でも薬をもらうことができますし、病院から近いところに調剤薬局があるということで、そこで薬を受け取っていらっしゃる方がほとんどだと思います。その際に、薬剤師の方から服薬の薬について一通り説明をされているところだと思います。山江村全体を把握していただける薬剤師がいればということではありますが、もちろん山江を管轄していただける薬剤師の方がいてくだされば、健康管理、家族の方の健康も含めたところでつながっていくと思っております。しかしながら、山江村の方がすべてその調剤薬局に行くのかということ、疑問もあるところでありますので、果たして採算が取れるのかな、そういった調剤薬があるのかということで、現実的にはちょっと難しいのかなと考えております。今、保健師、栄養士、看護師が重症化予防等で個別に訪問しております。その際、見せていただけたところには、お薬手帳等で今服薬している薬の情報等もいただいております。薬剤師ではないので、すべて知識があるわけではありませんけれども、ご家族の方も一緒に聞かれることもありまして、こういう薬ですよというような説明等もしながらしております。そういったことを考えますと、今地域医療とか在宅医療になっていくところでありまして、地域、村ができるところで取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 会計年度任用職員制度の実施時期でございます。これにつきましては、本制度は新地方公務員法、平成29年法律第29号による改正でございまして、この中では実施時期を平成32年4月1日から施行するというふうに規定されておまして、猶予期間はございせん。従いまして、現在、条例規則の洗い出しを行っておりますけれども、本年度中に完了いたしまして、来年度条例等を議

会に提出しご承認をいただき、来年度募集をかけて、平成32年4月1日から施行する計画でございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

産業振興課のほうからは、学校給食の地産地消化の進行状況ということと、アグリセンターの今後の利活用ということと、それから、農産物に対しますQRコードや認証マークの添付ということと、他の市町村と山江村を結ぶ道路、私のほうからは林道のことについて答弁をしたいと思います。

まず、学校給食の地産地消化の進行状況はどのような状況かということでございます。この事業につきましては、平成27年度から5年間、国の交付金を活用しまして、山江村の学校給食等の地産地消化を推進しまして、顔の見える安心安全な食材の提供、ひいては農家所得の向上を図るということを目的といたしております事業でございます。率としましては、平成27年度は学校給食の地産地消率、品目数ではありますけれども、13%ということでありましたけれども、この事業を取り入れまして、現在では約30%程度まで率としましては引き上げられております。今現在、農林家の方々に学校給食でよく使われる食材の作付け依頼を行いまして、収穫情報を取りまとめております。そして、それをその収穫の時期を学校給食のメニューに取り入れていただきたいということで、学校給食会議で提案をしているところでございます。協力していただいている農家につきましては、約30軒ほどでありまして、まだこれが30軒をもっともっと増やしていきたいというふうにも考えております。また、今後も農家との地産地消推進に関する今後としましては意見交換会、今も開催をしていますけれども、それと学校給食の試食会を定期的に取り組みでいきたいと思っておりますし、それをもとに地産地消の推進に取り組みでいきたいというふうに思っております。将来的にはこの地産地消化を皮切りに、都市部との農産物等の流通を開拓しまして、さらなる農林家の所得の向上を目指したいと考えております。

続きまして、アグリセンターの利活用でございます。本施設につきましては、山江村の農業振興と地域の活性化及び都市との交流を図るための施設であります。現在、川辺川の協議会及び土地改良区の事務所として利用し、ほかに川辺川関係会議のみの使用でありまして、利用率が極めて少ないということとあります。少ないといいますかほとんどないということとあります。また、施設の維持管理としましては、光熱水費、警備費及び施設の委託管理など、約年間に120万円の維持費がかかるということとあります。また、収益といいますか収入としましては土地改良連絡協議会と改良区の事務所として、その貸付料として72万円が入ってくる

ということでありまして、差し引きで約48万円の損失という状況であります。国営川辺川総合土地改良事業につきましては、今年の2月に変更計画が決定したところでありまして、今後のこの施設の利活用については検討することが必要であるというふうに思っております。

また、今年度をもちまして川辺川土地改良事業連絡協議会も解散をいたしまして、この施設を利用して開催されておりました川辺川の行政連絡会議も今年度で終了するという見込みであります。このことから、この施設の今後の利活用につきましては、現在、事務所として利用している協議会、来年度から土地改良区1本になりますけれども、そこの調整等も必要でありますけれども、今後の活用方法につきましては、公共性も踏まえましてどのような方法がいいのか、今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、農産物やすべての山江村の産品にQRコードや認証マークの添付を進める考えはないかということでございます。これにつきましては、近年、食品偽造問題や産地偽装問題などをきっかけとした消費者の食の安心安全への関心がますます高まっています。そうした中で、より確実に農産物の安全性を確保するための対策が必要となってきています。また、農業に継続して取り組むためには、作るものが安心であり、環境を破壊しない取り組みであり、そして作る人が安全に農作業を行えることということが必要であります。このことによって農林産物の生産履歴が見える化し、安心安全をPRすることで付加価値を高めることができます。現在、モデル的にですけれども、生産履歴のQRコードにつきましては、栗農家に対しまして栗農家の方が4名が作成をされております。栗に付加価値を付け、さらなるブランド化を図る上でも、栗農家に対しましてはますます今後も進めていきたいというふうに思っております。

また、水稻やら野菜につきましては、農薬、化学肥料の使用回数、使用料が基準値よりも制限した、低いということですが、栽培方法であり、国が認定をいたしました有機JASとかありますけれども、有機JASの取得者が本村では1名、それと熊本県が認定しました「有作くん」取得者が11名、エコファーマーが25名おられまして、安心安全な作物を栽培をされております。今後もこの認証取得につきましては推進をしていきたいというふうに思いますけれども、現在、県が推進してまます農業生産工程管理といまして、GAPという言葉があります。これは安心安全で農業を作物を作る工程をしっかり管理しなさいよということでありまして、それにおいて食品の安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みでありまして、将来的にはこの商品取引の中でこの取り組みが必須化されるというふうな可能性が高いというふうにいわれておりますので、この事業に

つきまして、取り組みに対しましても積極的に進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、他の市町村と山江村をつなぐ、私のほうから林道の整備についてお答えをいたします。林業につきましては、ご承知のとおり木材の低迷下によりまして、なかなか整備がされてないというのが現状であります。また、整備を進める上でも林道は欠かすことのできない道でありまして、そのためにも林道の整備は必要かというふうには思っております。また林道は森林整備のためではなくて、地域住民の生活道路、そして災害時の迂回路にもなるということでもあります。そのような中、今現在、先ほど議員申されましたけども、山江村の水無地区から球磨村の大槻地区につながる林道の整備を、県に球磨村と一緒に要望をしているところであります。この林道につきましては、延長が10キロほどありますけども、今後、林野庁のヒアリングを経て、早ければ平成33年度から県営で森林基幹林道として工事を着手するという予定であります。今後もほかの市町村間の林道につきましては、近隣の市町村とも連携しながら整備を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、他市町村の山江をつなぐ県道・村道の整備を進める考えはないかについてお答えいたします。

県道につきましては、本村は2本の県道が万江地区、山田地区をそれぞれ縦断をしており、隣接の市村へとは未貫通となっているところでございます。この2路線とも改良貫通促進を進めるため期成会を結成し、整備促進を要望しております。本村としましても県道の改良促進整備は地域住民に欠かせないものとして、毎年、熊本県に事業推進の要望を行っておりますので、坂本人吉線は先月、相良人吉線は来週に県に要望を行うこととしております。

次に、村道につきましてですけれども、市町村境を超える道路の新設計画は地域の実情、道路事情、交通安全面などいろいろな状況を精査しながら、整備計画を立てていることとなります。関係市町村での必要性や、さらに事業にかかる経費の予算確保や優先順位、事業の実施に当たっては細かな協議が必要となるところでありますので、今後検討していきたいと考えているところでございます。また、既設の村道につきましては、交通安全に支障がないように維持管理を進めてまいるところでございます。

それから、次に下之段橋の擬宝珠を飾る考えはないかということでございますけれども、下之段橋につきましては、議員申されましたように、工事も平成28年度から本体工事に取り掛かりまして、おおむね順調に進んでいるところでござい

す。来年度は上部工の橋桁工事を進める中で、橋梁の欄干等の施工、上部工の橋脚工事の際に整備をしますが、計画では橋梁の高欄に設置する付属物としましては、兩岸の橋台付近に親柱を上下4カ所、その中に橋梁名、漢字とひらがな、それから河川名、竣工年月の名板を設置するよう検討しております。これらにつきましても経費がかかりますので、大きさ、材質等も過大にならないように最小限に抑えようと思っておりますので、議員ご質問の欄干への擬宝珠の設置につきましては、現在、考えていないところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、海外研修についてお答えしたいと思いますけども、本年度より中学生の海外研修を実施しております、7月31日から4日間の日程で、4名の中学生をシンガポールへ研修に参加させております。現地での授業を受けたり、あるいは生徒たちの交流を通して、非常に研修成果を上げたというところでございます。帰国後の参加者の感想といたしましては、日本と外国の文化の違いを実体験しまして、改めて日本や山江村のよさを知ったという感想でもありましたし、それから現地での授業を受けまして、改めて英語でのコミュニケーション力を必要性を感じたと。あるいは将来は外国の企業で働いてみたいというような感想をたくさん聞かれております。国際社会への興味関心がわくなど、グローバルな視点での国際的視野への高まりが感じられたところでございます。それから、帰国後の報告会などを聞きました1、2年生の生徒たちが、ぜひ来年度また行ってみたいというようなところで、非常に研修条件でもございます3級取得したいという子どもが増えてまいりまして、英語の授業に非常に意欲的に取り組み始めた。それから家庭学習もほかの教科に比べて英語の学習が増えたというようなことをお話を聞いております。それから、今回研修いたしました4名のうち2名が高校中級程度とされております準2級に合格をしております。非常に効果が上がったと思っております。そういうことで、教育委員会といたしましては、この事業につきましても大変意義があるものだったと評価をしているところでございまして、ぜひ来年度も実施したいと考えております。

予算の増額につきましては、財政状況等を勘案しながら前向きに検討してまいりたいと考えてるところです。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 時間があと1分15秒しかないということでもありますけれども、最後に副村長の選任についてどのように考えているかという質問に対しまして、お答えいたしたいと思っております。

副村長の人事につきましては、前、森田議員のほうからも質問がありまして、ぜひ置かせていただきたいということでありました。ただ、ここにきまして、非常に今回質問をされた内容もそうですけれども、いろんな課題も有しておりますし、私自身も業務が増えているというような気がしておりますし、国をはじめ県にも、また管内における出張の数も増えているということでもあります。従いまして、役場で、村内を回るといようなこともありました。職員との打ち合わせる機会が非常に減っている。決裁をするのがやつの時間であるというような状況もございます。副村長の業務についてちょっと私調べてみましたけれども、副村長の業務につきましては、担当職員が持ちます業務の詳細についての検討、それから政策、企画の立案、それと職員の担当する事務を監督する。それと首長の判断が重要な重要な事案の決定、それから、私から事務委任された文書による業務の効率化、そしてもう一つは、職務代理を出すわけでありまして、今までは職務代理は、要するに総務課長がやっていたということでもあります。これにつきましても、本来責任の度合いを一般の職員に押し付けているというようなこともありまして、ぜひ山江村の今後のいろんな課題への取り組み、また発展のためにもぜひ置かせていただきたいということを考えているところでありまして、この事案につきましては、議会の議決があるということもありますし、村民全体の皆様方の理解も必要であるということではありますが、ぜひその付近のところをご理解の上、近いうちにまた提案をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） いろいろと答弁いただきましたが、ぜひ職員一丸となられて、村民の幸せのために頑張っていたいただきたいと思います。

一般質問終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、赤坂修議員より、安心安全な村づくりについて、1. 債権管理条例

についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

赤坂 修君の一般質問

○1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず1点目として、「安全安心な村づくりについて」ということで通告しておりますが、平成30年も12月となり、立道議員も申されておりましたが、今年も多くの自然災害が発生しております。4月の島根県西部を震源として発生した島根県西部地震では、大田市で震度5強を記録しました。6月は最大震度6弱を記録した大阪北部地震が発生し、5名の方が亡くなっております。7月には西日本を中心に台風7号及び梅雨前線の影響による集中豪雨が発生し、河川の氾濫や土砂崩壊により、広島、岡山、愛媛県などで227名の方が亡くなられ、甚大な災害が発生しております。9月6日には北海道胆振東部地震が発生し、最大震度7を記録し、大規模な土砂崩壊が発生しました。夜中の午前3時に発生したということで、41名の方が亡くなっておられます。多くの災害が発生した中で、大阪北部地震では小学校のプール沿いのブロック塀が倒壊し、小学3年生の女の子が亡くなっております。この悲惨な事故を受けて、学校、公共施設のブロック塀の緊急点検が国の指導のもと行われております。そのような経緯の中、「広報やまえ」8月号に「あなたのブロック塀は安全ですか」ということで、ブロック塀の安全点検について掲載され、ケーブルテレビでも放送されておりました。内容については、「ブロック塀はプライバシーの確保、防犯等の重要な役割を果たしていますが、地震発生時には倒壊や落下など人命を脅かす可能性があり、このため所有者の責任において適切に管理する必要があります。点検の目安としては、ブロック塀が高すぎないか、控え壁はあるか、傾きやひび割れ等の劣化はないか」などの内容で、「点検の結果、危険性が確認された場合は、付近通行者への速やかな注意表示をお願いするとともに、補修や撤去等も必要となるので専門家にご相談ください。」という内容でありました。そこで、このブロック塀の自己点検について、村民の方からの相談、問い合わせなどの反響はあったのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

議員申されましたように、今年の6月、ブロック塀の下敷きになり死亡するという人的被害が発生したのに伴いまして、国及び県から市町村が管理しているブロッ

ク塀の点検と安全性の確認が必要という旨の指示がありまして、本村では各課管理する施設のブロック塀点検を行っております。さらに個人で管理しているブロック塀点検も行うよう、ケーブルテレビ及び広報紙等による村民への周知を行いましたけれども、現在のところ危険ブロック塀の自己点検に係る相談等はない状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 残念ながら村民の方からの問い合わせ等はなかったということですが、平成28年4月の熊本地震で、益城町ではブロック塀の倒壊により2名の方が死傷されております。危険なブロック塀に対しては所有者の責任において適切に管理する必要があるといわれておりますが、大きな地震等の災害が発生したときに、倒壊したブロック塀が道路をふさぎ、避難や救助、消火活動の妨げとなる例が多くあり、安心安全な村づくりの視点からも、民間のブロック塀の点検、調査について早急な対応が必要だと考えますが、行政側として広報のほかに今後の対応は何かお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

広報以外ということですが、先ほども申しましたけれども、まずケーブルテレビのほうも周知もしておりますし、さらに広報等を使いまして周知を行い、危険であることを自己認識してもらうように、さらに今まで行ったのを継続しまして周知をし、併せて注意喚起に努めてもらうよう周知を行っていくことと、現在のところ計画してるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ちょっと提案といいますか、現在の地域版防災マップも平成27年度から31年度事業として、29年度までに11地区が完成しておりますが、地域版防災マップの再確認という形で、各地区の自主防災組織、消防団等を通じて第三者による点検を実施する等の考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 防災マップにつきましては、継続して本年度も作っておりますし、来年度で大体完了する予定でございます。この活用につきましても有効に活用しなければならないということで、4区につきましては今年度11月に自主防災組織の避難訓練を実施しております。そのときに地元の消防団と協力をいたしまして、危険箇所の点検であるとか、避難経路の確認等を行っておりますので、こういったものをほかの地域へも広げていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今日の新聞に、熊本市では大阪北部地震でのブロック塀倒壊事故を受けて、市内全域の道路沿いの民営のブロック塀を点検した結果、傾きやひびなどの確認が6,593カ所に上り、撤去に対する助成が必要だと判断したという記事が載っております。山江村でも民有ブロック塀の点検に対する早期の対応を期待いたします。

次に、通学路に関してであります。山江村通学路交通安全プログラムが平成27年2月制定され、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るということを趣旨として、通学路の安全点検を毎年実施されており公表されておりますが、通学路に面した管理不全な空き家、危険なブロック塀などの構造物に対しての調査は行われたのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

通学路の調査につきましては、本年度、各学校におきまして県の調査依頼に基づき、通学路における著しいひび割れ、破損または傾斜が生じているブロック塀や危険な家屋など、安全点検調査を行いました。万江地区につきましては、特に該当する箇所はございませんでしたが、山田地区におきましては、家屋・倉庫等で1カ所、それからブロック塀が4カ所該当する箇所がございましたので、学校からの報告を受けまして、教育委員会で取りまとめ県へ報告したところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 通学路に対しての管理不全な空き家、ブロック塀等の調査が行われて、倉庫・納屋等に関しては1件、ブロック塀に関しては4件の危険箇所があったということでございますけれども、その対応についてはどのように今後されるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

通学路にございますブロック塀や家屋ということでございますけれども、当然、毎日子どもたちが登下校を行う道路でございますので、地震等発生した場合、危険が伴うということは認識しておるところでございますので、各課と連携しながら協議を行い、また学校とも調査等も行いながら協議して、通学路で適切でないものがあるところはどうするかあたりも検討していきたいと考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 危険箇所については、仮に安全な通学路がほかにない場合については、当然所有者がおられるわけですが、撤去・改修のお願いをしていく

というようなことも考えておられるのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 私のほうから、危険な空き家についての対応ということであろうかと思っておりますので、通学路の点検につきましては、総務課のほうも交通安全の観点から同行いたしております。その中で先ほどありました家屋・倉庫等があったということで、私どものほうからは、空き家の適正管理に関する条例に基づきまして適正管理を指示したところでもあります。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 先ほど申し上げましたが、危険なブロック塀については大阪北部地震で大阪高槻市の小学校のプールに建てられたブロック塀の倒壊に巻き込まれ、9歳の女子児童が亡くなりました。現場は幅の狭い通学路で、子どもたちは塀に沿って設けられたグリーンベルトと呼ばれる通路を通るように指導され、大勢の子どもたちが通るポイントであったということです。この悲惨な事故を受け、文部科学省では、6月19日に全国の学校設置者に対しブロック塀等の緊急安全点検の要請が行われ、現在、各市町村で学校、公共施設の危険なブロック塀の撤去・改修が行われております。学校、公共施設については、国も第1次補正予算で259億円の予算を付け、30年度中に危険なブロック塀の改修を目指すということで早急な対応を取っておりますが、個人所有の危険なブロック塀の撤去・改修となりますと、住宅の耐震化と同様に所有者の高齢化、資金面の問題等でなかなか進まないと思います。錦町では9月定例議会において、危険ブロック塀除去事業80万円と助成金を活用してブロック塀を除去した場合、その跡地に地震に対して安全な塀等を設置する設置事業130万円を予算化されております。球磨村でも同様の補助制度を行っておられますが、危険なブロック塀等の撤去・改修に対する補助制度の創設の考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

ブロック塀等の撤去・改修にかかる補助金の創設ということでございますけれども、先ほども申しましたけれども、危険ブロック塀の改修・撤去等の問い合わせは現在まであっておりませんが、今後、議員申されましたように、国それから県の補助金、国の交付金を使って活用しながら、今年度中に撤去にかかる費用の補助金要綱等を検討いたしまして、平成31年度から民間に対しまして支援事業を施行するよう、現在進めているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 地震の予知は大変難しいといわれており、災害に対する被害を

できるだけ少なくするためには、行政による支援も重要だと考えます。早急な対応を期待いたします。

次に、山江村空き家等の適正管理に関する条例の運用についてであります。6月定例議会の一般質問で、現時点では空き家等の適正管理に関する条例を適用された管理不全な空き家等はないということでありましたが、平成26年7月から9月にかけての空き家調査では、倒壊等の恐れがあるもの、また倒壊した場合、周辺に影響があるものということで32軒が確認されているということでしたが、調査から4年が経過し、空き家の状況も荒廃が進んでいると考えます。倒壊の恐れがある空き家等の調査が必要ではないかと思いますが、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいま申されましたように、適正に管理されていない空き家というのが32軒ということで調査をいたしております。今回は担当のほうで、さらにこの32軒を調査をいたしております。これはもう台帳化しなくてはならないということで、1軒1軒写真を撮りまして台帳化をいたしております。申されましたように、状況が刻々と変化いたします。今年度再調査をいたしておりますけれども、この変化する状況に合わせて、今後も引き続き調査を行う必要があるというふうに考えておりました。住民からの苦情も少し寄せられておりますので、こういったところには適切な指導をしていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 空き家等の適正管理に関する条例第2条に、管理不全な状態の定義として次のいずれかに該当し、村民の生命、財産または身体に害を及ぼす恐れのある状態ということで、アとして老朽化、災害、その他の理由により建築物等や樹木等が倒れ、または建築物等の資材が飛散、もしくは剥落する恐れのある状態。イといたしまして、不特定の者に建築物等、またはその敷地に侵入されることなどして犯罪、火災等を誘発する恐れのある状態。ウ、雑草、樹木等が繁茂し、害虫、ネズミ等が繁殖するなどして、周囲の生活環境に害を及ぼす恐れのある状態。エ、その他村民の安全と良好な生活環境を著しく阻害する恐れがあると村長が認める状態というとなっております。また、条例6条では、村民等は管理不全な状態にある空き家等を発見したときは、その情報を村に提供するよう努めるものとなります。そこで、管理不全な空き家等に対する村民からの情報、苦情等がこれまでに何件ぐらい寄せられているのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 条例につきましては、ただいま申されたとおりでございます。

して、本年度、条例施行からこれまで住民のほうから寄せられました苦情等は3件受けております。この3軒につきましては担当のほうが現地を確認いたしまして、適正な管理をお願いするように指導をいたしております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今3件情報が寄せられているということでございますけれども、この中にも入っているのかわかりませんが、私の知ってる住民の方から老朽化した納屋が通学路に面しており、災害が起きないか心配であるということで、役場のほうに情報を提供し対応していただいているという話を聞きまして、私も現地をちょっと見てみましたが、壁がブロック積みの11段で2.2メートルあり、老朽化が進み、壁にはクラックが入って、シロアリも発生している状況でありました。役場のほうでも現地を見ていただいているということですが、これまで所有者の方への対応など、現在の状況としてはどのようなになっているのか。

また空き家等の適正管理に関する条例により、管理不全な空き家の改修に向けて、助言及び指導、勧告、措置命令、行政代執行等が可能となりましたが、26年度調査において管理不全な空き家等が32軒確認されているということですが、その中でも通学路、道路等に面した倒壊等の恐れがあるもの。また倒壊した場合、周辺に影響がある空き家も増えてくると考えるところですが、相続、所有者不明など、いろいろな問題も出てくるところですが、今後、管理不全な空き家の改修のために、条例に沿った対応を積極的に進めていかれるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず住民の方から出されました3軒についての対応を少しご説明したいと思います。3軒ございまして、そのうちの1軒が以前からやはり管理がなされていなかったということで、非常に草のほうが繁茂しておりました。こちらのほうも調査をいたしまして、所有者情報を税務課のほうへ照会いたしまして、そちらのほうから所有者の住所等を調査をいたしました。1軒につきましては、夏過ぎにこちらに来られて草刈りをしていただいて、周辺のほうはきれいになっておりますけれども、まだ空き家の状態は続いております。これにつきましては、定期的にそういった草刈り等を行っていただくようお願いいたしております。もう1軒につきましては、県外の方でございまして、連絡はついたんですけども、なかなかこちらに帰ってくる機会がないということで、帰ってきたときに現地をちょっと調査するというご様子でした。もう1軒が、これ通学路にありますけれども、納屋等が非常に荒れてて、通学路になっておまして、屋根も落ちそうにあるということで非常に危険なところでした。こちらのほうも所有

者のほうに通知をいたしまして、適正管理をするように指導をいたしております。一部、改良をしていただきましたけれども、まだ一部が不完全でございますので、引き続き適正な管理をしていただくように指導いたしております。積極的にこちらのほうから管理不全なものにつきましては、やはり管理を徹底していただくような指導をしなくてはいけないということで考えております。今後につきましては、調査を重ねながら、危険なものにつきましては、こちらのほうから所有者の方を調べて連絡を取って管理をしていただくというふうな指導を進めたいというふうに考えております。

また、地元から非常に危険だということがあった場合には、条例に基づいた指導、助言、それから勧告、それから強制代執行もございますけれども、なるべくそこまではないようなことで指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 積極的な取り組みを期待いたします。先ほど申し上げました通学路に面したブロック積みの壁がある納屋については、教育委員会でも納屋について1軒把握されているということでございますけれども、これと同一かどうかわかりませんが、この道路を現在も多く小学生の方が通学しておられます。災害いつあるかわかりませんが、将来の危険に向けて通学路の検討も早急に必要ではないかというふうに考えるところで、いかがお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

通学路につきましては、児童・生徒の通学の安全確保と教育的環境維持のために各学校が指定している道路でございまして、教育委員会としましても、子どもたちが安心して登下校できるような安全対策を講じる必要があると考えてるところでございます。

先ほど、学校のほうで調査して危険箇所として県に報告しました、この家屋・倉庫等については、通学路、管理不全な空き家ということで先ほど出ておりましたが、そこになるかとも思っておるところでございますけれども、集落内を通る道路沿いということでございます。それから、再度、学校と教育委員会でも調査をいたしました。道路の幅員も狭いということでございます。通学の安全確保の観点から、その周辺に通学路として適した道路はないかということで調査をしまして、ほかにあるということを確認いたしました。学校と協議いたしまして、学校からPTA懇談会で説明をしていただき、速やかに通学路の一部を変更したところでございます。先ほど調査しました家屋・倉庫がない通学路として12月から変更して通学をしておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。将来の災害予見しての対策は難しいと考えるところですが、内山村長の行政報告の中で言われましたように、今日の新聞にも載っておりましたが、国においては2018年度第2次補正予算、19年、20年度当初の3年度にまたがる予算で3兆円を投じて、第2次安倍内閣の主要政策の一つである国土強靱化3カ年計画に向けた対策が実施されます。国土強靱化とはどのような災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興ができる強さとしなやかさを備えた国土、地域、経済社会を構築することだそうです。山江村の強靱化を図り、安全安心な山江村の構築に最善の対策、対応を期待いたします。

次に、2点目でございますが、債権管理条例についてということで通告しておりますが、9月定例議会において平成29年度決算における不納欠損金の議会への報告について質疑をいたしました。条例、規則について理解しがたい点がありましたので、今回、一般質問でお伺いをいたしますが、29年度債権を放棄した不納欠損額187万1,000円については強制徴収債権であり、議会への報告は必要ではないという答弁でありました。債権管理条例について、まず議会への報告が必要な債権で各担当課に該当する債権名、主なものでよろしいのでお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

条例第2条に規定してあります非強制徴収債権というものでございますが、こちらにつきましては、非強制徴収公債権及び私債権のことでございます。各課ごとに主なものを申し上げます。総務課におきましては行政財産使用料、産業振興課におきましては農村改善センター使用料等の施設使用料、健康福祉課におきましては福祉保健センター使用料、企画調整課におきましてはケーブルテレビ事業にかかる各種料金、建設課におきましては簡易水道使用料及び農業集落排水使用料、住宅使用料、教育委員会におきましては奨学金、教育関連施設の使用料等、税務課におきましては諸証明手数料等が主な各課の非強制徴収債権でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 非強制徴収債権については各課全般にわたっておりますが、山江村債権管理条例第15条、村長は債権を放棄したときは規則で定めるところにより、議会へ報告しなければならないとなっておりますが、債権管理条例施行規則ではどのように定められているのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

規則には記載しておりませんが、山江村債権管理に関する事務取扱要領におきまして、条例第14条における放棄をした際には議会へ報告するよう規定しておりまして、共通の様式も作成しておるところでございます。

こちらの要領につきまして簡単に説明させていただきます。まず担当課におきまして債権放棄予定者の選定を行うわけでございますが、その際には事前に総務課長と協議をすることとしております。その後、総務課長へ通知、決定を経た後、村長の決済を受け不納欠損処理、3月に開かれる議会にて報告する流れになるものと考えているところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり規則に定めておりませんでしたので、早急に規則の改正を行い、今後該当する債権が発生した際には、担当部署へスムーズな事務処理を行えるよう、指導及び研修等をしていきたいと考えておりますし、まずは債権の放棄へ極力結びつかないよう、財源確保に努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 税務課長のほうから先ほど事務取扱要領を13条ですか、そちらのほうに定めてあるということでございますけど、この要領の中に「非強制徴収債権」という言葉は出てくるのでしょうか。債権放棄、議会の報告をしなければならぬものは非強制徴収債権であるというような文言が出てくるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

条例15条に「債権」と記載されておりますので、その債権がどの債権に該当するのかということをご説明させていただきます。

税について一つご説明いたしますと、簡単な例といたしまして、時効が5年経過した滞納税があったといたしますと、5年経過した時点でその税は即時消滅となりまして、不納欠損となるところでございます。つまりそこに放棄という概念がございません。強制徴収公債権につきましては、上位法に地方税または国税徴収法の例によるとなっておりますので、考え方は税と同じであると考えます。しかしながら、非強制徴収債権につきましては、同じく例で例えますと、5年経過した時点で放棄するか否かの判断がここに出てくるかと思えます。放棄しますと放棄した後消滅となり不納欠損処理、同時に議会へ報告となることから、このような違いと上位法との整合性を勘案いたしまして、15条の債権とは非強制徴収債権のことと解釈

できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） もう一つちょっと理解ができないわけですが、債権管理条例が平成29年6月9日、条例第1号として交付され、規則・要領については平成29年6月15日に公布されておりますが、条例を補完するために定める規則・要領としては、先ほども言われましたように、規則では定めていないということでございますけれども、条例と符合しているとは言えないし、わかりにくいと思います。私は、菊池市では水道事業会計決算の計上した水道使用料141万円について不納欠損として計上したが、条例が義務付ける議会の報告を怠っていたという記事が載っており、市は条例や規則の認識が不十分だったと釈明しております。菊池市の債権管理条例では、議会への報告について、市長は非強制徴収債権を放棄したときはこれを議会に報告しなければならない。規則でも議会に報告する事項は次のとおりとして、債権の名称、放棄した債権の額、放棄した事由、その他必要な事項と明記されておりながらも、一応、間違いが起きております。

先に答弁をしていただきました各使用料、奨学金等を徴収すべき債権は全課に係っておりますし、定期的な異動もある各担当職員におかれましては、条例、規則、要領をもとに事務を遂行されると思います。自主財源の確保、また負担平等の原則からも債権の放棄は大変重要なことであります。山江村の条例、規則等については、インターネットで検索しますと閲覧できます。私は村民の方が見ても理解できるような内容が必要ではないかと考えます。条例、規則、要領をもとに事務処理が円滑にできるような内容の条例、規則等の整備について、早急な対応を望みます。

一応、これもちまして一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を1時55分にいたします。

-----○-----

休憩 午後1時44分

再開 午後1時55分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、横谷巡議員より、村民体育祭の見直しについて、財政の健全化につ

いて、障がい者雇用の水増し問題について、「教育の村日本一」を目指す山江村の教育についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 2番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

まず質問事項の1点目、村民の声として村民体育祭の見直しについて通告をしております。このことは多くの村民の声として受け止めていただきたいと思います。今年の村民体育祭は、幼児から高齢者まで多くの村民が一堂に会し、健康体力づくりに親しみ、親睦と融和を図る場として大変にぎわいました。しかし、歴史と伝統がある村民体育祭も時の変遷とともに、少子高齢化の進展により各地区の現状は様変わりし、体育祭のあり方について抜本的な見直しも必要な時期にきているように思われます。

そこで、現在の村民体育祭の開催方法の検証はなされたのか。アンケート調査を実施されましたけれども、この調査の結果はどうだったのか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

今、議員申されたとおり、山江村民体育祭につきましては、高齢者から子どもまで村民が一堂に会し、交流を深める場として長年開催しております本村の一大スポーツイベントとして位置付けておるところでございます。しかしながら、社会情勢の急激な変化に伴い、近年は選手の確保が難しいとか、仕事の休みが取れない。見直しの時期にきているのではないかなどの意見が多く聞かれるようになりました。平成29年度当初の区長、区長代理者合同会議の中でも、村民体育祭は隔年開催などの検討はしているのか。さらには同年度に行われました村政懇談会でも、2年から4年に1度にはならないのかなどの意見がございました。それを受けまして、同年度末に開催いたしました公民館分館長、体育部長、スポーツ推進合同会議の中でも、村民体育祭のあり方についての協議を行いました。その結果、平成30年度、本年度の村民体育祭につきましては当初計画どおり開催をし、同年度中に管内各町村の状況調査を行い、また村民へのアンケート調査を実施し、その結果をもとに協議することといたしました。30年度に入りまして、村内の各世帯ごとに公民館の分館長を通じてアンケート調査を実施いたしました。当初、回収締め切りを8月下旬としておりましたが、回収率が30%程度でございましたので、資料を作成

するに当たり、できるだけ多くの村民の意見を反映したいとの考えから、10月末に延長をいたしました。最終的な回収率につきましては、約48%でございました。

体育祭のあり方につきましては、本村社会体育事業の需要案件ということで考えておきまして、スポーツ推進委員、各地区体育部長にも了解を取った上で、管内他町村の状況や集計したアンケートの調査の結果をもとに、来年2月ごろを開催の予定をしております分館長、体育部長、スポーツ推進委員合同会議の中で協議をして決めていきたいというふうに考えてるところでございます。

アンケートの内容につきましては、村民体育祭及び新春駅伝大会の開催時期、その理由などをお聞きしたところでございます。体育祭の集計結果につきましては、毎年開催が35%、2年に1回が41%、3年に1回が6%、4年に1回が12%、その他が6%でございました。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） アンケート調査の結果と今答えていただきましたが、近隣町村でも町民体育祭、村民体育祭開催していると思いますが、その開催状況等も勘案してという今お答えでしたけれども、もし近隣町村の状況を把握されていればお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

球磨管内、球磨郡の本村を除く各町村の村民体育祭の実施状況を調査いたしました。結果としまして、毎年開催が4町村、うち半日開催が1町村、各支部ごとに開催している町村が3町村、2年に1回開催が3町村、うち雨天中止の場合は翌年度にスライド開催する町村が2町村、雨天中止に関係なく2年おきに開催する町村が1町村、また開催していない町村が1町村ございました。

以上のことから、球磨郡の管内では体育祭を開催してる町村は本村を含め8町村でございました。ちなみに開催していない町村は、毎年分館ごとにスポーツ行事を実施してるということでございました。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 各町村のあり方について今お答えいただきましたが、それぞれ形態、方法といろいろなようなことでございます。では、今後の本村の村民体育祭の開催意義のあり方については、どのように教育委員会としては考えておられるか。先ほど、若干内容的にはお話をいただきましたけれども、その点をよろしく

お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

村民体育祭を開催する目的につきましては、村民相互の心の触れ合いと健康づくりの場、活力ある地域づくりを創造する場、親睦と友情を深める場にあると考えておるところでございます。近年では、住民ニーズや社会的価値観が多様化してる中、どの分野を見ましても子どもから高齢者まで一堂に集まって、村民が地域を挙げて盛り上がるイベントは少なくなってきた状況であると考えております。また、最近では村外から本村に居住される方々が増加している状況でもございますので、村民の交流を深める意味でも、村民体育祭開催の意義は大きいと考えてるところでございます。

先ほど申し上げました村民からのアンケート調査の中で理由がございましたが、毎年開催と回答した理由としまして、村民全体が疎遠にならないように、健康づくりと各区の交流のため、毎年開催しないと選手を集めにくくなるため、雨で中止になると数年間開催できなくなるからなどの意見がございました。また、高齢者には1日は大変だから、昼食のことを考えなくてよい、年々暑さが厳しくなっているからなどの理由から、半日が適当であるという意見もございました。また2年から4年と回答した理由としましては、高齢者や他の行事が増えてきており、選手選考が難しい、仕事の休みが取れない、毎年開催だと準備が大変、役員や選手の負担が軽減されるなどの意見がございました。それから村民体育祭開催しない、例えば2年から4年に1回とした場合、開催しない年度は他のスポーツイベントを開催したがよいかの問いには、「思わない」と答えた方が90%でございました。このような村民からの意見を踏まえ、体育祭のあり方については今後関係者と協議を行い、今後のまず方向性を示した後に、具体的な内容を協議していきたいと考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 確かに村民が一堂に会すると、触れ合うということは大切なことです。しかし、多くの村民からの声として、内容も含め見直してほしいという意見が多いわけですから、初期の開催目的から現在の開催の姿まで、よくいろんな方の意見を聞くなり現状を調べて検証をされて、よりよい村民体育祭になるようお願いをしたいというふうに思います。

質問事項の2点目、財政の健全性について伺います。財政健全化に向けた取り組みについては、本年3月議会定例会においてお尋ねをいたしました。また財政状況については、「広報やまえ」にも掲載されておるところであります。2019年1

0月から消費税が10%になります。政府はその消費税増税対策としてキャッシュレス決済、これは現金ではなくてクレジットカード等で決済したときに還元率を支払代金の5%をするという方針を表明しました。もともとこの消費税の増税は1,000兆円を超える国の借金返済に充てる財政再建のため。もう一つは、高齢者の増加に伴って膨れ上がる社会保障費対策のための政策目的であったはずであります。心配いたしますのは、財政再建は置き去りとなり、社会保障制度の安定財源確保はままならない状況になりはしないかということであります。そして、なによりも村の歳入財源は国からの地方交付税に大きく依存している現状から、国の財政再建が進まないと、いずれ私たち小規模自治体にしわ寄せが来るのではないかということでもあります。確かに、今景気対策で、安倍首相のもとに3年間計画のいろんな国土強靱化等のインフラ整備等の方針が打ち出されていますけれども、私ども小規模自治体に歳入が減ってきてそうならないためにも、村の財政健全性を保っていく財政運営は重要になってまいります。

そこで、3点について伺いをしたいと思います。まず1点目、村税とか交付金とか地方交付税、歳入があると思いますが、この推移と今後の見通しについて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 村財政における歳入の推移と今後の見込みということでございます。歳入の状況でございますけれども、直近3カ年の状況を申し上げますと、まず対前年度比で申し上げます。平成27年度が歳入総額では前年に比べて4.9%、28年度が9.2%のそれぞれ増加となっております。平成29年度につきましては、対前年度比3.4%の減少となっております。内容を見てみますと、自主財源でございます税収につきましては、平成27年度が前年度より0.4%の減、平成28年度が0.01%の増、平成29年度が4.1%の増となっております。このほか村税以外の分担金、使用料収入、財産収入、寄附金などを加えましたいわゆる自主財源では、平成28年度と29年度を比較いたしますと、約11.8%増加しております。これは税収の伸びと前年度繰越金が影響をいたしております。

次に、地方譲与税や地方交付税などの依存財源でございます。総額で申し上げますと、平成28年度が前年度比14.8%の増でございましたが、平成29年度は7.5%の減となっております。特に先ほど申されましたような本村の重要な財源でございます地方交付税につきましては、平成27年度をピークに28年度、29年度ともに減少いたしております。平成27年度と平成29年度を比較いたしますと、普通地方交付税は約7,200万円ほど減少しております。今後の見通しでござい

ますが、税収につきましては、平成30年度につきましては29年度並みか若干増加するであろうということで、担当課のほうで見込んでおります。しかし、地方交付税につきましては、大変厳しい状況であると認識しておるところでございます。平成31年度、国の概算要求ベースでは30年度比0.5%減ということで見込んでおるようでございますけれども、村といたしましてはここ数年の減少率を勘案いたしますと2%程度の減少があるというふうに、厳しく見込んでおるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 歳入の見込みについてお答えいただきました。

2点目に、財政状況が正常でしっかりとした状態であるかどうかを確認するためのものさしとして、健全化判断比率があります。この健全化判断比率には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率、この四つがあります。今回はその中で、借入金の返済など村が将来支払う負債額が財政規模に対してどれくらいかを表す将来負担比率、この見通しと目標について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 将来負担比率でございますが、財政健全化判断比率の一つでございます。基準は350%以下が標準ということでいわれております。本村の場合、平成26年度からこれはマイナスでございます。これは将来の負担額、現在、本村が抱えております地方債の現在高、それに簡易水道事業、あと集落排水事業等の将来負担額、それに関連します広域行政組合、消防組合などの将来負担額に充当いたします可能なすべての基金、それに特定収入、こういったものを引いた額がマイナスということで、現在では将来負担額よりも充当可能な財源のほうが多いということで、これはマイナスの表示になっております。計算式はあるわけですが、以上のようなことで現状としては将来負担比率は低い状況になっております。今後の見通しでございますけれども、現在進めております公共事業等で将来の負担が大きくなるとか、災害によっていろいろな財政出動があるとか、そういった状況の変化によっては、この負担が増えることが見込まれます。また、そういったものによって基金を取り崩すとか、そういったものが発生した場合には、一時的にはこの比率が上がることも考えられます。しかし、現在はマイナスということでございますので、今後におきましても基準内の数値を維持するように目的を置きまして、財政運営を行っていかねばならないと思っておりますのでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） やはり財政運営、今総務課長がおっしゃったように、大きな事業をすると当然公債比率なんか上がってきますし、健全な財政運営していくのに

は、非常に苦心をするということでございますけれども、この将来負担比率というのは単純に現状を見るのではなくて、将来を見据えた財政運営の芯として捉えて、将来、借入金で事業をどこまで行うかを考えていく必要があって、大切な財政健全化の判断比率というところからお尋ねをしたところであります。

3点目です。決算や近年の財政状況の動向を受け、いよいよ新年度の予算編成時期を迎えています。予算編成で特に留意されている点についてはどのようなものか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 予算編成についてでございます。先ほど申しましたように、非常に交付税等減少してまいっております。予算編成につきましては、「入るを量りて出ざるを為す」ということを基本といたしておりまして、税收や使用料収入、交付税などの確保に努める。事業の実施に当たりましては、基本的に補助金とか交付金、また有利な起債などが充当できる、財源の確保ができる事業を優先するということといたしておりまして、経常的な経費につきましては、地方交付税の減額分は補うだけの歳出削減を行うということを基本といたしております。また、経常経費で大きく占めます光熱水費とか電力等につきましては、新電力などを利用しながら、極力安価な電力を導入するなど歳出削減に努めるようにいたしておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今総務課長がお答えをいただきましたけれども、歳入が限られた中で社会保障費など福祉関連予算は増え、住民の暮らし活性化策など、住民ニーズに応える財源確保に大変苦勞されるというふうに思います。課長がおっしゃいました財政の基本であります「入るを量りて出ざるを制す」、このような基本のもとに財政の健全性を保っていただければ、私は健全な財政が運営できるかなということを思いますので、どうぞ健全性を保った運営をしていただくようお願いいたします。

続きまして、質問事項の3点目、障がい者雇用の水増し問題についてであります。中央省庁、地方自治体の障がい者雇用水増しが大きな問題になっています。政府の検証委員会は報告書で不適切計上を恣意的でずさんと批判しました。そこで伺います。簡潔でいいですから、障害者雇用促進法とはどういうものかお聞きいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 障がい者の雇用の促進に関する法律でございますが、昭和35年に制定された法律でございます。障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域

の一員として共に生活できる共生社会の実現の理念のもと、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用するという義務付けられた法律でございます。この法律が平成30年4月に改正されまして、民間事業所では2.2%、国、地方公共団体では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%の雇用率が義務付けられた法律でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この障害者雇用促進法は、やはり障がいをお持ちの方が民間とか官公庁で働く人の一定の割合を仕事をするようにしてくださいというような法律なんです。なかなか障がいをお持ちの方は仕事に就くことが厳しいんですけども、私どもも当然これは、官庁が法律を作る側ですから、法律を作って守っているかなと思ったところが全然違ったと。その逆に一定民間企業はこれを雇用率を守らないと納付金といって罰金制度があると、官公庁はないということから、このような大きな社会問題になってきているというふうに思います。

そこで、本村の障がい者雇用の現状はどうでしょうか。できれば法定雇用率も含めて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 本村の障がい者の雇用率でございます。これにつきましては、9月6日の新聞のほうで公表されております。現在、本村においては1名で、雇用率が1.75%でございます。法定雇用率は2.5%ということで法定雇用率には達しておりませんが、不足が0.752ということで、1人未満は切り捨てが認められておりますので、現在のところ本村の不足数というのはゼロということになっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この検証委員会の報告書の中で在職者から障がい者に継受する人を選んでいくとして、法定雇用率の充足のため不適切な計上をしていたということも指摘されておりました。なかなか障がい者の方は仕事に就く率が少ないということから、できれば本村にも障がい者の方はたくさんおられますので、障がい者に向けた職種には障がい者の雇用をやはり前向きに考えていただければというふうに思います。

2018年版障害者白書では、国や地方自治体は障がい者雇用について率先垂範すべき立場としています。今回の大きな社会問題となっている障がい者雇用の水増し問題について、また本村における障がい者雇用のあり方について、村長はどのような所見をお持ちかお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今回の新聞報道等で見られるように、水増しをされながら、いわゆる虚偽の報告であったということについては、非常に私も驚いております。山江村の場合も、前の総務課長のときに労働基準監督署のほうから障がい者をとにかく雇えと、村内に広く呼びかけましたところ、なかなかおられなかったという事実がありまして、その分は村外に人材を求めて、今充足数に達しているというようなことであります。いずれにしましても、もうおっしゃるとおりで健常者と障がい者がしっかりお互いを助け合いながらといいますか、共生しながらそういう社会を作るといのは、いくつもの健康福祉課の計画にも出てきておりますし、そういう目指す方向として努力をしていきたいというふうに、今考えているところであります。職員採用の門戸につきましても、障がい者、健常者共に自由に受けてほしいというようなことであります。もちろん一次をしっかりと頑張って通ってもらうというようなことであります。そういう方向で今後とも健常者、障がい者ともに共生できる社会を目指すということにつきましては、意識をしっかりと持ちながら目指していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 人は生まれながらにして平等であります。障がいをお持ちの方も懸命に生きておられます。障がい者の雇用について、今村長がお答えいただきましたように、率先垂範して取り組んでいただきますようお願いをいたします。

質問事項の4点目、「教育の村日本一」を目指す山江村の教育についてであります。本村においては、確かな学力を身に着けるための基本的学習、アナログ学習にデジタル学習を融合させたICT教育の実践など先進的な取り組みによって、その学習成果は目覚ましいものとなっております。その基礎の上に立って、さらなる一步先の新たな教育を開く「教育の村日本一」を目指す本村において、山江っ子に求められる力について教育長の所見をお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

教育の目的というのは教育基本法に示されているとおりでございまして、人格の完成ということでございます。これを踏まえまして、生きる力を育むという学習指導要領の理念を実現するため、さまざまな施策が行われているというところでございます。本村におきましてもこの理念のもとに、基礎的、基本的な技能の習得であったり、思考力、判断力、表現力等の育成であったり、さらには確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成などを目標と掲げまして、さまざまな施策を講じているところでございます。特に本村では、先ほど言われましたようにICT教育

にいち早く取り組みまして、その成果といたしまして、全国学力学習状況調査においては全国1位の県であります秋田県と同等、あるいはそれをしのぐ学力値を示している現状でございます。また体力面におきまして、今年度村内の小中学校が体力優秀校ということで、熊本県教育委員会より表彰をされております。何をもって日本一とするかということにつきましては議論がなされるところではございますけれども、山江村の子どもたち一人一人が自分の夢を持ち、その実現に向けて命を大切にすることをもちながら、これからの未来をたくましく生き抜く力を育んでいくことが重要であるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 山江っ子に求められる生きる力が第一と、いろいろな面でお答えをいただきました。これからのグローバル化の進展の中で、やはり次世代を担う子どもたちが大いなる夢と希望に満ち、その実現と活躍ができる人材づくりの教育の推進をお願いできればというふうに思います。

次に、語学教育について伺います。国語教育と英語教育についてであります。まず国語教育について、今日本の子どもたちの読解力、読み解く力の低下が懸念されています。文章や資料を読み解く力がないと、深く考え、自分の考えを表現することは難しいといわれます。教育長がおっしゃった確かな学力を育む上で重要な視点であります。ICT発達に伴う読解力の低下も原因に一方ではあるといわれています。読解力の向上を図るには読書による読む、聞くのインプット、話す、書く、他人に伝達するアウトプットが大事といわれています。そこで、村内学校における読書の取り組みの現状と今後の見通しについて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 読書についての取り組みでございますけれども、この読書活動におきましては、子どもたちが目的に応じて本を読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したり、それから学校図書館を計画的に利用して必要な本を読む指導に力を入れているところでございます。そしてそういう活動を通しまして、子どもの豊かな感性を育てている状況でございます。各学校におきましては、授業中における指導はもちろんでございますけれども、朝自習の時間における読書活動、それから家庭での読書、こういうところを行っているところでございます。また、やまえおはなしグループ「おひさま」やPTA保護者によります読み聞かせ等も行っているところでございます。そういう活動によりまして、山江村の子どもたちは本好きな子どもが多く、昨年度の小学校図書館の平均貸出数でございますけれども、これは1人当たり155冊でございます。それから中学校での貸出数が、中学

校は部活動等、たくさん時間があまりない中でございますけども、1人当たり44冊という結果でございます。そういうふうなところで年々非常に増加傾向にあるということでございます。同時に山江村の「えほんの森」の貸出数も増加傾向にありまして、1日平均44.5冊の貸出数となっております。子どもから大人まで本を読む習慣が非常に定着してきているような気がしているところでございます。

また、多くの本を読むことによりまして、子どもたちの作文力、これが付いてきたなということを感じております。小学校でも多くの作文コンクールで県の入賞を果たしておりますし、中学校では今年でございますけど法務省が主催しております社会を明るくする運動作文コンクールにおきまして、山江中の2年生の生徒が最高賞でございます県知事賞を受賞しております。そういうことで、今後も子どもたちにいろんな分野の本を読んでもらいたい。そして豊かな感性を育てるために、各学校の本の増刷等も財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っているところでございます。

また親子での読書を推進するために、村P連が取り組んでいただいておりますハートブックデイというのがございますけども、それもさらに推進しながら親子読書の機会を増やしていきたいと考えておりますし、「えほんの森」の活用なども通しまして、村民の方々も一緒に読書活動のほうも図っていければいいなということで考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ICT教育では非常に山江村が全国でも頭一つ抜けていると。併せてICT教育と並んで、やっぱり本を読む力がないと、教育長おっしゃった生きる力が付かないと。生きる力というのは将来大きくなった時のことです。ですから、そのところは大事ですから、財政的な都合もあるですけども、せっかくICTが伸びてきたならば、各学校の図書蔵書の充実も大事だろうと思います。これはもう村執行部のほうと協議なされて充実すると。そして、ただ本を好きで読むばかりではなくて、本を読んで理解して、それを表現して使っていくというように、そういう工夫を学校でも指導徹底してもらおうと、それこそ素晴らしい山江っ子ができるのではないかなというふうに思います。そういったことで、この読解力というのは本当に大事なことです。本を読む習慣、本を読んで子どもがより一層将来に向かって羽ばたいていくような推進をお願いしたいというふうに思います。

次に、英語教育についてであります。この英語教育、シンガポールに海外研修ということでやっていただきましたけれども、このことは松本議員が先ほどおっしゃいましたけれども、はっきり言って現在の英語教育ではなかなか話すところまではいきません。試験とかいろんな入試とか、それには文法とかいろんなことで対応し

ますけれども、大事な話すというところまでいっておりません。ですから、今後は話す・使える英語の方向に英語教育を展開していくことが求められているのではないかなというふうに思います。コミュニケーションツールである語学教育、話す・使える英語にするため、その他いろいろな工夫として、例えば中学生による自由タイトルでの英語弁論大会、演劇大会など、いろいろな企画をして、少しでも話す・使える英語となるような独自の取り組みの考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

本当に今おっしゃるとおりでございまして、なかなか英語を話すということは難しいということでございますけれども、昔、グラマーイングリッシュをわれわれは受けてきたわけでございますけど、今はもうオーラルイングリッシュのほうに変わってきておりまして、そういうコミュニケーション力を中心とした授業に変わってきております。もう高校ではオールイングリッシュの授業にしておりますし、この後、中学校のほうでもそういうオールイングリッシュでの英語の授業に変わってくるというような状況でございます。そういうことでこの英語教育につきましては、先ほど申し上げましたように、今後のグローバル社会を見据えまして、学校教育における英語教育の充実ということと、コミュニケーション力、この育成を目指したさまざまな取り組みを通しまして、国際的視野を持った山江村の子どもたちを育てたいということで取り組んでいるところでございます。現在でございますけれども、先ほど議員が申されましたような大会でございますけれども、今のところ人吉球磨での英語暗唱大会というのが開催されておりますが、それに向けまして中学校のほうでは、校内英語暗唱大会を開催しております。その中で優秀に選ばれた生徒さんがその大会に出るといというようなところで、そこで英語のコミュニケーション力を競うというような大会がございます。それから、小学校におきましては学習発表会、その中で英語劇というのをやっておりますし、中学校の文化祭等でも、毎年ではありませんけれども、そういう英語劇等をやってるところでございます。それから、英語によるコミュニケーション力を育成するためには具体的な場面での活用が不可欠かなと思っておりますので、そういう機会を今後増やしていくことが必要かなと思っております。今年度から取り組んでおるわけでございますけれども、村内の各学校に1、2名でございますけれども、学園大学の留学生が定期的に来ておられて、そこで英語でのコミュニケーションを實際図るということで、1日英語の日と私は名付けてやっているわけでございますけれども、そういうことで、しっかり生きた英語を学ばせるという機会を取っております。それから、実際の場面ということで、今中学校のほうは修学旅行へ出かけておりますけれども、関西方面でござい

ますが、関西方面、京都とか行きますけども、そういうところに行きますと外国人の方がたくさんおられます。そういうことで、そういう修学旅行等の中で自由行動というのがあるわけでございますけども、そういう中でしっかり外国の方が多い、そういう観光地でしっかり会話等をしながら学ぶような機会を設定しておりますし、そういう活動を今後しっかり増やすことによりまして、より生きた英語、あるいは使える英語が身につくのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 保育園の孫が英語をしゃべるんですよ、少し。というのは、英語の指導、助手さんですか保育園に来てから交わってされるわけです。そうすると、私よりもものすごく英語しゃべれるということで、英語を身近なものとしてしていくならば、これは本当に使える英語になってくるかなというふうに感じております。これからの社会はICT情報通信機器と、それから英語できないとどうにもならない状況になってきます。国際化がどんどん進みます。東京、大阪に行くともう外人さんが多いですね。もう本当に多いです。ですから英語をしゃべれたらなということがたびたびあるわけです。観光、労働、ビジネスなど交流人口の増大とともに国際共通語である英語を話し、使うことは必要不可欠な時代となってくると思います。本村の子どもたちが少しでも英語を使いこなせるような英語教育の前向きな一歩の展開を切に望むものです。また語学教育の推進によって、確かな学力を身に付けさせることは人材育成の面からも、また社会の一員として生きる力となり、求められる人材となるというふうに思います。これからの「教育の村日本一」を目指す、教育の推進を心から期待し熱望し、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時45分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時40分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、8番、中竹耕一郎議員より、創立130周年記念事業について、消費税率改定についての通告が出ております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） それでは、議長の許可が出ましたので、8番議員、中竹から一般質問をさせていただきます。

先ほど来、ちょっと話の中に出ておりますが、来年はちょうど山江村となった合併された万江村と山田が合併して、ちょうど130年という話が出ております。そこで、特に創立130周年記念事業について特化してお尋ねしたいと思います。

もう一つは、今非常に消費税の税率の改定についてさまざま報道されているんですが、その2件についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来、松本議員、それから横谷議員からも健全財政とか130周年記念事業とか等々出ておりますが、若干答弁もありましたけれども、今一つ130周年記念事業についてだけお尋ねをしたいと思いますというふうに考えます。来年は特に昨年の皇室典範特例法の公布によりまして、200年ぶりに天皇の退位によって4月30日で新しく年号が変わるということになります。ですから、ちょうど私たちの村の130周年を迎えて、特に私の思い出はいわば歴史的な130周年になるのではないかなと、ぜひそうしていただきたいというふうに考え、非常にタイムリーだなというふうに考えます。いろいろ記念事業等も考えておられると思いますが、先ほど松本議員のときに、どのような心構えで臨まれますかという話がありましたが、基本的には温故知新でいくと、三つの基盤づくり、例えば産業づくり、それから生活の基盤づくり、それからコミュニティの基盤づくりと、時代の次の世代に引き継ぐためにそのような三つの基礎作りでやっていくというような話がありましたが、捕捉で答弁がまだあれば、一応お尋ねをしたいと思います。まずそこからいきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） すみません、130周年記念事業につきましては、基本的な考えは先ほど申し上げましたので重複して回答しようとは思いませんが、いろいろと今度検討委員会を開催しながら、その場で具体的に考えていくということでありますので、その折にまたお話をさせていただきたいと思っておりますし、今日、わかる範囲内では担当課長より答弁させていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 現在、来年度から10年計画で振興計画を作られる予定であります。今アンケート収集とか情報の収集、整理など、大変多忙を極めておられるのではないかと思います。もちろん決定については審議会等を設置して決定され

るんだらうというふうに思いますが、この130周年記念イベントは、いわゆるもう来年から計画の6次計画のスタートの年になると思うんですが、この130周年記念事業についてどのような体制、実施本部を作っているのか、それから事務所のスタッフはどういうふうな構成でいくのか、それから各種の審議会みたいな組織を作っていくのか、体制をどのように進められるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 130周年の位置付けと総合計画ということでありましたら、もう1点、地方創生の来年は最終年度になるわけでありまして。ある意味総決算の年となるということでありまして、そういう位置付けも130周年の記念事業になろうかと思えますし、それから、2020年から今の元号で言いますと平成32年から、また5年間新しい地方創生の計画を作ると、もうこれ具体的に計画を作るといふ話になるわけですが、その5年間を見通す年ともなるわけでありまして、その7次計画も合わせて来年は大変重要な年になろうかと思っているところであります。内容につきましては担当課長より説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 大変問題が山積してるところであります。実際に体制づくりをされるとすれば、来年はいつぐらいからどのようなスケジュールか、計画があればお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質問にお答えいたします。

具体的な発足のスケジュールと言われましたけれども、現在、各課局より1名を選出いただきまして、検討委員会の設置を行いたいというふうに考えております。検討委員会につきましては、来週12月11日の日に第1回目の検討委員会を開催いたしまして、共通の認識を図るため村長も出席いただき、今回の130周年記念に向けた思いを語っていただきながら、検討委員のほうから各課局にそれを伝えていただき、共通認識を持ってこの事業に当たっていきたいというふうに考えていきたいというふうに思っております。

また組織体制につきましては、私が答弁をしている関係上もあるかと思えますけれども、取りまとめにつきましては、企画調整課のほうで事務のほうを行っていきたいというふうに考えておりますので、また後で申し上げますけれども、大きな式典等が開催されるのであれば、その事務のほうは企画調整課で行っていくということではございますけれども、それぞれ各課局で検討委員会を実施しながら、130周年にちなんだ事業を行っていくということであれば、それぞれ各課局のほうで行

っていくということでございます。当然、予算のほうも伴ってくる事業が多くなりますので、早めに検討委員会のほうでそのようなスケジュールを組んでいきたいというふうに考えております。

また、企画調整課のほうで事務を実施するに当たりまして、職員のほうで認識しているのは、今日の山江村があるのも多くの先人の方々が困難を乗り越え築かれた歴史や伝統文化、田園風景などの素晴らしい環境があるのは、その先人の方々が築き上げたものだということを認識しながら、これまでの129年に感謝をしながら、これからの山江村を見据え、新しい一步を踏み出す年になればということで事務に当たっていききたいというふうに考えております。併せて、山江村の皆様が山江村に住むことや活動することに誇りを持てる村づくりを目指し、子どもたちが村に対し、大いに夢を描けるような山江村にしていきたいというようなことで事業のほうを進めていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 体制については今答弁をいただいたわけではありますが、各課、庁内でそういうふうに進めていく。外部から、例えばそういう組織を作って進められるという計画はないわけですね。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

外部の有識者とか外部の例えば業者等に委託するというようなことは現在考えておりません。庁内のほうで考えていきたい。また村民の方のご意見を賜りながら事業を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ささまざまな事業が考えられるわけですが、確か120周年のときは、記念の冊子がもちろん村勢要覧として出ております。そのときは記念イベントというかどうかわかりませんが、ちょうどボンネットバスが平成27年度に産業遺産として認定をされておりました。そのときにボンネットバスの全国のボンネットバス大集合としてイベントされた経過があります。そのときはもう9月でしたけども、それはそれはにぎわったというふうに記憶をしております。今回も何らかの事業等もちろんされるわけですが、先ほど来、ちょっと話が出ておりましたけども、シンポジウムであるとか記念講演をやるとか、それからトークショーをやるとか、そういった式典が開催されるのかどうか。それからもう一つは、そういった記念の冊子を発行する予定があるのか。それから主な事業の内容、それから、その事業の内容について内外にどのようにアピールをしていくのか、具体的に何かあれば

お答えをいただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

当時、議員申されましたとおり、120周年の式典を開催したときには全国のボンネットバスの大集合ということで、当時の事務報告等を見ると2万人を超える方が訪れたということがございます。今年、昨年と開催いたしました栗まつりから比べると、倍以上の方が来られたということで、当時私も担当の一員としてスタッフで携わっておりましたけれども、交通渋滞等も最近の栗まつり以上に大変渋滞をして、いい意味で苦情、お叱り等の電話、ご意見等がたくさんあったというのも記憶しているところでございます。

具体的な事業の内容につきましては、議員が申されましたとおり村制施行100周年、120周年で開催をされております記念式典等の開催は計画をしたいというふうに考えております。また、村制施行100周年として平成2年3月30日に、ちょうど役場正面玄関の横にタイムカプセルが埋設されております。その当時のメッセージで2020年3月31日にこのタイムカプセルを解凍するようというふうなメッセージが当時の村長様の名前で書いてありますので、そのタイムカプセルの解凍作業を行う必要があるかと思っております。また、タイムカプセルの中には私も当時の埋設したときの資料を見てみますと、その当時に住んでいらっしゃる方が、30年後のご家族等に向けたメッセージが入っているような内容も書いてありますので、それを掘り起こすのがいつになるかというところではございますけれども、実際にそれをお届けするような作業も必要かと思っております。多分、当時の切手代と今の切手代差額がありますので、予算等は議会のほうでご承認いただきながらというふうになるかと思っておりますけれども、確実に30年後の住んでいらっしゃる方へメッセージのほうを届けたいというふうに考えております。

また記念誌等の制作につきましては、村勢要覧の作成のほうも計画をしております。現在、広報担当、また観光担当のほうが1年以上前になりますけれども、何かあったらいけないということで、いろんな出来事や四季折々の風景を自分たちで撮影を行っております。これはもう業者に頼まずに、とりあえず自分たちで行っているというところがございます。そのほか、また各課局でいろんな行事等を練られるというふうに思いますが、具体的な年間スケジュール等は来週開催します検討委員会のほうで練りながら、早い時期に村民の皆様、また議会議員の皆様にもお伝えをしていきたいというふうに思っております。

また、村内外のアピールにつきましては、当然、ケーブルテレビで周知するとともに広報等、また外部等へのアピールが必要であれば、今回130周年記念という

ことでもございますので、丸岡会を通じて山江村を思っている方々等へも参加のほうのアピール等を行っていきたくと思いますし、新聞広告等でもPRを行ってきたいというふうに思っております。企画段階ではございますけれども、いろいろ考えてこれからいくわけでございますけれども、当然、予算を伴う案件が多くなりますので、住民の皆様をはじめ村議会のご理解を得ながら、実りある記念事業のほうを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） さまざまな事業が考えられるわけですが、先ほど外部に委託をしないという答弁がありました。私が聞いたのはそういうことではなくて、村民の方にどのような事業としてふさわしいかということ、そういう組織が公聴会みたいなのがあればいいなということを考えてものですからお尋ねをしたわけでありませう。

それから、120周年のときに村民憲章の印刷部分を書いてあるんですが、これは向こう、今度新しい地方創生が始まるわけですが、その村民憲章の中に豊かな心、それから創意工夫する村民とか感謝する村民、それからお互いに理解、協力する村民、それから誇りと希望を持つ村民像が五つぐらい挙げてあります。この際、欲を言えば、郷土を愛する村民像を挙げてあるんですが、地方創生の視点から持続可能な山江村をイメージする村民像、そういうのが必要ではないかなというふうに思うわけですが、その辺は何かご見解ありますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村民憲章という大事な問題でありますので、私のほうから答弁させてもらいたいと思っておりますけれども、まさに村民憲章は山江の憲法と同様に、非常に今まで大事にしながら、その精神の中でこの山江村が築かれたというものでありまして、そうやすやすと私自身が変わられるものではないというふうに認識をさせてもらっております。従いまして、さまざまな議論が必要と思っておりますので、今日提案を受けながら、そういうことも考えて村民の方々へも発信していければと思っております。役場でこの文言を変えようということは、今のところ考えておりませんが、必要とあればそういう議論を村民の方も含めてしていけるかと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） これはやっぱり簡単にぶれてはいけないわけですが、ただ、これは昭和62年に作られたもので、もう30年過ぎてるわけです。ですから1回見直す必要もあるのではないかなということを考えてその話をしたところであります。

次に、これはどうかと思うんですが、実は山江音頭、体育祭なんかよく最後で使われているんですが、確かにしっかりした振り付けで長年親しまれてきたんでありますが、どうも住民から「何年たっても覚えんばい。」という話もあるわけです。今、「KUMAKO I 六調子」も形を変えて普及しておられるわけですが、130周年を記念してダンス調ではありませんが、そのような工夫をしながら新しいまた山江音頭を継続するために、そのような踊りの工夫が必要ではないかなと思うんですが、ただ踊りにくいという話はもう前々から聞いておりました。なかなか難しいなということを考えてるんですが、これ今から先の専門家の話も聞く必要があるんですが、余地があればこの辺も頭の中に入れていただいて、この山江音頭の工夫もされればいいなというふうに考えますが、答えはいいと思いますが、その辺をぜひ提案をしたいと思います。いろいろ130年を迎えてさまざまな事業、組織体制づくり、大変だろうと思うんですが、いわゆる年号が変わる歴史的な年でもありますので、ぜひ山江の歴史上、光り輝く記念事業にしていきたいというふうに思います。

以上で130周年記念事業について終わりますが、次に消費税率の改定について質問を行いたいと思います。この件について、先ほど来、財政運営の話で出てきておりましたのでダブることもあるかと思いますが、いわゆる来年の10月1日施行されるようになっております。なかなか複雑で非常にわかりにくい点もあるわけですが、山江村の場合はほとんど商工業者が該当する業者さんは、おそらく飲食業界では「温泉ほたる」ぐらいかなというふうに思います。なかなかポイントを上げて5%をポイントを還元すれば、いわゆる実測は8%以下の5%の負担になるということはおわかってるんですけども、その恩恵は受けられないというのが実情だろうと思います。大変不公平な面もあるわけですが、今回、私が聞くのは議会として一般質問として適当ではないかもわかりませんが、ただ今後の財政の運営、作り方、もう12月になればいよいよ予算編成に取り掛かるわけですので、特別会計がありますが、その辺の事業会計の見地からお尋ねするわけです。ですから税率改定について賛成反対と、そういうことではありませんので、まずそこは頭に置いてお答えをいただきたいと思います。財政の状況について、先ほど答弁があったわけですが、大変消費税率の改正に伴って、いろんな影響が出てくるのではないかなと思います。その辺の税率改正に伴って出てくる課題、それから影響等についてわかっておれば、まずお尋ねをしたいと思います。総合的に。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 消費税の増税に伴います村の財政の影響でございます。財政全般について、まず申し上げたいと思います。消費税につきましては、先ほど

来、申されておりますように、来年の10月1日から10%へ引き上げるということは決定をいたしておりますが、生活関連の飲食物の税率の問題や軽減税など、不透明な部分が多ございまして、村の財政の影響も予測が困難な状況で、予算編成において苦慮いたしておるところでございます。消費税につきましては、消費税国分と地方消費税の二つがございまして、改正されますと消費税収7.8%と地方消費税収の2.2%合わせて10%ということになるわけでございます。引き上げられます2%の内訳は、国分の消費税収1.5%、地方消費税収分が0.5%の割合になります。さらにこの国分の消費税収1.5%のうち0.12%が地方交付税として地方へ配分される予定でございます。このことから歳入におきましては、地方交付税分の0.12%と地方消費税分の0.5%を合わせた0.62%が地方へ配分されるかなというふうな感覚でおります。

また歳入面におきまして、現在、自動車取得税交付金というのがございます。これにつきましては、自動車を購入する場合、自家用車には3%、軽自動車には2%が課税されております。また、これに合わせて上乗せといいますか消費税も取られておまして、これ税の二重取りではないかというふうな議論がありまして、消費税が10%に引き上げられる段階で自動車取得税は廃止されるような見込みでございます。この自動車取得税は都道府県の目的税として徴収されるわけございまして、道路に関する費用に充てるために創設されたものでございます。都道府県に納付されました自動車取得税から徴収費用を控除した中の70%相当額が市町村に交付されております。平成29年度に山江村におきましては873万1,000円が交付されておまして、この自動車取得税交付金が廃止されますと税収が減ると、交付税が減るというふうになってまいります。

また一方、歳出におきましては、光熱水費、消耗品、使用料などすべてに消費税がかかりまして、値上がりが予想されるところでございます。また、現在運用しております総合行政システム等の改修も必要になります。このほか村の管理しております公共施設におきましても管理コストが増加するというところでございまして、使用料などにも消費税分が影響するものと思っております。平成31年度の当初予算の編成、取り掛かったわけでございますけれども、現在のところ消費税8%で計上しておりますけれども、消費税の増税の内容が明らかになります9月ごろには、補正予算によりまして2%分を補正しなくてはいけないのではなかろうかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからもちょっと、先般2次補正のポイントとして申しましたが、消費税対策の分におきまして今のところの情報をおつなぎしたいと思

ます。自動車取得税保有税はいわゆる軽減税率の問題と、消費税を上げる代わりにその分を安くしますというようなことですが、その影響もまた出てくるということでもあります。それと消費税が上がることによって、いわゆる保育園、幼稚園の無償化の話がありましたけれども、これも大体消費税1%上げると2兆6,000億から7,000億の税収が見込めるということですので、2%上がると5兆2,000億から5兆4,000億の増収になる。ただ、その中で7,000億を国は保育園、幼稚園の無償化に使うと言っておりましたので、すべて国のほうで見るのかなと思っておりましたら、どうも中身を見ると2分の1が国、4分の1が県、4分の1が市町村が負担するというようなことになっておるようであります。先般の全国町村長大会でもその付近のことについては、国の政策を市町村に押し付けるようなことはするなと。少なくとも選択制にさせてくれというような言い方をしておりました。ただ、この間の第2補正の自民党によりますと、さらに4分の1の市町村負担分の2分の1を国が見ますというような言い方しまして、要するに8分の1の負担は求められるのかなというようなことを考えております。いずれにしましても、おっしゃるとおりキャッシュレスというか、カードで払ったら5%ポイントで返すというか5%の割引きがあるんですが、現金で払ったらないということですので、村内の業者についてカードで払うような仕組みがなかなかありませんので、そういう不公平が出てきはしないかというような問題もありましょうし、ある意味では消費税10月1日から、9月にどっと駆け込み需要があつて、10月以降全く物が売れない、物を買わないというようなこともありますので、そういう課題も出てこようかと思えます。いずれにしましても、当初予算は8%でいくものということでもありますけれども、この消費税の中身が徐々にはっきりしてこようかと思えますけれども、9月の議会あたりでまたいろんな予算措置が必要になってくるということが考えられるということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 消費税率が改定されますとさまざまな影響が出てきます。特に一番気になりますというか、消費税率の改定10月1日の前後に及んで工事契約とかされる場合は、前は8%、次は10%だと、甚振るもそうですけども、そのような複雑な部分も出てくるわけです。契約上、特例措置あるかと思うんですが、その辺はどのように進められるのでしょうか。工事契約とか委託業務契約とか分離契約ということですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まさにそういう問題が出てくる、駆け込みで工事を早めに発注したほうがいいのか。できるだけそういう発注の仕方をすべきではあろうかと思ひ

ます。それは企業も10%払わなくても8%でいいわけですから、ただ、どうしても契約できない物件も出てこようかと思しますので、その折には10%での契約をしていくと。予算もそういう組み方していくということになります。事前にどういうものがあるかということについてしっかり把握しながら、その待機方法については実践していきたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 本村の場合は、一般会計は別ですけど、特別会計として簡易水道事業会計、それから農業集落排水事業会計もあるわけですが、消費税等が絡んでくるわけです。例えば資材を購入して工事する場合には消費税を払って購入しなければならない。また売上の場合にももちろん消費税をかけて売上を徴収しなければならないということが出てくるんですが、今度、使用料を税率改正に伴って変えなければならないような指導がなされるのかどうか、その辺わかってればお尋ねしたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

確かに特別会計、水道事業、農業集落排水事業を本村としても運営してるわけですが、消費税につきましては、増額が見込まれる歳出を計上した場合ですけれども、燃料、それから光熱水費、修繕、今言われました委託料、工事請負費等があるわけですが、それぞれに使用料のことも言われましたけれども、使用料につきましては、前回、消費税の26年度増税を行いました折に、この時点で算入等も検討しております。そのとき3%上がったわけですが、その際に、翌年度、27年度だったわけですが、翌年度もさらに2%上げるということで協議がなされました。ですからその3%を上げた時点に使用料につきましては今回だけとするということで、今後、その当時10%になった場合でも使用料は上げないということで、その時点に水道料を、これは基本料金はそのままということで超過料金、水道料については100円を130円、それから下水料金、農業集落排水事業につきましては、基本料金を据え置きとして人員割の料金を550円から560円にということで上げたわけですが、今回の2%増額となる10%につきましては、そのとき水道事業運営協議会で決定しておりますので、今回も使用料については上げないということで現在は思っているところでございます。

それから、歳出におきまして、先ほど総務課長も申しましたけど、村長も申しましたけれども、増額が見込まれる時期になりましたら、補正予算等で対応を検討していきたいと考えてるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 税率改正なりますとやっぱり使用料等、例えば水道に限らず体育館の使用料とかさまざまな使用料も出てくるわけですが、その辺について検討する必要があるかと思えます。水道、下水についてはそのまま据え置きというふうな計画だということを知りましたが、さて村内の職業者のほうにこの税率改正についてさまざまな対応しなければならないわけですが、例えばレジスターの交換とかソフトの入れ替えとか出てくるわけですが、説明を含めてその辺の支援というのは何か支援措置が、補助金措置があるわけですか。企画調整課にお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

村内の商工事業者の方への説明会等につきましては、今回、消費税率が来年10月からということではございますが、この8%から10%に引き上げられるのは、実は2回ほど延期になってるという経緯がございます。山江村商工会にお尋ねしたところ、その際にもこの消費税率の引き上げに伴う事業所の説明会を行ってるということをお聞きしておりますし、今回についても説明会を開催してるということでございます。こちら下球磨ブロックということで下球磨地域との合同で開催をされてるということでございます。またこのほか、専門家を招いて事業所の巡回指導等もされてるといいますので、その制度についての説明は村内の商工業者の方にはされてるかというふうに思っています。

また、今回の消費税率改定に伴って、周辺機器等の整備に伴う補助ということでございますけれども、村のほうにそういった情報は入ってきておりません。こちらのほうも商工会のほうにお尋ねしたところ、議員がお尋ねになられたレジ機器の新規導入や経理システムの改修などは国の補助制度があるということがございます。しかしながら、それを導入する事業者のほうで直接申請するというようなことになってるといいますので、詳しくお知りになりたい方は関係機関のほうにお尋ねいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 消費税率の改定については、まだまだ来年の話ではありますが、徐々に明らかになってくるというふうに思っていますので、できるだけ豊富な情報を集められて混乱することがないように正確な情報を提供していただいて、対応していただくようお願いを申し上げまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） 次に、6番、谷口予志之議員より、高齢者福祉について、農業機械利用組合の現状と今後についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） それでは、議長のお許しがありましたので、6番議員、谷口より通告書の基づき一般質問を行います。本日最後の一般質問であります。しばらくの間時間をいただきたいと思えます。

今回は、高齢者福祉対策と農業機械利用組合の現状と今後についてということで通告をしております。質問の中には以前に各議員から質問され、執行部からの答弁もあった部分もあるかと思えます。重複する点がありましたらお許しをいただきたいと思えます。

まず高齢者福祉対策について質問をします。本村のみならずどこの自治体においても高齢化率が年々高くなっていることは、今まで一般質問の中でも数多く質問されておりますので、よくご存じのことだと思えます。山江村におきましても高齢者に対する支援策は数多く行われております。今回はその中の山江村在宅老人緊急通報装置貸与事業の件と、買い物弱者支援対策の件について質問をします。

山江村において地域の高齢化が進み、今後、独居世帯や高齢者のみの世帯がますます増加すると見込まれます。高齢期を迎えても安心して生活できる体制確保が大切であり、日常の生活の中で独居、高齢者世帯問わず緊急時に対応する体制を充実する必要があるように感じます。そこで、山江村において一人暮らし老人等に対し、在宅老人緊急通報装置の貸与事業を実施されておりますが、その事業の目的、サービス内容、設置状況について質問をしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

山江村在宅老人緊急通報装置貸与事業のまず目的でございますが、目的につきましては、一人暮らしの高齢者の方などに対して緊急通報装置を貸与することにより、緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資するとされております。利用対象者は、1、おおむね65歳以上の一人暮らしの老人、2、その他村長が必要と認めた者となっております。事業の内容につきましては、緊急通報装置を利用したい方は役場健康福祉課に申請していただき、適当であると村長が認めたときはサービスを利用できます。ただし、申請に当たってはご近所の協力員を2名お願いするとともに、民生委員の署名が必要となっております。利用開始後は委託業者から定期的な安否確認の連絡があり、ご本人の健康状態や近況などについて確認をしております。状況につきましては、委託先から毎月村に報告があつてい

ろです。また、緊急時などには緊急通報装置のボタンを押すと委託業者とつながりまして、委託業者が状況に応じて対応をいたしております。

次に、設置状況につきましては委託先が2社ありまして、10月末の設置数でございますが、A社とB社というような言い方で言わせていただきますが、A社が11件、B社が12件の合計23件となっております。A社とB社のサービス内容が違いますので、設置する前に利用者を選択をしていただいております。A社とB社のサービスの内容の違いにつきましては、駆け付けサービスの有無、これは村内全域ではなくてエリアが限定されておりますが、駆け付けサービスがあるかないか。利用者から通報した際の通話料の負担が無料か有料かというような違いとなっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） その緊急装置の受託業者が2社というようなことで、申請に来られたときにその内容については説明をされて、一応どちらかを選ぶというような方法だろうと思います。また委託先が2社で23世帯の方が設置をされておられるようですけれども、29年度の通報実績と30年度はまだ途中ですので、わかってる時点がありましたら、その件数がどれだけあったかを質問したいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

緊急通報等の昨年度の利用実績と本年度の利用状況についてですが、まずA社になりますが、2017年度につきましては、昨年度につきましては安否確認の発信が263件、緊急通報、相談連絡等の受信が584件で、こちらにつきましては押し間違い等、また電池交換に伴う機械が発信する件数も含まれておりますので高くなっておりますが584件です。緊急搬送等についてはございませんでした。本年度の4月から10月までにつきましては、安否確認の発信が163件、緊急通報、相談連絡等の受信が67件、うち救急車の出動が1件ございました。B社につきましては昨年度が安否確認の発信が444件、緊急通報、相談連絡等の受信が129件、うち機動員の出動が1件ありました。また協力員、家族など関係者への連絡が109件となっております。本年度の4月から10月までですが、安否確認の発信が268件、緊急通報、相談連絡等の受信が250件、うち救急車出動が1件ございます。協力員、家族等への連絡が31件となっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 通報につきましてはないほうが一番いいわけですがけれども、

今答弁いただきました30年度の通報結果を見ますと、業者からの安否確認の発信が430件程度ですかね、合わせて。設置者からの通報が310件程度だったかなというふうに思います。そのうち緊急車ですか、それが2件、家族等への連絡31件とのことでした。そういうことで設置の効果といいますか、利用者の方も家族の方もこういうことを設置されたというようなことで、かなり安心されておられるのではないかというふうに思います。この緊急装置の設置が業者への委託ということでございますので、時間の制限とかそういうのではないと思いますけども、休日や夜間の対策も対応できるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、休日・夜間等の体制についてということでございますが、議員がおっしゃいましたとおり、業者に委託をしております。ですので、休日・夜間等の対応も可能となっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 冒頭にも言いましたけれども、地域によっては高齢化が進行し、いわば若者がいなく高齢者ばかりの地域も出てくるのではないかと心配しているところがございます。先ほど利用対象者についての答弁では、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者、その他村長が必要と認める者というようなことでした。平成29年6月の議会の折にも高齢者対策というようなことで一般質問をしております。そのときの答弁で65歳以上の高齢者独居世帯と同じく、65歳以上の高齢者のみの世帯を合わせると300軒を超え、村内全体の世帯数の約25%の割合になるとの答弁でした。このように高齢者はかなり増加しているのではないかというふうに思います。また、緊急通報装置の利用者はその時が22世帯で、今年は23世帯ですので、1世帯は増えているように思います。今の世帯構成を見ますと、高齢者の一人暮らしはもちろんでございますけれども、高齢者のみの世帯や、そのほかに若い方が同居されていても昼間は勤めや農作業に出かけ、昼間は高齢者のみになっている世帯も多いと思います。何か緊急の事態が発生する場合等も考えるところですが、このような不測の事態に備える体制強化のため、年齢要件や高齢者世帯への制度を緩和する考えはないか質問をしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

不測の事態に備えるために年齢要件、高齢者世帯等への設置条件の緩和の考えはないかということですが、先ほど議員も申されておりますとおり、一応対象者がおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者と村長が認める者ということになっており

ます。今の生活様式というかそういったことから高齢者のみの世帯とか、日中は家族が仕事などに行かれて、独居状態になられていらっしゃる方、また住民票をいただきますが、出稼ぎとか県内のほうに仕事に行かれて週末しか返ってこないとか、そういった方々もいらっしゃる。そういった世帯もあるかと思えます。もちろんそういった世帯も見守りの対象等にできればよいと思えますけれども、先ほどありましたように、そういった件数を入れるとかなりの件数になるということでございますので、村の財政負担にもちょっと影響があるのかなと考えております。現行も一応、高齢者のみの世帯等とか日中独居につきましては、その世帯の状況等を勘案して判断をさせていただいてるところでございます。そういった相談等がありましたら健康福祉課のほうにご相談いただきまして、判断させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今の答弁で聞きますと、いろいろと相談に応じる場合もあるというようなことでございますので、ある程度の緩和ができるのではないかなというふうに思っております。

次に、買い物弱者支援対策についてですけれども、以前にも数名の議員より一般質問され、それぞれの対策等について答弁をいただいております。山江村は「まるおか号」の運行充実により買い物や通院の足が確保されていると思えます。今回お尋ねしますのは、地元事業者の方も商品の注文に応じて商品を自宅に配送されているようでございますけれども、「まるおか号」を生かした買い物弱者支援とか、あるいは生活協同組合等々の業者と連携した取り組みができないものかとも考えるところでございますけれども、山江村では地域住民の足として「まるおか号」の運行にはいち早く取り組んでおられます。ほかの市町村からも「いいな」というような話も聞くわけですが、この「まるおか号」もいわば乗り合いタクシーですので、この「まるおか号」を利用した買い物支援ができるのか。またそれができないなら何か方法を検討されておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 「まるおか号」による買い物支援についてでございます。現在、「まるおか号」は村内におきまして区域運行型を取っておりますので、各家庭まで送迎が可能になっております。このことから人を運ぶ以外にも荷物を運ぶことはできないか、買い物支援に活用できないかというご意見でございます。実は、私も「まるおか号」を買い物支援に使えないか、荷物を運ぶことができないか、受託業者と検討を始めたところでございます。といいますのも、国におきまして昨

年法律の改正が行われまして、物と人の混載といいますか、貨客混載と申しますけれども、可能になっております。背景には近年不足しております自動車運送業の担い手を確保するとか、人口減少に伴います輸送事業の減少が深刻な問題になっているということで、過疎地域などにおいて人や物の物流サービスの維持、可能性を確保するという、新しい事業の展開ということでございます。そのことによりまして生産性向上を図る必要があるということで、これまで旅客自動車運送事業者は旅客に運送、それから貨物自動車の運送業者は貨物というふうに特定されておりましたものを、両事業の許可をそれぞれ取得した場合には乗り合いバスを使って運送できる。また貸し切りバスとかタクシー、トラックについては、過疎地域において限定されておりますけれども、一定の条件のもとで事業の掛け持ちができるというふうなことが可能になっております。具体的には山江村のような過疎地域におきましては、バスやタクシーが人ではなく貨物を運ぶことができるということで、またトラックでも貨物ではなくて人が乗れる場合は人を運ぶことができるということでございます。現在、「まるおか号」の受託事業者が貨物の運送許可を取得しております。国への手続きを進めておるということでございまして、まだ初期の段階でございすけれども、今後、具体的な買い物支援の仕組みが整えられるのではなかろうかなと思っております。現在は村内の商店の方が一部家庭まで配達を行うような支援事業も行われておりますので、そういったものと調整をする必要もございす。そういったことで、今後できれば「まるおか号」で荷物が運べるような仕組みを整えてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 前からの質問等もあったからだと思っておりますけれども、執行部におきましてこの買い物弱者支援対策についてはいろいろと協議検討をされ、今回、国の法律改正も相まって、過疎地域においてはバスやタクシーにも貨客混載というか、それが可能になり買い物支援の仕組みづくりに明かりが見えてきたのではないかなというふうに思っております。村内の事業者で対応できることが最善の方法だと思いますけれども、村内業者がその対応が難しいということがあれば、これも仕方がないのではないかと思います。今後、具体的に仕組みの検討とか、村内業者との調整も必要というようなことでございすけれども、早期実現に向け検討されることに期待をしたいと思います。

次に、農業の支援策についてというようなことでございすけれども、農業の支援につきましては、これも本年度6月議会で農林業の振興ということで一般質問をしており、専業農家や兼業農家の状況等について答弁をいただいたところでございます。今回の質問の主なことは本年度9月議会の一般質問において横谷議員からも

山田地区の農業生産法人化に向けた取り組みとか、農業受託者機械利用組合の活動状況等についても状況や支援策についても質問され、それぞれ答弁をされております。私違う視点からということで、できたら機械利用組合のことに絞ってちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

まず機械利用組合が当初導入した機械の種類と現在所有しておられる機械の種類、また台数、組合の構成員についてどういう状況になっているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

機械利用組合のことについてでございます。この機械利用組合につきましては、目的としましては農作業に対します機械の共同利用、これを通じまして作業の省力化及び経営の安定化を図るために、平成12年に設立された組織であります。当初の機械導入としましては、畦塗り機が1台、6条田植え機が1台、コンバインの3条刈りが1台、これを国・県及び山江村の助成金で購入をしております。現在保有しています機械につきましては、5条植えと6条植えの田植え機がそれぞれ1台、4条刈りコンバインが3台、畦塗り機が1台、トラクターが1台を保有しております。組合員の構成員につきましては、現在は20名という構成員であります。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 平成12年だったですか、当初始められたというようなことで、機械もそれぞれ変わりがまして大分充実したように思います。またほかにも農作業を受託されておられる方もおられると思いますけれども、この組合の本年度の受託実績等がわかっていたらお聞きしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 機械利用組合の受託の実績ということでありまして。今年、平成30年は受託の実績がわかっております。畦塗りが38件で約6,500メートルということでありまして。田植えが38件で約16ヘクタール、稲刈りが124件で約43ヘクタールということでありまして。農作業の受託につきましては、個人でも受託されてる方もおられます。大体、本村に10名ほどおられるという想定をしておりますけれども、これとほかにも個人で受託されてる面積は合計で50ヘクタールぐらいがあるのではないかなというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今の50ヘクタールは、これは稲刈りだけですか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この個人の受託面積の50ヘクタールは田植え、そして稲刈りが主だと思いますけども、これを合計した面積ということでもあります。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 農業経営者の高齢化、また後継者不足等で農作業を委託される方は今後ますます増加していくのではないかと思います。機械利用組合や農作業を受託されておられる方の役割は、大変大きいものだと思います。また必要不可欠なものになっているような気がします。機械利用組合や個人の農業受託者で行われる農作業の作業賃金についてですけれども、この作業賃金に違いはあるのかと、あと一つ、個人の方は機械の更新はそれぞれ個人でされておられます。機械利用組合の場合、機械の更新はどうなっているのか、この2点について質問をします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 機械利用組合または個人受託者を利用した場合の作業の賃金に違いはあるかということでございます。双方とも賃金につきましては、山江村農作業標準賃金表というのがございまして、それを基準に契約をそれぞれされております。ただし、地形によりましては多少増減はあるということでもあります。これにつきましては、双方協議の上契約することでありまして、従いまして、作業の賃金に対しましては、組合と個人受託者には大幅な違いはございません。

機械利用組合の導入機器の更新はということでございます。農業用機械も耐用年数がありますので定期的な修繕が必要でもありますし、更新時期は必ず訪れます。機械利用組合が使用します機械の更新につきましては、組合独自の資金で行っておられまして、村からの支援等を行っていないという状況であります。農作業の受託によりまして得た収益のうち、その機械を扱うオペレーターの方に賃金の約4割ぐらいがオペレーターとして支払いが行われております。残りの6割につきましては、機械の燃料代、修繕代、または更新のための経費に蓄えられてる、経費に充てられているということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 作業賃金には差はなく、山江村の農作業標準賃金表を基準として実施され、契約をされているというようなことでもございました。機械利用組合の機械の修理や更新は組合独自で賃金等々をした残りを積み立てながらの資金で行うというようなことでもありました。機械も大型化されておりますので、今後の維持管理についても大変だろうというふうに思います。農作業、特に稲作は作業がほとんど同時期になり、先ほど答弁では稲刈りも合わせて100ヘクタール起こすと

というようなことだったと思います。機械利用組合も個人の受託者も大変だなというふうには思っております。今年には特に収穫時期に天候が悪く、刈取りが集中したために乾燥機の空きがなく、委託された農家の方も心配され、また受託されました機械利用組合とか受託者の方も大変ご苦労されたのではないかなというふうに思いますし、大変だったというような話も聞いております。機械等の購入に対する支援策につきましては、今年6月の一般質問や9月議会での横谷議員の質問の中でも出ており、兼業農家等に対する助成制度はないというようなことであったと思います。私、この答弁を受けまして、今回、人吉球磨の二つの自治体にちょっと話を聞きに行った経緯があります。その中で小規模農業者や兼業農家の救済措置というようなことで、自治体独自で村自治体の単独というようなことでしたけれども、農業機械等の導入に対し助成をされておられる自治体もありました。それぞれ助成の要綱を定められまして、個人ではなく共同で事業をする共同体に対して助成をするというようなことでした。ある自治体では2人以上で事業費の10分の4を補助し、予算の範囲内というようなことでしたし、もう一つの自治体では3戸以上の農業者で組織する営農集団で補助率は2分の1で、最高50万円までというようなことでもございました。山江村としましてもこのような制度を村単独で行うことは考えられないか質問をしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 機械の購入に対する助成制度ということでございます。もちろん作業の効率化を図るためには機械はどうしても必要なものというふうには思っております。この機械の購入につきましては、法人とか認定農業者とかは国・県の補助制度はあります。でも小規模農家、一農家に対する現在の補助制度はないということでもあります。それに対しまして村単独で支援してはどうかということでもございますけれども、村の単独の事業としましては、農業の初期投資に係る新規就農という考え方ですけれども、その方に対しまして支援策としましては機械の購入の2分の1、上限100万ということで支援をしております。これは18歳から55歳の方ということでもあります。それに対しまして新規就農者というのが条件ということになっておりますので、谷口議員の質問の趣旨からすればちょっと違うかなというふうには思っております。ただし団体、1個人には助成制度は設けておりませんが、団体5名以上で農業を経営といいますか、農作物の栽培に必要な機械の購入に対しましては9割補助、上限が90万円という、小さな産業づくり事業というのが要綱が設けておりますので、ぜひそれを活用をしていただきたいというふうには思っております。一農家、兼業農家、小規模農家に対しまして機械の購入に対しまして助成につきましては、機械の稼働日数を考えますと、果たして機械を購入して更

新したほうがいいのか、本当にそれがその農家の農業経営に適しているのか。逆に機械を買わなくて、集積とか利用権設定、作業委託したほうがいいのかということをよく検討していただきたいというふうに思っております。このことにつきましては、農家のニーズが高まってきたらちょっと検討をさせていただきたいというふうにも思っておりますし、また先ほどの答弁でも山江村で約10ヘクタールの委託作業があると、個人と組合と委託されてる方がおられるということでもありますけども、これが今後ますますこの面積が増えつつあるというふうには思っておりますし、またその受け皿であります受託者であります機械利用組合とか個人の受託者、この方も高齢になってくるということでもありますので、その担い手をしっかり今度確保しなければいけないなというふうにも思っております。この兼業農家、小規模農家に対します機械の導入につきます支援としましては、先ほど申しました小さな産業づくりを活用していただきたいというふうに思っております。ただし、この事業が5名以上ということでもありますので、この5名以上が困難ということでありましたら、5名以上のこの要綱も組織数も検討を、要綱の見直しも考えていきたいというふうに思っておりますし、またほかの町村のことも言われましたけども、ほかの町村の支援策も調査をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 私も助成というようなことで話をしておりますけども、答弁のとおり小規模農家や勤めながら兼業農家では、機械の稼働率というのは低いと思います。しかし兼業で農業をされてるところは、いわば後継者がおられると解釈をしてもいいのではないかなというふうにも思います。機械利用組合も受託者の方も、受託する面積が年々多くなればなるほど機械の稼働を効率よく回すには、それなりの機械や施設を充実させたほうが委託者の要望時期に作業ができ、委託者の不安も、また受託者のご苦勞も少しでも解消できるのではないかなというふうに思います。先ほど小さな産業づくりのことも話されましたので、助成措置につきましては前向きに検討されることに期待をし、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時57分

第 3 号

1 2 月 7 日 (金)

平成30年第6回山江村議会12月定例会（第3号）

平成30年12月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 請願第 1 号 | 二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員会委員長報告） |
| 日程第 2 | 発委第 2 号 | 山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について |
| 日程第 3 | 承認第 1 1 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
（平成30年度山江村一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 4 | 諮問第 1 号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 5 1 号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 6 | 議案第 5 2 号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 5 3 号 | 山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5 4 号 | 平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 5 号 | 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 10 | 議案第 5 6 号 | 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 5 7 号 | 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号） |
| 日程第 12 | 議案第 5 8 号 | 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 13 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 14 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |
| 追加日程第 1 | 同意第 3 号 | 山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治 君	教育 長 藤本 誠一 君
総務 課長 北田 愛介 君	税務 課長 山口 明 君
企画調整課長 松尾 充章 君	産業振興課長 平山 辰也 君
健康福祉課長 一二三 信幸 君	建設 課長 白川 俊博 君
教育 課長 蕨野 昭憲 君	会計管理者 迫田 教文 君
農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君	代表監査委員 木下 久人 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決を行います。

発言につきましては、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）の規定と同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 請願第1号 二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の産業厚生常任委員会委員長報告）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員会委員長報告）についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ただいま議題になっております請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書について質疑をいたします。

二連木堰再利用に関する請願について、委員長報告では集水管の確認及び現地測量、また紹介議員である2名の議員の方からの内容説明と4回の審議を重ね、二連木堰からの集水には相当な期間がかかること、多額の工事費による財源の確保、また基盤整備による多額の受益者負担の発生などから不採択とされておりますが、私も9月の定例議会の現地調査で請願者の方、また立ち会のもと取水口が確認できなかったことは記憶しております。不採択理由について理解するところですが、ただ、不採択にされたことにより慢性的な水不足解消に向けての行政側の対策が先延ばしになるのではないかと危惧するところです。そこで、二連木堰再利用に対する担当課の意見はどのようなであったのか。また水不足解消のため他の方策が可能であれば検討する必要があるという付帯意見を付けられておりますが、産業厚生常任委員会では他の方策について検討されたのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいまの赤坂議員の質疑についてお答えをいたします。

本当に現地を見て水が不足しているということで、受益者の気持ちは痛いほどわかりました。ただ、二連木堰が使われる。水が豊富だから水が使われる。この堰が可能であるという請願書でございますので、そのところをしっかりと判断基準として、委員皆さん真剣に測量もするなり現地に行ったところですよ。今おっしゃったとおり、担当課の意見としてはどうだったかということですが、一つは、二連木堰がとても相当な困難と、財政的にも負担がかかるからとても緊急にはできないと、だったら既存の用水路がありますね。既存の用水路を拡張するなりなんかする方策も担当課では検討したらどうかということが意見中心でありました。それから、他の補助事業等で水の方策等も事務局長を通じていろいろ補助機関等を調べましたけれども、今の補助事業では農地の集積とか規模拡大とか区画整理をまたする必要があるということで、そうなった場合に果たして、おそらく相当な需用費もかかるし、受益者の方が負担金を払う意思がどうなのか。今の農業情勢で厳しいのではなかろうかなということ判断したところですよ。ですから、今回のこの請願書については憲法第16条、また地方自治法第124条できちんとした議会のほうで処理しなさいと、執行部にはなくて議会で対応しなさいということから、みんなやっぱり重みを受け止めて慎重審議に今回勉強させていただき、現地も確認、何らかの水の方策はないかなということを検討したわけです。ですから付帯意見として、やはり現状を見ると本当に水の確保に苦労されているから、田んぼは水がないとどうもならないから、他の方策でも検討をする必要があるということで付帯意見を付けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂議員。

○1番（赤坂 修君） 請願の中で耕作面積が16ヘクタールと広い割には用水路のU字溝が小さいということも書かれておりますが、今委員長のお話では、役場の意見聴取の中で水が多いときにはオーバーしているというような話も聞いておりますので、U字溝を大きくする、その布設替えのような意見も出たということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） お答えいたします。

担当課からは、そのようなU字溝を拡大し解消することも検討する必要があるということでございました。

○1番（赤坂 修君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 質疑をしたいと思いますが、おそらく不採択というふうな委員会結論は出ましたが、その結論の根拠は、ごく近い将来実現の可能性がないというようなことで解釈をしてよろしいのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） お答えいたします。

この請願というのは陳情要望と違って本当に重みがあります。ですから請願でうたっているのは、一つは請願書の内容が妥当であるのか。本当に緊急性、財政的、財政需要で本当に実現があるのか。この二つを慎重に判断基準としなさいということを書いてあります。またうたっています。そういった中で、まず二連木堰の形跡があるということで請願を出してもらっているんですけども、実際に見たときに、現状では二連木堰の形跡がなかったということ、そして水が豊富で今でも利用可能であるということも述べてありましたけれども、当時、30年前にあそこを基盤整備をされたときに埋め戻しされていると。もともとあった二連木堰の集水口がもうないと、埋め戻しされていると。それから河川からの集水は水田が高いために、民家の下で9.5メートル下でないと水が乗らないというような状況でございました。

それから実現性があるかについてであります。ここをお尋ねと思いますが、やはり緊急性、財政的にどうかということでもあります。確かに水が足りない。ただし、二連木堰をもともとあったのをやめてまで埋め戻ししてまで番慶橋の上摂田堰から水を集水していますから、その当時は十分16ヘクタールの水田に水の利用は可能ではあったという事業のもとになされたと思います。ですから、緊急的には水の手当、事業等はできないけれども、受益者四十数名で上の方、下の方、水の共有をされて利用方法を考えたならば、どうか少ないけれども田んぼの耕作はできるのではなかろうかということでもあります。ですから、いろいろ考えてみました。まず河川の管理、堤防の管理、道路の管理はどこなのか。これはもう県・国なんです。今自然災害等も非常に多い中で、あそこを大々的に扱う、堤防をかさ上げするということは県等が本当に許可してくれるのか。また、先ほど言いましたように、補助事業等をもし議会にお願いして採択してお願いした場合に、受益者45名が協力をして、今2反あるのを5反に規模拡大したり、農地集積をしたり、負担金が出たときに本当に協力してもらおうのか、そういうのがまだ完全な状況ではありませんので、そういうことも判断しながら今回のように結論を出したところであります。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書について質疑をいたします。

初日の委員長報告、それから先ほどの赤坂議員の質疑の中で、担当課からも意見を聞いたということでありました。しかし、私たちは担当課からの意見は聞いておりませんので、その二連木堰再利用に対する執行部の考え、あるいはほかの方策がこの報告書には「他の方策が可能であれば検討する必要はある。」ということが書いてありますが、だめですか。

○2番（横谷 巡君） 出来ないです。

○10番（松本佳久君） それでは委員長にお伺いします。4回の委員会を開いて慎重に検討されたことにはすばらしいと思います。その中で意見聴収をされております。それは紹介議員である谷口、中竹両議員と担当課から意見聴収をされております。しかし、この請願書を出された関係者からの意見聴収はされましたか。されたならばどのようなご意見でしたか。答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 申し上げますけれども、請願というのは議会処理権ですから、議会の中でそれぞれの議員さんの判断で決めるということですから、執行部にはないわけです。今回の陳情要望書の提出者は5名ほどおられます。それぞれ土地改良とかいろいろ代表者がおられます。その方々が話し合われて請願書が上がってきますから、議員さん一緒に現地を見られたときに、あの意見が私は代表しての意見だと考えております。個人個人の受益者四十数名に聞くということはとても不可能なことであります。そして何よりもこの請願書の目的はほかの水の方策のことでなくて、これは十分わかってるんです。二連木堰を再利用しての水の手当をできるかどうかの請願ですから、これに絞ってしないと用途を広げたならば、これはまともりません。私たちは本当に二連木堰を再利用して、水で困っている方に水の手当ができるかということを真剣に考えて、責任のある判断をしないと、できますよと言って返して、それが何年経ってもできなければ、「あつども何しよったとかな。」という議会に対する判断も問われます。そういったことも踏まえて、今回は本当に慎重審議、審査した結果でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 先ほど来から。

○議長（秋丸安弘君） ちょっと待ってください。討論に入りますが、これは反対討論ですね。はい、わかりました。

○8番（中竹耕一郎君） 先ほど来、委員長のほうから委員会報告がなされたところがありますが、反対の立場から討論をしたいと思います。

請願の内容についてはもう申し上げませんが、おそらく請願の採択方法は、実現性の問題というのがいわゆる分かれ道だろうというふうに質疑のお答えで感じたわけですが、もちろんむやみに採択するということは、やはり責任を問われることになっていきますが、今回請願について全く不可能であるとか、緊急性、重要性がないというふうには判断できないというふうに考えます。実現性について、昨今の経済状況が厳しい中で、おそらく1年、2年で実現できるというふうには思われません。ただ、近い将来はいつの時点に想定するかによるというふうに思いますので、私はまずは採択をした後、工法とかさまざまな条件のクリア、財政確保等を加えてさまざまな検討を加えて請願に応えるべき努力がやっぱり必要だというふうなことを考えます。

よって、不採択報告については反対をいたします。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 次に、委員会審査報告に賛成者の発言を求めます。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） それでは賛成討論ですけど、産業厚生常任委員会のほうで、去る10月24日、現地調査を行いました。内容は河川の水が現用水路に水が乗るか乗らないかの確認のためにレベルにて測量を行い、河川の水面の高さと現用水路の高さが約1メートルほど現用水路のほうが高く、この二連木堰からの農業用水は取れることは不可能だと判断しました。もしこの堰から用水を取り入れるとしたら、先ほど委員長も言われましたとおり、約95メートル下流まで行かなくては水が乗らない状況でございました。このような状況では工事施工費は相当な金額を要し、時間もかかり、現状から考えるととてもこの二連木堰再利用は困難だと結論に達しましたので、不採択にしました。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） ほかに反対討論はありませんか。

3番、森田俊介議員。反対討論ですよ。

○3番（森田俊介君） 賛成ですから、賛成討論でよございませうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 最初反対からいきます。反対討論のほうを先に。

松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書を不採択とすべきものに対して反対の立場から討論を行います。

確かに、産業厚生常任委員会のご尽力、ご努力は認めるといいますか、大変苦勞されたと思います。今は議員もそれぞれ専門家もおられて、現地調査でもレベル測量をしながら委員会の判断をされたのだと考えております。しかし、私は確かに請願第1号は二連木堰再利用に関する請願書であります。その請願の要旨、請願の理由等を書いて、これは8月20日に請願書を持ってきておられます。それをよく読みますと、要は水が不足するからこの用水の手当をどうかしてくれというのが請願の理由であるかと思えます。そのようなときに、確かに委員長報告としては二連木堰再利用に関しては、これはちょっと無理ではないか、これは不採択ということではございますが、不採択にすると、今後この用水不足の件が進まない可能性もあります。そこで、ここは採択として、それからいろいろな方法で用水の手当を考えるべきではないかと私は考えます。

以上のような理由でこの不採択に対しては反対をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 賛成討論はありませんか。

森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 請願第1号の二連木堰再利用に関する請願書について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず調査してからの形跡が見当たらないということ。これは見当たらないということは再利用はできないというような考えを持っております。また、この堰を利用してまた再利用とするならば、国土交通省とか県とか村とか漁協とかの協議の中での困難な道だというふうに考えております。また、堰が十分でない場合は、堰を大幅に改良しなければならぬということになってまいりまして、水位のかさ上げとか大規模な工事になってくるんじゃないかというふうに考えますので、ほかのやり方を考えたほうが良いということで、私は賛成意見に同意します。よろしく願いします。

○議長（秋丸安弘君） ほかに賛成討論ありませんか。

反対討論はありませんか。

○議長（秋丸安弘君） ほかにありませんので、これで討論を終わります。

採決をいたします。この採決を起立採決といたします。本件に対する委員長報告は不採択です。本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（秋丸安弘君） 起立多数。したがって、日程第1、請願第1号、二連木堰再利用に関する請願書（平成30年第5回議会定例会付託案件の議会産業厚生常任委員会委員長報告）については、委員長の方向のとおり不採択にすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 発委第2号 山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、発委第2号、山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、発委第2号、山江村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第11号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成30年度山江村一般会計補正予算（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度山江村一般会計補正予算（第4号））についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、承認第11号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成30年度一般会計補正予算（第4号））については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて質疑をいたします。

初日の提案理由説明の中では配付の方の推薦に対して意見を求めるというような提案の理由であったかと思えます。住所や氏名を読み上げられなかった理由か何かあるのですか。質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今回、人権擁護委員の任期が切れるということで、議会の意見を求めるということで諮問第1号で提案させていただいてるところですけども、若干、経緯を説明させていただきますと、人吉球磨管内ではございませんが、人権擁護委員さんが相談後に自分の思い通りにならなかったということで、逆に恨みを持たれて被害に遭われたという事案が発生してるということで、委員さんの身の安全を守るという観点から、個人が特定されるような情報を公表しないように努めてくださいというようなお話が法務局のほうからありましたので、極力、住所とか生年月日についてはしないということでございますが、氏名については相談委員さんがどなたかというのわからないので、氏名は公表してよいということでありましたので、今回、提出しております現委員であります公表というか、申し上げますが犬童美津子さんのほうを擁護委員として推薦したいということで考えております。

以上です。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。この採決は人事案件ですので起立採決をします。本案のとおり山江村人権擁護委員の推薦については、候補者として適任であるという意見を付して

答申することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

- 議長（秋丸安弘君） 起立全員。したがって、日程第4、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、適任であるという意見を付して答申することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第51号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

- 議長（秋丸安弘君） 日程第5、議案第51号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第51号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第52号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長（秋丸安弘君） 日程第6、議案第52号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

- 10番（松本佳久君） 議案第52号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

今回の改正案では別表第1も改正されるようになっております。このすべてがどれくらいアップするののかというのはちょっと無理ですから、主に若手と中堅と年齢が上の方の代表的なところで、月額どれくらいアップするのかお答えいただきたいと思います。

- 議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

- 総務課長（北田愛介君） それではお答えいたします。

給料の上り幅でございます。これにつきましては、国のほうも若年層の早期立ち

上がり方というふうな見解を持っておりまして、主事級、これが月額1,000円から1,500円程度、主査、係長級が600円から1,000円程度、主幹、課長級になりますと400円から500円程度の月例給のアップということになっております。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第52号について質疑をいたします。

大体、恒例という話はしていきませんが、今回の条例の一部改正について、宿日直手当、それから勤勉手当等々あるわけですが、山江村の職員の全体的なトータルでいきますとどれくらいアップになるのか。概算でいいんですけども、わかりますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今回の改正によりますアップでございます。予算ベースで現在試算しております。今回改正することによりまして、本俸が30万円、期末手当が27万2,000円、勤勉手当のほうは124万7,000円、合わせまして、今回の改正で今年度影響しますのが、予算ベースで186万9,000円程度でございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第52号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 議案第53号 山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、議案第53号、山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第53号、山江村総合振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第54号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第8、議案第54号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）について質疑いたします。

ページは14ページ、2点ほどであります。まず14ページの款、衛生費、その中の目6、健康増進事業費というところがあります。そこともう1点は次のページの15ページ、農村集落活性化支援事業費のところがあります。

まず健康増進事業費であります。ここは健康ポイントのところ、一応、ここは当初予算では健康ポイント今回60万を増額してあります。当初予算は30万ありますが、それに対して60万の増額であります。一応、最初から見た見込みと、この辺が必要が多いのかと思っておりますので、一応資料はもらっておりますが、その点についてお願いします。

それと、次の農村集落活性化支援事業費であります。ここは報償費、ここで先進地研修時謝礼と普通旅費が上げてあります。ここは補正額はゼロでありますけれども、一応、委託料、ここが減額となっております。その分、同じ額が先進地研修時謝礼と普通旅費のほうに、同じ額ですけれども回っておると思っておりますので、その点について、2点お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

6の健康増進事業費の健康ポイントの増額についてですけれども、この健康づくりポイント事業につきましては、本年度から実施をしているものでございます。当初、100人で試算をしておりましたけれども、12月7日、本日現在の登録者数を見ていきましたが、313人ということで、大幅に参加されている方が多くなったということで、ポイント交換につきましては1人3,000円までということでございますので、一応、300人を見込みまして60万の増額とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農村集落活性化支援事業費の内訳でございます。これは国の交付金事業の組み替えということでもありますけれども、先進地研修時の謝礼と旅費としまして普通旅費を増額をさせていただいております。この件につきましては、これは学校給食の地産地消化を図る事業でございます、その中で今現在、真空調理機を導入をいたしておりますけれども、リースでございますけれども、その製造会社でございます本社、東京にあります。そこで今も真空調理機を利用はしてましますけれども、更なる利用を図るために、本社が委託してます管理栄養士からの利用についての研修を受けるために、東京のほうに研修に行くということの旅費と、それに対します謝礼ということで、今回の組み替えということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいまの活性化支援事業費ですけれども、一応、この情報端末操作説明業務委託料というのと農村物産消費拡大推進モデル事業委託料ですね、これについては何か名称が変わることだったんですか。この辺についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この委託料の情報端末説明委託料、これは農家さんに対します生産履歴とかをタブレットで入力するためのタブレットの講習委託料ということでございました。

それから、農産物消費拡大推進モデル事業委託料、これにつきましては、山江村で取れた学校給食の農産物が余った分を都会とかの流通に回すといいますか、流通を拡大するということの委託料でございましたので、これも当初計画をしておりましたけれども、限られた予算ですので交付金の金額はもう決定されておりますので、これは来年度またやりたいと思いますし、それに対しましてそれを今回減額させていただきまして、真空調理機の利活用のほうに力を入れたいというふうに思

い、今回の組み替えということでございます。

○4番（西 孝恒君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第54号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第55号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号)

○議長（秋丸安弘君） 日程第9、議案第55号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第55号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第56号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第10、議案第56号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第56号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）について質疑をいたします。

内容ではありませんけれども、この簡易水道事業の大きな動きについて、わかっている範囲で、できれば説明いただければというふうに思います。

昨日、水道事業に係る民営化の法案が衆議院を通過しました。内容を見ますと、水道事業を官民連携、広域連携とうたっているようです。大きな自治体は民営化というものはメリットがあるかもしれませんが、私たち小規模自治体におきましては、水道の運営事業は貴重な一般財源を投入して、安価なおいしい安全な水を村民に給水しております。そういった中で、この民営化の大きな動きが突然出てきましたので、私たちもあまりこの内容がわかりません。そこで、県等からの事前の説明会とか動きとか、あるいは球磨郡管内、広域連携等ありますけれども、そういったところの状況がわかれば、わかる範囲で結構ですから教えてください。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員申されましたように水道法案が改正されて、水道事業の運営形態が変わるようになるということでございます。内容は維持管理の提言とか施設の更新について経営基盤強化、それから経営の安定化が求められるということで、民営化、官民連携が必要になるということでございます。その場合、経営の安定につきましては、採算が取れるように使用料の増大とかが懸念されるわけですが、議員申されましたように、小規模自治体、本村におきましては5,000人以下の簡易水道事業でございますので、人口の少ない市町村は使用料の増額は不可能であるということでございます。そのようなことから県も動きがっております。市町村の施設の統合、それから施設の共同をそれぞれ問題点を協議しまして、情報の共有化を図る会議が先月行われております。この会議を数回今後も重ねていき、先ほど申されました広域連携等に向けた協議が数回行われるということですので、その結果をもとに本村も対応を考えていきたいというところでございます。

○2番（横谷 巡君） 質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております平成30年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）について、先ほど横谷議員の質疑にもありましたが、その件に関して白川建設課長からは今後協議をしていきたい旨の答弁がありました。村長にお尋ねします。率直に言って、この水道法がうたうような例えば民間との連携とか広域化については、現在どのようにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えしますが、まずお断りいたしますけれども、議案についてのご質問ではありませんので、本来、お答えする必要はないかと思うわけでありますから、先ほど横谷議員にも答えますので、私の所見を申しさせていただきます。

この動きは当初公営企業化という動きがありました。要するに、今山江村は特別会計で行っておりますけれども、公営企業化をして採算を取るような方法を取りなさいというような言い方を総務省、厚労省は言っておりました。ただ、その折にも、要するに独立採算制をなさいということでもありますから、1億6,000万今かかっておりますけれども、その1億6,000万の経費を基本的には水道の料金で賄いなさいとなりますと、とんでもなく水道使用料が上がるというようなことで、そういう実現不可能のようなことを言ってもらってもだめだというようなことを、私、熊本県簡易水道協会の役員をしておりましたので、その折は随分、厚労省、総務省にも申しておりました。ただ、今回は民間との連携ということの話でありますけれども、趣旨は一切変わっておりませんで、もちろん幾分かの取り換えと同時、役場からの持ち出しはできるのでありましようけれども、水道料が山江みたいな小さな簡易水道事業は大幅に上がることが予想されます。従いまして、これは当初から2度、3度、私申しておりますが、国の押し付けではなく、各自治体の選択制の中でこの事業をやっていきたいというようなことを考えております。連携が可能であればその連携の方向も含めて考えていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、水道という村民の生活インフラそのものに係る事業でありますので、これを民間で運営していくということについては、いささか疑問も残ることでもありますし、しっかりとそういう視点でこの事業に対しては対処していきたいと考えております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第56号、平成30年度山

江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第57号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、議案第57号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第57号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第58号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第58号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第58号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 3 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 3、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。会議規則第 1 2 6 条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第 1 4 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 1 4、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたいとの旨の申し出があります。

よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。ただいま村長より山江村副村長の選任に関する同意を求めることについての議案の提出がありました。本件を日程に追加し、追加日程第 1 とし議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについては日程に追加し、追加日程第 1 とし議題とすることに決定しました。

それでは、今から議案の配付をしますのでしばらくお待ちください。

（議案配付）

-----○-----

追加日程第1 同意第3号 山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて

○議長（秋丸安弘君） 追加日程第1、同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村副村長の選任に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村副村長に選任をしたいので、議会の同意を求めるものでございます。平成30年12月7日、本日提出でございます。山江村長 内山慶治。

記として表を書いておりますけれども、住所、山江村大字山田丁2421番地。氏名、北田愛介。敬称略します。生年月日につきましては、昭和33年12月10日生まれでございます。適用といたしまして、任期が平成31年1月1日から平成35年12月31日までの4年間でございます。

提案理由でございますけれども、北田愛介氏を適任者と認め、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

北田氏の履歴を申し上げたいと思いますが、北田愛介氏は昭和52年3月7日に山江村役場採用となり総務課に勤務を始められております。その後、52年10月1日から振興建設課、企画振興課、これは高速道路対策係でございました。その後、経済課林政係、その後、建設課耕地係、その後、住民課福祉係、総務課財政係、総務課行政係として勤務であります。平成13年1月1日に係長に昇格をされまして、総務課財政係長を皮切りに経済課林政係長、自治大学校の派遣も経験され、平成16年1月1日には主幹に昇格され、企画調整課企画調整主幹、企画調整課企画情報センター主幹、総務課企画調整主幹を経験されております。そして平成21年4月1日から課長に昇格され、産業情報課長、同じく産業情報課ケーブルテレビ開局準備室長を兼務され、平成22年10月1日には議会事務局長、その後、会計管理者、平成26年10月1日から企画調整課長、そして29年4月1日から総務課長として現在に至っております。実に41年と9カ月の行政経験を持たれている方でございます。21回の異動を繰り返され、ほとんどの課は熟知されているということでございます。特に財政係また係長として5年1カ月のご経験をお持ちであり、総務課長としての職歴を数えますならば7年近く、非常に財政に明るい方でもございます。また、自治大学校にも行かれ、自治研修の講師としての立場もございまして、企画調整課時代には村制120周年の企画に携われて、ボンネットバス大集合、これ2万人の方々が来られるイベントでありましたけれども、その中心となり企画をされたというような実績もございまして、ご本人、非常に誠実で質実な

方でありまして、副村長に適任者として認め、今回の提案をさせていただくという
ことでございます。特に副村長を置くことについては、地方自治法第161条には
都道府県に副知事を、市町村に副市長村長を置くとなっております。置かない場合
は「ただし条例で置かないことができる」というような定めがあるわけでありまし
て、167条の中にその任務が書いてありますけれども、政策、企画、立案業務の
詳細についての検討をする事業。それから職員の担当する事務を監督する。昨日は
綱紀肅正等の話も出ておりましたが、そういう事務を監督するという職務。首長の
判断が不要で重要でない事案は副村長の決済によりできるということでもあります
し、事務委任によりまして、業務の効率化も期待できるというようなことありま
す。いずれにしましても山江村の更なる振興・発展のために副村長の任務を受け
てもらいたいとして、今回提案をさせていただくというようなことありますけれど
も、現在、第2次補正が1兆5,000億、新年度予算も含めて来年度の補正を含
めると、補正だけで3兆5,000億の事業メニューが出てくるということであり
ますし、なぜ12月かということでもあります。3月まで待ってもよかったですわけ
ではありませんけれども、130周年の予算編成、さっそく入っていくわけでありま
すけれども、新しい人事体制でこの予算編成に向かい、スムーズに4月1日からそ
の事務が遂行できるような体制をとっていきたいということを考え、突然ではあり
ましたけれども、議会の制度に則って追加提案として今回提案させていただかせ
たわけでありまして、人事案件でもありますので、どうぞ慎重にご審議を賜りまし
て、よろしく全会一致でご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせてい
たできます。よろしくお願いたします。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで議案検討のため、暫時休憩をしたい
と思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

その前に村長から訂正の申し出があります。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第3号の内容について誤りがございましたの

で、訂正をしてお詫びを申し上げたいと思います。

記の欄で適用がございしますが、任期を平成31年1月1日から平成35年12月31日の4年間と私申し上げましたけれども、4年間の任期は間違いありませんので、平成31年1月1日から平成34年12月31日となります。誠に申し訳ありません。お詫び申し上げて訂正方よろしくお願い申し上げます。

○村長（内山慶治君） それでは、今の村長の訂正につきまして問題ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 問題ありませんか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

それでは、同意第3号について質疑、討論、表決をいたします。

同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。

ここで北田総務課長より一身上に関する事件であるため、退場の申し出があつております。これを許したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。北田総務課長の退場を許可します。

（北田総務課長 退場）

○議長（秋丸安弘君） それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） それでは、同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて質疑をいたしたいと思います。

この人事案件は山江村のトップ2を決める非常に大事な案件であろうと思います。選任される方につきましては適任と認めるところでございますけれども、追加提案として出されたのはちょっと、大事な案件をなぜ当初に提案されなかったのか質疑をします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） まず議会の制度に則って、今回の追加議案は申し出ておりますし、本議会でこの追加議案につきましての許可も得ておりますので、そういうことでありますから、議会3日ありましたけれども、初日に上げなかったというような質問だと思いますが、予算編成をする上で、もう1月からさっそくその予算編成に入るわけでありまして、新しい年度をスムーズに移行できるように、新しい人事の態勢で臨みたいということがございました。そして私11月、出張が大変多かったというようなこともあり、もちろん村民の方々にも、この案件につきまして

は議会の同意も含めて村民の方々にも納得いただく必要がありますので、何人かの村民の方々にもお伺いする時間も必要だったということでもあります。いずれにいたしましても、今回の人事案件は山江村が大事な時期にきているんだらうということを考えます。地方創生の最終年度を来年迎えますし、また次の年から新しい地方創生の事業メニューを作るということもありますし、先ほど来と申しますか、昨日、一般質問でもありましたとおり、村制施行130周年を本当に温故知新として、古いよき山江村を振り返りながら新しい一歩を踏み出す一歩というような大事な年だらうというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたとおり、ご本人が3月退職でありますから、3月に合わせてということも考えましたけれども、急遽でありましたけれども、先ほど言いましたとおり1月1日から承認をいただきたいというようなことで、今回の提案をさせていただくということでもあります。併せて申し上げますならば、第2次補正がいろんな事業メニューも来年補正が上がってくるわけであります。その対応等も含めて職員の教育、適正な事務処理、そして昨日ありましたとおり、職員の綱紀粛正の対応も含めて、しっかり対応をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、村長の説明でいろいろとわかったわけですが、これは例えば臨時議会とか何か開いて提案するという方法はなかったか疑問をしたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 臨時議会も考えられないことはなかったということですが、先ほど申し上げましたとおり、議会の制度が追加議案の申し出ができるということになって、改めて臨時議会するよりも本会議でお願いしたいというようなことで、今回提案させていただいたということでもありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○6番（谷口予志之君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ただいま議題となっております同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて、1点だけ質疑したいと思います。

今後の厳しい財政状況の中、財政的には問題ないか質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 予算につきましては、毎年副村長の報酬分は予算化をしてお

り、議会の議決をもらっているということでもあります。当然、これまでもそうでしたし、来年も同じような予算として出すということでもありますから、改めて別途上乘せをして予算を組むということはありませんので、ご了解を願いたいと思います。

○5番（立道 徹君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいま上程されております。

○議長（秋丸安弘君） ちょっと待ってください。討論がありますから討論を行いたいと思いますが、まず同意することに反対のほうからの発言をお願いします。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいま上程されております同意第3号について、反対の立場で討論を行います。

昨今の農林業の情勢は疲弊と衰退が著しく、何らかの振興対策を必要としています。また、高齢者等弱者の暮らし、生活は厳しい現実であり、生きていくことを守るための支援策も望まれるところです。村長の公約政策で実現しました学校給食の無料化の実施による一般財源は約2,000万円近い住民負担を要します。これに副村長の報酬となると多額の一般財源を必要とします。村長の公務の多忙さは十分に理解いたしますが、限られた財源を住民福祉の幸せづくりに活用すべきではないかと考えます。類似町村でも副村長を置かず、住民ニーズに応えた政策を行っている町村もあります。税収と財政が厳しい本村において、一念発起、副村長を置かず辛抱して、みんなで力を合わせた村づくりはできないもののでしょうか。

以上のようなことから、本議案に対して反対討論とします。

○議長（秋丸安弘君） 次に、同意することに賛成者の発言を求めます。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて、賛成の立場から討論を行います。

先ほど反対討論の中で給食費無料化に約2,000万円、1,800万円ぐらいでしょうけど、使っているというような案もありましたが、これは保護者の申請主義によるものであります。そして聞くところではたぶん全員の保護者から申請されて実施されている事業だと考えております。それから、毎年当初予算では総務費の一

般管理費の中から特別職級として、これは村長及び副村長の分を計上して、私たちは、平成30年度予算も29年度予算も28年度予算もずっと可決してまいりました。ただ、副村長を置かない場合には年度末近くにそれを減額して決算に回すというようなことであつたらうかと思ひます。そのようなことから財政的には歳入歳出の収支はあつてゐるし、それよりも大事なことは、今後さらに新しいことにも取り組み、さらに豊かな山江村をつくることが私たちの任務であると思ひておられます。条例にも副村長の定数は1名とするとありますし、置かない場合には、本来であれば副村長を置かない条例を制定しなければなりません。いわば条例違反とまでは言ひませんが、副村長1名を置くとしてゐる中で、諸般のことを考へてこれまで置かずにやつてこられましたけれども、村長の動き等を見てますと、ここは副村長を置かれてさらに県や国への活動とともに山江村内をくまなく巡り、高齢者の方や子育て支援の方々の声も十分に耳に入れながら、さらに村政発展のために活動していただくことがよいと私は考へます。従ひまして、副村長選任に関しては賛成いたします。

○議長（秋丸安弘君） ほかにありませんか。

4番、西孝恒議員。反対討論ですか。

○4番（西 孝恒君） 反対の立場で討論いたします。

山江村の副村長の選任であります、人選につきましては適任の方と思ひます。しかし、山江村の財政指数は熊本県でも大変低いほうでありますけれども、そういう中であつても福祉とか扶助費に代表されます住民のサービス関係には予算に重点を置かれまして、またさまざまな支援事業もあります。そのような結果として移住定住そして団地効果、そしてその結果、出生率そして高齢化率も球磨郡ではよいほうであります。その点は評価いたしますが、福祉関係については、今後、村長も話されますように2025年問題もあるわけでありまして、まだまだ費用がかかるわけだと思ひます。そのようなことで、村長には大変ですけれども現状維持にて頑張つていただきたく思ひますので、この追加議案には反対であります。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） 続いて、賛成者の討論はありませんか。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについて、賛成の立場から申し上げます。

先に村長の言われました地方創生とか130周年を迎える行事に当たつて、やっぱり副村長を置かなければ村長と2人でタッグを組んで、いいチームを作りながら成功させていただきたいというふうに考へます。また、北田愛介総務課長には12

月31日で退職をするということですが、以前、西川内団地を造成したときにもいろいろと山江のためにご協力をいただいたということも懸念いたしまして、私は賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 次に反対討論はありませんか。

なかったら賛成討論の方。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ただいま議案に計上されました同意第3号について、賛成の立場で討論したいと思います。

今回、北田愛介氏を選任ということですが、今後、向こう10年間の振興計画を来年から実施に入るわけでありまして、そういうこともありまして、大変中央官庁も政治情勢も厳しいものもあると思っておりますし、また急速に変わってしまうわけです。そういうことで財政の見通しに明るい、特に北田愛介氏は財政的にも7年の経験もありますし、今後財源の確保というのは地方にとっては、いわゆる命の綱でもあります。そういうことで、財政に明るい北田氏を選任いただくということは、私は今後の山江村の持続可能な地域の基盤づくりにおいては、ぜひとも欠かさないというふうに考えております。いわゆる今は大きな転換期だというふうに認識をしております。そういう中であって、北田氏は以前よく見かけたんですが、健康に留意されて、よくトレーニングもされておりましたのを見ておりました。また性格も非常に温和で健全な地域にも信頼が厚い人でもあります。そういうことを踏まえて、もちろん130周年事業のそうなんですけど、将来の10年間の基本の振興計画を作る上において、ぜひ財源に明るい副村長が必要というふうに考えます。今の現村長も非常に多忙を極めておりますし、この際、来年年号も変わりますので、できれば副村長を誕生させたいということで、賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから追加日程第1、同意第3号、山江村副村長の選任に関する同意を求めることについてを採決いたします。この採決は起立採決といたします。本案に同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（秋丸安弘君） 起立多数。したがって、追加日程第1、同意第3号、山江村副

村長の選任に関する同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

採決は終わりましたので、北田総務課長の入場を許可します。

(北田総務課長 入場)

○議長(秋丸安弘君) 　ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 　異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長(秋丸安弘君) 　これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(秋丸安弘君) 　異議なしと認め、平成30年第6回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員